

第百六十五回国
参議院法務委員会會議録第三号

平成十八年十一月二十八日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

十月二十六日
辞任 千葉 景子君
補欠選任 喜納 昌吉君

十月二十七日
辞任 喜納 昌吉君
補欠選任 千葉 景子君

十一月一日
辞任 前川 清成君
補欠選任 白 眞勲君

十一月二日
辞任 松岡 徹君
補欠選任 前川 清成君

十一月二十七日
辞任 江田 五月君
補欠選任 小川 敏夫君

出席者は左のとおり
委員長 山下 栄一君
理事 岡田 広君
松村 龍二君
築瀬 進君
木庭健太郎君

委員 青木 幹雄君
山東 昭子君
関谷 勝嗣君
谷川 秀善君
小川 敏夫君

衆議院議員

修正案提出者 早川 忠孝君
修正案提出者 高山 智司君
修正案提出者 伊藤 渉君

国務大臣 法務大臣 長勢 甚遠君

副大臣 法務副大臣 水野 賢一君

大臣政務官 法務大臣政務官 奥野 信亮君

事務局側 常任委員会専門員 田中 英明君

本日の會議に付した案件
○信託法案(第百六十四回国会内閣提出、第百六十五回国会衆議院送付)

○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百六十四回国会内閣提出、第百六十五回国会衆議院送付)

○委員長(山下栄一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、江田五月君が委員を辞任され、その補欠として小川敏夫君が選任されました。

○委員長(山下栄一君) 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、両案について政府から趣旨説明を聴取いたします。長勢法務大臣。

○国務大臣(長勢甚遠君) 信託法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近の社会経済の発展に的確に対応した信託法制を整備する観点から、受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備するほか、多様な信託の利用形態に対応するための新たな諸制度を導入するとともに、表記を現代用語化し、国民に理解しやすい法制とするものであります。

第一に、この法律案は、信託制度について受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備することとしており、その要点は次のとおりであります。

まず、受託者の義務に関しては、形式的には受託者と受益者との利益が相反する行為であっても、信託行為において許容する旨の定めがあるときなど実質的に受益者の利益を害しないときはこれを許容することとし、また、信託事務の処理を第三者に委託することができる範囲を拡大するなど、その規律の合理化を図ることとしております。

次に、受益者の権利に関しては、帳簿その他の書類及び信託財産等の状況に関する書類の作成、保存、閲覧等の規定を整備し、受託者に対する損失てん補等の請求に加えて違法行為の差止め請求の制度を創設するとともに、受益者の意思決定について多数決によることを許容するほか、新たに受益者に代わって受託者を監督する信託監督人制度等を創設するなど、その行使の実効性及び機動性を高めるための規律を整備することとしております。

第二に、この法律案は、信託制度について多様な信託の利用形態に対応するための新たな諸制度を導入することとしており、その要点は次のとおりであります。

まず、状況の変化に即応して信託の形態を再編できるように信託の併合及び分割の制度を設けるとともに、信託を利用した資金調達の要請にこたえる観点から、受益権の有価証券化が可能となる受益証券発行信託の制度を設けることとしております。

次に、受託者の履行責任の範囲が信託財産に限定される限定責任信託の制度を創設し、公益信託でなくとも受益者の定めのない信託を一定の要件の下に許容し、委託者が自ら受託者となる信託についてその要件、方式等を一般の信託より厳格なものとした上でこれを許容するなど、信託の類型の多様化を図ることとしております。

第三に、この法律案は、信託法の表記を現代用語化しようとするものであります。

信託法は、大正十一年に制定された法律であり、片仮名の文語体で表記されていることから、利用者に分かりやすい法制とするため、これを平仮名の口語体の表記に改めることとしております。

続いて、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、信託法の施行に伴い、旧信託法、信託業法その他の六十三の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上がこれら法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決していただきますようお願いいたします。

○委員長(山下栄一君) この際、信託法案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員早川忠孝君から説明を聴取いたします。衆

議院議員早川忠孝君。

○衆議院議員(早川忠孝君) たいだいま議題となり
ました信託法案に対する衆議院における修正部分
につきまして、その趣旨を御説明いたします。

政府原案においては、公益信託以外の受益者の
定めのない信託は、当分の間、政令で定める法人
以外の者を受託者としてすることができないものと
されておりますが、本修正は、公益信託以外の
受益者の定めのない信託は、別に法律で定める日
までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処
理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する
者として政令で定める法人以外の者を受託者とし
てすることができないものとするものであります。

また、別に法律で定める日については、公益信
託に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検
討するものとし、その結果に基づいて定めるもの
としております。

以上が本法律案に対する衆議院における修正部
分の趣旨であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたしま
す。

○委員長(山下栄一君) 以上で両案の趣旨説明及
び信託法案の衆議院における修正部分の説明の聴
取は終了いたしました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日
はこれにて散会いたします。

午前十時五分散会

十月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、共謀罪新設反対に関する請願(第二四八号)
(第二六一号)(第二六二号)(第二六四号)(第
二六五号)(第二六六号)(第二六八号)(第二六
九号)(第二七二号)(第二七三号)(第二七四
号)

第二四八号 平成十八年十月十三日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 山形県米沢市吾妻町三ノ五七ノ一
小笠原寿人 外九百九十九名
紹介議員 渕上 貞雄君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二六一号 平成十八年十月十七日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 香川県さぬき市志度五、一三〇ノ
四 阿部夕子 外千九百九十九名

紹介議員 高嶋 良充君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二六二号 平成十八年十月十七日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 新潟県加茂市柳町二ノ一ノ一七
牛腸つぐ実 外二千九百三十九
名

紹介議員 大田 昌秀君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二六四号 平成十八年十月十八日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 堺市南区片蔵五二ノ一 榎本和昭
外二千九百九十九名

紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二六五号 平成十八年十月十八日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 長野県伊那市西箕輪七、二〇〇ノ
一四五 城取正幸 外二千七百四
十四名

紹介議員 岡崎トミ子君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二六六号 平成十八年十月十八日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 長崎県島原市寺町一、一六〇 酒
井昭 外三千九百五十一名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二六八号 平成十八年十月十八日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 大阪府枚方市甲斐田町一ノ三
辻真司 外二千九百九十九名

紹介議員 平野 達男君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二六九号 平成十八年十月十八日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 茨城県古河市大山一四七 鈴木恒
雄 外千九百九十九名

紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二七二号 平成十八年十月十九日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 東京都昭島市美堀町二ノ一六ノ八
田中啓子 外千九百九十九名

紹介議員 山下八洲夫君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二七三号 平成十八年十月十九日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 広島市南区段原三ノ一四ノ一〇
佐伯恵美子 外千九百九十九名

紹介議員 松岡 徹君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二七四号 平成十八年十月十九日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 大阪市平野区喜連西一ノ一〇ノ一
ノ一、四〇八 松本達一朗 外千
九百九十九名

紹介議員 那谷屋正義君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

十一月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、共謀罪新設反対に関する請願(第二七七号)
(第二七八号)(第二八〇号)(第二八六号)(第
二九三号)(第三〇二号)(第三〇三号)(第三〇
四号)(第三〇七号)(第三〇八号)(第三一二
号)(第三六七号)

第二七七号 平成十八年十月二十三日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 広島県三次市大田幸町三、三二六
中広晋 外九百九十九名

紹介議員 伊藤 基隆君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二七八号 平成十八年十月二十三日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 大阪市此花区伝法一ノ一ノ二ノ四
一九 久保拓児 外三千九百九十九
九名

紹介議員 渕上 貞雄君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二八〇号 平成十八年十月二十三日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 さいたま市北区宮原町一ノ二七二
原田裕之 外千九百九十九名

紹介議員 田名部匡省君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二八六号 平成十八年十月二十四日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 広島県福山市内海町一、五五九ノ
一 杉本範子 外千九百九十九名

紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二九三号 平成十八年十月二十五日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 長崎県島原市寺町一、一六〇 酒
井昭 外三千九百五十一名

共謀罪新設反対に関する請願

請願者 新潟県糸魚川市山口五七五 田上

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第三〇二号 平成十八年十月二十五日受理

共謀罪新設反対に関する請願

請願者 長野県上伊那郡南箕輪村七、三八

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第三〇三号 平成十八年十月二十五日受理

共謀罪新設反対に関する請願

請願者 東京都品川区南大井三ノ一二ノ一

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第三〇四号 平成十八年十月二十五日受理

共謀罪新設反対に関する請願

請願者 広島県尾道市防地町一六ノ一八

紹介議員 奥石 東君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第三〇七号 平成十八年十月二十六日受理

共謀罪新設反対に関する請願

請願者 香川県丸亀市原田町一、六〇一

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第三〇八号 平成十八年十月二十六日受理

共謀罪新設反対に関する請願

請願者 新潟市西町五ノ一ノ四三 渡辺修

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第三一二号 平成十八年十月二十六日受理

共謀罪新設反対に関する請願

請願者 福岡県八女郡広川町長延一、一三

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第三六七号 平成十八年十月二十六日受理

共謀罪新設反対に関する請願

請願者 長崎市滑石三ノ一〇ノ三ノ一〇五

紹介議員 大久保 勉君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

十一月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、共謀罪新設反対に関する請願(第三七七号)(第三七九号)(第三八〇号)(第三八一号)(第三八六号)(第三八七号)

第三三七号 平成十八年十月二十七日受理

共謀罪新設反対に関する請願

請願者 香川県坂出市福江町一ノ六ノ五三

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第三七九号 平成十八年十月二十七日受理

共謀罪新設反対に関する請願

請願者 広島県福山市新市町新市九三二ノ

紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第三八〇号 平成十八年十月三十日受理

共謀罪新設反対に関する請願

請願者 広島県福山市駅家町今岡三六 松

紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第三八一号 平成十八年十月三十日受理

共謀罪新設反対に関する請願

請願者 群馬県高崎市石原町二、四〇三ノ

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第三八六号 平成十八年十月三十日受理

共謀罪新設反対に関する請願

請願者 愛知県岡崎市若松東二ノ七ノ六ノ

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第三八七号 平成十八年十月三十一日受理

共謀罪新設反対に関する請願

請願者 新潟県新発田市住吉町四ノ一三

紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

十一月十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、共謀罪新設反対に関する請願(第四六〇号)(第四六五号)

一、国籍法改正に関する請願(第四六七号)

第四六〇号 平成十八年十一月八日受理

共謀罪新設反対に関する請願

請願者 広島県福山市神辺町湯野二六〇

紹介議員 近藤 正道君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第四六五号 平成十八年十一月八日受理

共謀罪新設反対に関する請願

請願者 香川県小豆郡土庄町淵崎甲一一二

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第四六七号 平成十八年十一月九日受理

国籍法改正に関する請願

請願者 フランス共和国パリ市トルビアッ

紹介議員 郡司 彰君

フランスは人権宣言発祥の地であり、自由、平等、博愛を謳歌する国である。しかし、外国人として根を張って生活していくためには、特に就職を希望する場合、多大な制限を迫られる。フランス国籍、ないしはEU諸国国籍を所有しない者には許されていない職種が多い。当地に二〇〇年、三〇年と生活する邦人は、自己認識の上でもフランス人になり、骨を埋める覚悟でいても、飽くまでも異邦人ではない。国際社会が常套句になった現在、世界中にて両国の交流に顕彰している者は、日本人としての強い自覚と誇りを持っている。国際結婚又は両親が日本人であっても生地主義による国籍法により重国籍を持つ子女は、無限に二重のみならず三重、四重の国籍保持者が存在する反面、日本の国籍法では、二歳を境に一つの国籍を選択しなければならぬ。複数の語学能力や文化伝統を身に付けている人物こそ、日本社会の国際化を担っていく存在である。頭脳流失にもかかわる問題である。両親が日本人であるのに、生まれ育った国の籍を選択せざるを得ないといった悲喜劇は、不自然である。「重国籍が可能ならば」との肯定的見地より考慮すべきである。一九七二年までにフランス人と婚姻した場合の日本人の重国籍保持は合法的とされている矛盾が現実的にあることにより、あいまいな解釈がな

されている。在住国の帰化に伴って、法に忠実に離国届を行った元日本国籍者に、無条件の国籍回復の便宜を与えるべきである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

- 1 国籍法改正を行うこと。
- 2 帰化を希望する者に対して、日本国籍放棄強要を緩和すること。
- 3 現行法の二二歳にての国籍選択を破棄すること。
- 4 日本国籍への復活を望む者への復権の権利を与えること。

十一月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、信託法案(第百六十四回国会提出、衆議院継続審査)
- 二、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百六十四回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)

信託法案

信託法

目次

- 第一章 総則(第一条―第十三条)
- 第二章 信託財産等(第十四条―第二十五条)
- 第三章 受託者等
- 第一節 受託者の権限(第二十六条―第二十八条)
- 第二節 受託者の義務等(第二十九条―第三十一条)
- 第三節 受託者の責任等(第四十条―第四十二条)
- 第四節 受託者の費用等及び信託報酬等(第四十三条―第四十五条)
- 第五節 受託者の変更等

- 第一款 受託者の任務の終了(第五十六条―第五十八条)
- 第二款 前受託者の義務等(第五十九条―第六十一条)
- 第三款 新受託者の選任(第六十二条)
- 第四款 信託財産管理者等(第六十三条―第六十五条)
- 第五款 受託者の変更に伴う権利義務の承継等(第六十六条―第六十八条)
- 第六款 受託者が二人以上ある信託の特例(第六十九条―第七十一条)

第四章 受益者等

- 第一節 受益者の権利の取得及び行使(第七十二条―第七十四条)
- 第二節 受益権等
- 第一款 受益権の譲渡等(第七十五条―第七十七条)
- 第二款 受益権の放棄(第七十八条)
- 第三款 受益債権(第七十九条―第八十一条)
- 第四款 受益権取得請求権(第八十二条―第八十四条)
- 第三節 二人以上の受益者による意思決定の方法の特例
- 第一款 総則(第八十五条)
- 第二款 受益者集会(第八十六条―第八十八条)
- 第四節 信託管理人等
- 第一款 信託管理人(第八十九条―第九十一条)
- 第二款 信託監督人(第九十二条―第九十四条)
- 第三款 受益者代理人(第九十五条―第九十七条)
- 第五章 委託者(第九十八条―第一百条)
- 第六章 信託の変更、併合及び分割
- 第一節 信託の変更(第一百零一条―第一百零三条)
- 第二節 信託の併合(第一百零四条―第一百零六条)

- 第三節 信託の分割
- 第一款 吸収信託分割(第一百五十五条―第一百五十七条)
- 第二款 新規信託分割(第一百五十九条―第一百六十一条)
- 第七章 信託の終了及び清算
- 第一節 信託の終了(第一百六十二条―第一百六十四条)
- 第二節 信託の清算(第一百六十五条―第一百六十七条)
- 第八章 受益証券発行信託の特例
- 第一節 総則(第一百六十八条―第一百七十条)
- 第二節 受益権の譲渡等の特例(第一百七十一条―第一百七十三条)
- 第三節 受益証券(第一百七十四条―第一百七十六条)
- 第四節 関係当事者の権利義務等の特例(第一百七十七条―第一百七十九条)
- 第九章 限定責任信託の特例
- 第一節 総則(第一百八十条―第一百八十二条)
- 第二節 計算等の特例(第一百八十三条―第一百八十五条)
- 第三節 限定責任信託の登記(第一百八十六条―第一百八十八条)
- 第十章 受益証券発行限定責任信託の特例(第一百八十九条―第一百九十一条)
- 第十一章 受益者の定めのない信託の特例(第一百九十二条―第一百九十四条)
- 第十二章 雑則
- 第一節 非訟(第一百九十五条―第一百九十七条)
- 第二節 公告等(第一百九十八条―第二百条)
- 第十三章 罰則(第二百零一条―第二百零三条)
- 附則

- 第一章 総則
- (趣旨)
- 第一条 信託の要件、効力等については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。
- (定義)
- 第二条 この法律において「信託」とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的(専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。)に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。
- 第三条 この法律において「信託行為」とは、次の各号に掲げる信託の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。
- 一 次条第一号に掲げる方法による信託 同号の信託契約
- 二 次条第二号に掲げる方法による信託 同号の遺言
- 三 次条第三号に掲げる方法による信託 同号の書面又は電磁的記録(同号に規定する電磁的記録をいう。)によつてする意思表示
- 3 この法律において「信託財産」とは、受託者に属する財産であつて、信託により管理又は処分をすべき一切の財産をいう。
- 4 この法律において「委託者」とは、次条各号に掲げる方法により信託をする者をいう。
- 5 この法律において「受託者」とは、信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要なる行為をすべき義務を負う者をいう。
- 6 この法律において「受益者」とは、受益権を有する者をいう。
- 7 この法律において「受益権」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に對し負う債務であつて信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権(以下「受益債権」という。)及びこれを確保するために

この法律の規定に基づいて受託者その他の者に
対し一定の行為を求めることができる権利をい
う。

8 この法律において「固有財産」とは、受託者に
属する財産であつて、信託財産に属する財産で
ない一切の財産をいう。

9 この法律において「信託財産責任負担債務」と
は、受託者が信託財産に属する財産をもつて履
行する責任を負う債務をいう。

10 この法律において「信託の併合」とは、受託者
を同一とする二以上の信託の信託財産の全部を
一の新たな信託の信託財産とすることをいう。

11 この法律において「吸収信託分割」とは、ある
信託の信託財産の一部を受託者を同一とする他
の信託の信託財産として移転することをいい、
「新規信託分割」とは、ある信託の信託財産の一
部を受託者を同一とする新たな信託の信託財産
として移転することをいい、「信託の分割」と
は、吸収信託分割又は新規信託分割をいう。

12 この法律において「限定責任信託」とは、受託
者が当該信託のすべての信託財産責任負担債務
について信託財産に属する財産のみをもつてそ
の履行の責任を負う信託をいう。

(信託の方法)

第三条 信託は、次に掲げる方法のいずれかに
よつてする。

一 特定の者との間で、当該特定の者に対し財
産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分
をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に
従い財産の管理又は処分及びその他の当該目
的の達成のために必要な行為をするべき旨の契
約(以下「信託契約」という。)を締結する方法

二 特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定
その他の財産の処分をする旨並びに当該特定
の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分
及びその他の当該目的の達成のために必要な
行為をするべき旨の遺言をする方法

三 特定の者が一定の目的に従い自己の有する

一定の財産の管理又は処分及びその他の当該
目的の達成のために必要な行為を自らすべき
旨の意思表示を公正証書その他の書面又は電
磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人
の知覚によつては認識することができない方
式で作られる記録であつて、電子計算機によ
る情報処理の用に供されるものとして法務省
令で定めるものをいう。以下同じ。)で当該目
的、当該財産の特定に必要な事項その他の法
務省令で定める事項を記載し又は記録したも
のによつてする方法

(信託の効力の発生)

第四条 前条第一号に掲げる方法によつてされる
信託は、委託者となるべき者と受託者となるべ
き者との間の信託契約の締結によつてその効力
を生ずる。

2 前条第二号に掲げる方法によつてされる信託
は、当該遺言の効力の発生によつてその効力を
生ずる。

3 前条第三号に掲げる方法によつてされる信託
は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該
各号に定めるものによつてその効力を生ずる。

一 公正証書又は公証人の認証を受けた書面若
しくは電磁的記録(以下この号及び次号にお
いて「公正証書等」と総称する。)によつてされ
る場合 当該公正証書等の作成

二 公正証書等以外の書面又は電磁的記録に
よつてされる場合 受益者となるべき者とし
て指定された第三者(当該第三者が二人以上
ある場合にあつては、その一人)に対する確
定日付のある証書による当該信託がされた旨
及びその内容の通知

4 前三項の規定にかかわらず、信託は、信託行
為に停止条件又は始期が付されているときは、
当該停止条件の成就又は当該始期の到来によつ
てその効力を生ずる。

(遺言信託における信託の引受けの催告)

第五条 第三条第二号に掲げる方法によつて信託

がされた場合において、当該遺言に受託者とな
るべき者を指定する定めがあるときは、利害関
係人は、受託者となるべき者として指定された
者に對し、相当の期間を定めて、その期間内に
信託の引受けをすることがどうかを確答すべき旨を
催告することができる。ただし、当該定めによつ
て、受託者となるべき者として指定された者
は、同項の期間内に委託者の相続人に対し確答
をしないときは、信託の引受けをしなかつたも
のとみなす。

3 委託者の相続人が現に存しない場合における
前項の規定の適用については、同項中「委託者
の相続人」とあるのは、「受益者(二人以上の受
益者が現に存する場合にあつてはその一人、信
託管理人が現に存する場合にあつては信託管理
人)」とする。

(遺言信託における裁判所による受託者の選任)

第六条 第三条第二号に掲げる方法によつて信託
がされた場合において、当該遺言に受託者の指
定に関する定めがないとき、又は受託者となる
べき者として指定された者が信託の引受けをせ
ず、若しくはこれをするのでないときは、裁
判所は、利害関係人の申立てにより、受
託者を選任することができる。

2 前項の申立てについての裁判には、理由を付
さなければならぬ。

3 第一項の規定による受託者の選任の裁判に對
しては、受益者又は既に存する受託者は、即時
抗告をすることができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有す
る。

(受託者の資格)

第七条 信託は、未成年者又は成年被後見人若し
くは被保佐人を受託者としてすることができな
い。

(受託者の利益享受の禁止)

第八条 受託者は、受益者として信託の利益を享
受する場合を除き、何人の名義をもつてするか
を問はず、信託の利益を享受することができな
い。

(脱法信託の禁止)

第九条 法令によりある財産権を享有することが
できない者は、その権利を有するの同一の利
益を受益者として享受することができない。

(訴訟信託の禁止)

第十条 信託は、訴訟行為をさせることを主たる
目的としてすることができない。

(詐欺信託の取消し等)

第十一条 委託者がその債権者を害することを
知つて信託をした場合には、受託者が債権者を
害すべき事実を知つていたか否かにかかわら
ず、債権者は、受託者を被告として、民法(明
治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条第
一項の規定による取消しを裁判所に請求するこ
とができる。ただし、受益者が現に存する場合
において、その受益者の全部又は一部が、受益
者としての指定(信託行為の定めにより又は第
八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行
使により受益者又は変更後の受益者として指定
されることをいう。以下同じ。)を受けたことを
知つた時又は受益権を譲り受けた時において債
権者を害すべき事実を知らなかつたときは、こ
の限りでない。

2 前項の規定による請求を認容する判決が確定
した場合において、信託財産責任負担債務に係
る債権を有する債権者(委託者であるものを除
く。)が当該債権を取得した時において債権者を
害すべき事実を知らなかつたときは、委託者
は、当該債権を有する債権者に對し、当該信託
財産責任負担債務について弁済の責任を負う。
ただし、同項の規定による取消しにより受託者
から委託者に移転する財産の価額を限度とす

る。 3 前項の規定の適用については、第四十九条第一項(第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により受託者が有する権利は、金銭債権とみなす。 4 委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合において、受益者が受託者から信託財産に属する財産の給付を受けたときは、債権者は、受益者を被告として、民法第四百二十四条第一項の規定による取消しを裁判所に請求することができる。ただし、当該受益者が、受益者としての指定を受けたことを知った時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。 5 委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合には、債権者は、受益者を被告として、その受益権を委託者に譲り渡すことを訴えをもつて請求することができる。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。 6 民法第四百二十六条の規定は、前項の規定による請求権について準用する。 7 受益者の指定又は受益権の譲渡に当たっては、第一項本文、第四項本文又は第五項前段の規定の適用を不当に免れる目的で、債権者を害すべき事実を知らない者(以下この項において「善意者」という。)を無償(無償と同視すべき有償を含む。)以下この項において同じ。)で受益者として指定し、又は善意者に対し無償で受益権を譲り渡してはならない。 8 前項の規定に違反する受益者の指定又は受益権の譲渡により受益者となつた者については、第一項ただし書及び第四項ただし書第五項後段において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。 (詐害信託の否認等) 第十二条 破産者が委託者としてした信託における破産法(平成十六年法律第七十五号)第六十	条第一項の規定の適用については、同項各号中「これによつて利益を受けた者」とあるのは、「これによつて利益を受けた受益者の全部又は一部」とする。 2 破産者が破産債権者を害することを知って委託者として信託をした場合には、破産管財人は、受益者を被告として、その受益権を破産財団に返還することを訴えをもつて請求することができる。この場合においては、前条第四項ただし書の規定を準用する。 3 再生債務者が委託者としてした信託における民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百七条第一項の規定の適用については、同項各号中「これによつて利益を受けた者」とあるのは、「これによつて利益を受けた受益者の全部又は一部」とする。 4 再生債務者が再生債権者を害することを知って委託者として信託をした場合には、否認権限を有する監督委員又は管財人は、受益者を被告として、その受益権を再生債務者財産(民事再生法第十二条第一項第一号に規定する再生債務者財産をいう。第二十五条第四項において同じ。)に返還することを訴えをもつて請求することができる。この場合においては、前条第四項ただし書の規定を準用する。 5 前二項の規定は、更生会社(会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二条第七項に規定する更生会社又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第六十九条第七項に規定する更生会社をいう。)又は更生協同組織金融機関(同法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。)について準用する。この場合において、第三項中「民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百七条第一項」とあるのは「会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第八十六条第一項並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五十七条第一項	及び第二百二十三条第一項」と、「同項各号」とあるのは「これらの規定と、前項中「再生債権者」とあるのは「更生債権者又は更生担保権者」と、「否認権限を有する監督委員又は管財人」とあるのは「管財人」と、「再生債務者財産(民事再生法第十二条第一項第一号に規定する再生債務者財産をいう。第二十五条第四項において同じ。)」とあるのは「更生会社財産会社更生法第二条第十四項に規定する更生会社財産又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九条第十四項に規定する更生会社財産をいう。又は更生協同組織金融機関財産(同法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。)」と読み替えるものとする。 (会計の原則) 第十三条 信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従ふものとする。 第二章 信託財産等 (信託財産に属する財産の對抗要件) 第十四条 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に對抗することができない財産については、信託の登記又は登録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に對抗することができない。 (信託財産に属する財産の占有の瑕疵の承継) 第十五条 受託者は、信託財産に属する財産の占有について、委託者の占有の瑕疵を承継する。 (信託財産の範囲) 第十六条 信託行為において信託財産に属すべきものと定められた財産のほか、次に掲げる財産は、信託財産に属する。 一 信託財産に属する財産の管理、処分、滅失、損傷その他の事由により受託者が得た財産 二 次条、第十八条、第十九条(第八十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)、第二百二十六条第三項、第二百二十八条第三項及び第二百五	十四条第二項の規定により信託財産に属することとなつた財産(第十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定により信託財産に属するものとみなされた共有持分及び第十九条の規定による分割によつて信託財産に属することとされた財産を含む。) (信託財産に属する財産の付合等) 第十七条 信託財産に属する財産と固有財産若しくは他の信託の信託財産に属する財産との付合若しくは混和又はこれらの財産を材料とする加工があつた場合には、各信託の信託財産及び固有財産に属する財産は各別の所有者に属するものとみなして、民法第二百四十二条から第二百四十八条までの規定を適用する。 第十八条 信託財産に属する財産と固有財産に属する財産とを識別することができなくなつた場合(前条に規定する場合を除く。)には、各財産の共有持分が信託財産と固有財産とに属するものとみなす。この場合において、その共有持分の割合は、その識別することができなくなつた当時における各財産の価格の割合に応ずる。 2 前項の共有持分は、相等しいものと推定する。 3 前二項の規定は、ある信託の受託者が他の信託の受託者を兼ねる場合において、各信託の信託財産に属する財産を識別することができなくなつたとき(前条に規定する場合を除く。)について準用する。この場合において、第一項中「信託財産と固有財産」とあるのは、「各信託の信託財産」と読み替えるものとする。 (信託財産と固有財産等とに属する共有物の分割) 第十九条 受託者に属する特定の財産について、その共有持分が信託財産と固有財産とに属する場合においては、次に掲げる方法により、当該財産の分割をすることができる。 一 信託行為において定めた方法 二 受託者と受益者(信託管理人が現に存する
--	--	--	--

場合にあつては、信託管理人）との協議による方法

三 分割をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であつて、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、又は当該分割の信託財産に与える影響、当該分割の目的及び態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるときは、受託者が決する方法

2 前項に規定する場合において、同項第二号の協議が調わないときその他同項各号に掲げる方法による分割をすることができないときは、受託者又は受益者（信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人）は、裁判所に對し、同項の共有物の分割を請求することができる。

3 受託者に属する特定の財産について、その共有持分が信託財産と他の信託の信託財産とに属する場合に、次に掲げる方法により、当該財産の分割をすることができ。

一 各信託の信託行為において定めた方法
二 各信託の受益者（信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人）の協議による方法

三 各信託について、分割をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であつて、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、又は当該分割の信託財産に与える影響、当該分割の目的及び態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるときは、各信託の受託者が決する方法

4 前項に規定する場合において、同項第二号の協議が調わないときその他同項各号に掲げる方法による分割をすることができないときは、各信託の受益者（信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人）は、裁判所に對し、同項の共有物の分割を請求することができる。

（信託財産に属する財産についての混同の特例）
第二十条 同一物について所有権及び他の物権が信託財産と固有財産又は他の信託の信託財産とにそれぞれ帰属した場合には、民法第七十九条第一項本文の規定にかかわらず、当該他の物権は、消滅しない。

2 所有権以外の物権及びこれを目的とする他の権利が信託財産と固有財産又は他の信託の信託財産とにそれぞれ帰属した場合には、民法第七十九条第二項前段の規定にかかわらず、当該他の権利は、消滅しない。

3 次に掲げる場合には、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該債権は、消滅しない。

一 信託財産に属する債権に係る債務が受託者に帰属した場合（信託財産責任負担債務となつた場合を除く。）

二 信託財産責任負担債務に係る債権が受託者に帰属した場合（当該債権が信託財産に属することとなつた場合を除く。）

三 固有財産又は他の信託の信託財産に属する債権に係る債務が受託者に帰属した場合（信託財産責任負担債務となつた場合に限る。）

四 受託者の債務（信託財産責任負担債務を除く。）に係る債権が受託者に帰属した場合（当該債権が信託財産に属することとなつた場合に限る。）

（信託財産責任負担債務の範囲）
第二十一条 次に掲げる権利に係る債務は、信託財産責任負担債務となる。

一 受益債権

二 信託財産に属する財産について信託前の原因によつて生じた権利

三 信託前に生じた委託者に対する債権であつて、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務とする旨の信託行為の定めがあるもの
四 第三百三条第一項又は第二項の規定による受益権取得請求権

五 信託財産のためにした行為であつて受託者の権限に属するものによつて生じた権利

六 信託財産のためにした行為であつて受託者の権限に属しないもののうち、次に掲げるものによつて生じた権利

イ 第二十七条第一項又は第二項（これらの規定を第七十五条第四項において準用する場合を含む。口において同じ。）の規定により取り消すことができない行為（当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知らなかつたもの（信託財産に属する財産について権利を設定し又は移転する行為を除く。）を除く。）

ロ 第二十七条第一項又は第二項の規定により取り消すことができる行為であつて取り消されていらないもの

七 第三十一条第六項に規定する処分その他の行為又は同条第七項に規定する行為のうち、これらの規定により取り消すことができない行為又はこれらの規定により取り消すことができる行為であつて取り消されていらないものによつて生じた権利

八 受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によつて生じた権利

九 第五号から前号までに掲げるもののほか、信託事務の処理について生じた権利

2 信託財産責任負担債務のうち次に掲げる権利に係る債務について、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負う。

一 受益債権

二 信託行為に第二百六条第一項の定めがあり、かつ、第二百三十二条の定めるところにより登記がされた場合における信託債権（信託財産責任負担債務に係る債権であつて、受益債権でないものをいう。以下同じ。）

三 前二号に掲げる場合のほか、この法律の規定により信託財産に属する財産のみをもつて

その履行の責任を負うものとされる場合における信託債権

四 信託債権を有する者（以下「信託債権者」という。）との間で信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負う旨の合意がある場合における信託債権

（信託財産に属する債権等についての相殺の制限）
第二十二條 受託者が固有財産又は他の信託の信託財産第一号において「固有財産等」という。）に属する財産のみをもつて履行する責任を負う債務（第一号及び第二号において「固有財産等責任負担債務」という。）に係る債権を有する者は、当該債権をもつて信託財産に属する債権に係る債務と相殺をすることができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該固有財産等責任負担債務に係る債権を有する者が、当該債権を取得した時又は当該信託財産に属する債権に係る債務を負担した時のいずれか遅い時において、当該信託財産に属する債権が固有財産等に属するものであることを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつた場合

二 当該固有財産等責任負担債務に係る債権を有する者が、当該債権を取得した時又は当該信託財産に属する債権に係る債務を負担した時のいずれか遅い時において、当該固有財産等責任負担債務が信託財産責任負担債務でないことを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつた場合

2 前項本文の規定は、第三十一条第二号各号に掲げる場合において、受託者が前項の相殺を承認したときは、適用しない。

3 信託財産責任負担債務（信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負うものに限る。）に係る債権を有する者は、当該債権をもつて固有財産に属する債権に係る債務と相殺をすることができない。ただし、当該信託財産責任

負担債務に係る債権を有する者が、当該債権を取得した時又は当該固有財産に属する債権に係る債務を負担した時のいずれか遅い時において、当該固有財産に属する債権が信託財産に属するものでないことを知らず、かつ、知らなかったことにつき過失がなかった場合は、この限りでない。

4 前項本文の規定は、受託者が同項の相殺を承認したときは、適用しない。
(信託財産に属する財産に対する強制執行等の制限等)

第二十三条 信託財産責任負担債務に係る債権(信託財産に属する財産について生じた権利を含む。次項において同じ。)に基づく場合を除き、信託財産に属する財産に対しては、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売(担保権の実行としてのものを除く。以下同じ。)又は国税滞納処分(その例による処分を含む。以下同じ。)をすることができない。

2 第三条第三号に掲げる方法によって信託がされた場合において、委託者がその債権者を害することを知らず、信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者のほか、当該委託者(受託者であるものに限り。)に対する債権で信託前に生じたものを有する者は、信託財産に属する財産に対し、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることができない。ただし、受益者が現に存する場合において、その受益者の全部又は一部が、受益者としての指定を受けたことを知った時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

3 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項の規定の適用について準用する。
4 前二項の規定は、第二項の信託がされた時から二年間を経過したときは、適用しない。

5 第一項又は第二項の規定に違反してされた強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行若しくは競売に対しては、受託者又は受益者は、異議を主張することができる。この場合においては、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第三十八条及び民事保全法(平成元年法律第九十一号)第四十五条の規定を準用する。

6 第一項又は第二項の規定に違反してされた国税滞納処分に対しては、受託者又は受益者は、異議を主張することができる。この場合においては、当該異議の主張は、当該国税滞納処分について不服の申立てをする方法である。
(費用又は報酬の支弁等)

第二十四条 前条第五項又は第六項の規定による異議に係る訴えを提起した受益者が勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、当該訴えに係る訴訟に関し、必要な費用(訴訟費用を除く。)を支出したとき又は弁護士、弁護士法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

2 前項の訴えを提起した受益者が敗訴した場合であっても、悪意があつたときを除き、当該受益者は、受託者に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負わない。
(信託財産と受託者の破産手続等との関係等)

第二十五条 受託者が破産手続開始の決定を受けた場合であっても、信託財産に属する財産は、破産財団に属しない。

2 前項の場合には、受益債権は、破産債権とならない。信託債権であつて受託者が信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負うものも、同様とする。

3 第一項の場合には、破産法第二百五十二条第一項の免責許可の決定による信託債権(前項に規定する信託債権を除く。)に係る債務の免責

は、信託財産との関係においては、その効力を主張することができない。

4 受託者が再生手続開始の決定を受けた場合であっても、信託財産に属する財産は、再生債務者財産に属しない。

5 前項の場合には、受益債権は、再生債権とならない。信託債権であつて受託者が信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負うものも、同様とする。

6 第四項の場合には、再生計画、再生計画認可の決定又は民事再生法第二百三十五条第一項の免責の決定による信託債権(前項に規定する信託債権を除く。)に係る債務の免責又は変更は、信託財産との関係においては、その効力を主張することができない。

7 前三項の規定は、受託者が更生手続開始の決定を受けた場合について準用する。この場合において、第四項中「再生債務者財産」とあるのは「更生会社財産(更生会社更生法第十四項に規定する更生会社財産又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九条第十四項に規定する更生会社財産をいう。)」又は更生協同組織金融機関財産(同法第四十四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。)」と、第五項中「再生債権」とあるのは「更生債権又は更生担保権」と、前項中「再生計画、再生計画認可の決定又は民事再生法第二百三十五条第一項の免責の決定」とあるのは「更生計画又は更生計画認可の決定」と読み替へるものとする。

第三章 受託者等

第一節 受託者の権限

(受託者の権限の範囲)
第二十六条 受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する。ただし、信託行為によりその権限に制限を加えることを妨げない。
(受託者の権限違反行為の取消し)

第二十七条 受託者が信託財産のためにした行為がその権限に属しない場合において、次のいずれにも該当するときは、受益者は、当該行為を取り消すことができる。

一 当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知っていたこと。

二 当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が受託者の権限に属しないことを知っていたこと又は知らなかったことにつき重大な過失があつたこと。

2 前項の規定にかかわらず、受託者が信託財産に属する財産(第十四条の信託の登記又は登録をすることができるものに限り。)について権利を設定し又は移転した行為がその権限に属しない場合には、次のいずれにも該当するときに限り、受益者は、当該行為を取り消すことができる。

一 当該行為の当時、当該信託財産に属する財産について第十四条の信託の登記又は登録がされていたこと。

二 当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が受託者の権限に属しないことを知っていたこと又は知らなかったことにつき重大な過失があつたこと。

3 二人以上の受益者のうちの一人が前二項の規定による取消権を行使したときは、その取消しは、他の受益者のためにも、その効力を生ずる。

4 第一項又は第二項の規定による取消権は、受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人)が取消しの原因があることを知った時から三箇月間行使しないときは、時効によつて消滅する。行為の時から一年を経過したときも、同様とする。

(信託事務の処理の第三者への委託)
第二十八条 受託者は、次に掲げる場合には、信託事務の処理を第三者に委託することができる。

る。

一 信託行為に信託事務の処理を第三者に委託する旨又は委託することができ旨の定めがあるとき。

二 信託行為に信託事務の処理の第三者への委託に関する定めがない場合において、信託事務の処理を第三者に委託することが信託の目的に照らして相当であると認められるとき。

三 信託行為に信託事務の処理を第三者に委託してはならない旨の定めがある場合において、信託事務の処理を第三者に委託することにつき信託の目的に照らしてやむを得ない事由があると認められるとき。

第二節 受託者の義務等

(受託者の注意義務)

第二十九条 受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない。

2 受託者は、信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもって、これをしなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる注意をもって、これをするものとする。

(忠実義務)

第三十条 受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない。(利益相反行為の制限)

第三十一条 受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 信託財産に属する財産(当該財産に係る権利を含む)を固有財産に帰属させ、又は固有財産に属する財産(当該財産に係る権利を含む)を信託財産に帰属させること。

二 信託財産に属する財産(当該財産に係る権利を含む)を他の信託の信託財産に帰属させること。

三 第三者との間において信託財産のためにする行為であつて、自己が当該第三者の代理人となつて行うもの

四 信託財産に属する財産につき固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又はその利害関係人と受益者との利益が相反することとなるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる行為をすることができる。ただし、第二号に掲げる事由にあつては、同号に該当する場合でも当該行為をすることができない旨の信託行為の定めがあるときは、この限りでない。

一 信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。

二 受託者が当該行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

三 相続その他の包括承継により信託財産に属する財産に係る権利が固有財産に帰属したとき。

四 受託者が当該行為をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であつて、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、又は当該行為の信託財産に与える影響、当該行為の目的及び態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるとき。

3 受託者は、第一項各号に掲げる行為をしたときは、受益者に対し、当該行為についての重要な事実を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 第一項及び第二項の規定に違反して第一項第一号又は第二号に掲げる行為がされた場合には、これらの行為は、無効とする。

5 前項の行為は、受益者の追認により、当該行為の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

6 第四項に規定する場合において、受託者が第三者との間において第一項第一号又は第二号の財産について処分その他の行為をしたときは、当該第三者が同項及び第二項の規定に違反して第一項第一号又は第二号に掲げる行為がされたことを知つていたとき又は知らなかったことに

つき重大な過失があつたときに限り、受益者は、当該処分その他の行為を取り消すことができる。この場合においては、第二十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

7 第一項及び第二項の規定に違反して第一項第三号又は第四号に掲げる行為がされた場合には、当該第三者がこれを知つていたとき又は知らなかったことにつき重大な過失があつたときに限り、受益者は、当該行為を取り消すことができる。この場合においては、第二十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

第三十二条 受託者は、受託者として有する権限に基づいて信託事務の処理としてすることができ行為であつてこれをしないことが受益者の利益に反するものについては、これを固有財産又は受託者の利害関係人の計算ではならない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項に規定する行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることができ。ただし、第二号に掲げる事由にあつては、同号に該当する場合でも当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることができない旨の信託行為の定めがあるときは、この限りでない。

一 信託行為に当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることを許容する旨の定めがあるとき。

二 受託者が当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることについて重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

3 受託者は、第一項に規定する行為を固有財産

又は受託者の利害関係人の計算でした場合に、受益者に対し、当該行為についての重要な事実を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 第一項及び第二項の規定に違反して受託者が第一項に規定する行為をした場合には、受益者は、当該行為は信託財産のためにされたものとみなすことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

5 前項の規定による権利は、当該行為の時から一年を経過したときは、消滅する。

(公平義務)

第三十三条 受益者が二人以上ある信託においては、受託者は、受益者のために公平にその職務を行わなければならない。

(分別管理義務)

第三十四条 受託者は、信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、分別して管理しなければならない。ただし、分別して管理する方法について、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 第十四条の信託の登記又は登録をすることができない財産(第三号に掲げるものを除く。)

二 当該信託の登記又は登録をすることができない財産(次号に掲げるものを除く。)

イ 動産(金銭を除く。)

ロ 金銭その他のイに掲げる財産以外の財産

三 法務省令で定める財産 当該財産を適切に

分別して管理する方法として法務省令で定めるもの

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる財産について第十四条の信託の登記又は登録をする義務は、これを免除することができない。

(信託事務の処理の委託における第三者の選任及び監督に関する義務)

- 第三十五条 第二十八条の規定により信託事務の処理を第三者に委託するときは、受託者は、信託の目的に照らして適切な者に委託しなければならない。

- 2 第二十八条の規定により信託事務の処理を第三者に委託したときは、受託者は、当該第三者に対し、信託の目的の達成のために必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 3 受託者が信託事務の処理を次に掲げる第三者に委託したときは、前二項の規定は、適用しない。ただし、受託者は、当該第三者が不適任若しくは不誠実であること又は当該第三者による事務の処理が不適切であることを知ったときは、その旨の受益者に対する通知、当該第三者への委託の解除その他の必要な措置をとらなければならない。

- 一 信託行為において指名された第三者
- 二 信託行為において受託者が委託者又は受益者の指名に従い信託事務の処理を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者
- 4 前項ただし書の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(信託事務の処理の状況についての報告義務)

第三十六条 委託者又は受益者は、受託者に対し、信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況について報告を求めることができる。

(帳簿等の作成等、報告及び保存の義務)

第三十七条 受託者は、信託事務に関する計算並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を明らかにするため、法務省令で定めるところにより、信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

- 2 受託者は、毎年一回、一定の時期に、法務省令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他の法務省令で定める書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

- 3 受託者は、前項の書類又は電磁的記録を作成したときは、その内容について受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人)に報告しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

- 4 受託者は、第一項の書類又は電磁的記録を作成した場合においては、その作成の日から十年間(当該期間内に信託の清算の結了があつたときは、その日までの間。次項において同じ。)、当該書類(当該書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあつては、当該電磁的記録)又は電磁的記録(当該電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあつては、当該書類)を保存しなければならない。ただし、受益者二人以上の受益者が現に存する場合にあつては、そのすべての受益者、信託管理人が現に存する場合にあつては信託管理人。第六項ただし書において同じ)に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

- 5 受託者は、信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類又は電磁的記録を作成し、又は取得した場合においては、その作成又は取得の日から十年間、当該書類(当該書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあつては、当該電磁的記録)又は電磁的記録(当該電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあつては、当該書類)を保存しなければならない。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

6 受託者は、第二項の書類又は電磁的記録を作成した場合には、信託の清算の結了の日までの間、当該書類(当該書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあつては、当該電磁的記録)又は電磁的記録(当該電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあつては、当該書類)を保存しなければならない。ただし、その作成の日から十年間を経過した後において、受益者に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

該電磁的記録)又は電磁的記録(当該電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあつては、当該書類)を保存しなければならない。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

- 6 受託者は、第二項の書類又は電磁的記録を作成した場合には、信託の清算の結了の日までの間、当該書類(当該書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあつては、当該電磁的記録)又は電磁的記録(当該電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあつては、当該書類)を保存しなければならない。ただし、その作成の日から十年間を経過した後において、受益者に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

- (帳簿等の閲覧等の請求)
- 第三十八条 受益者は、受託者に対し、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

- 一 前条第一項又は第五項の書類の閲覧又は謄写の請求
- 二 前条第一項又は第五項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

- 2 前項の請求があつたときは、受託者は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができる。
- 一 当該請求を行う者(以下この項において、請求者という。)がその権利の確保又は行使に關する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- 二 請求者が不適当な時に請求を行ったとき。
- 三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

- 四 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

- 五 請求者が前項の規定による閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。

- 六 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

- 3 前項第一号及び第二号を除く。の規定は、受益者が二人以上ある信託のすべての受益者から第一項の請求があつたとき、又は受益者が一人である信託の当該受益者から同項の請求があつたときは、適用しない。

- 4 信託行為において、次に掲げる情報以外の情報について、受益者が同意をしたときは第一項の規定による閲覧又は謄写の請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該同意をした受益者(その承継人を含む。以下この条において同じ。)は、その同意を撤回することができない。

- 一 前条第二項の書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報
- 二 当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報

- 5 受託者は、前項の同意をした受益者から第一項の規定による閲覧又は謄写の請求があつたときは、前項各号に掲げる情報に該当する部分を除き、これを拒むことができる。
- 6 利害関係人は、受託者に対し、次に掲げる請求をすることができる。

- 一 前条第二項の書類の閲覧又は謄写の請求
- 二 前条第二項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(他の受益者の氏名等の開示の請求)

第三十九条 受益者が二人以上ある信託においては、受益者は、受託者に対し、次に掲げる事項

を相当な方法により開示することを請求することができ、この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

一 他の受益者の氏名又は名称及び住所

事情があるときは、この限りでない。
一 信託財産に損失が生じた場合 当該損失のてん補
二 信託財産に変更が生じた場合 原状の回復

二 他の受益者が有する受益権の内容
2 前項の請求があつたときは、受託者は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に關する調査以外の目的で請求を行ったとき。
二 請求者が不適当な時に請求を行ったとき。

三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
四 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争關係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

2 受託者が第二十八條の規定に違反して信託事務の処理を第三者に委託した場合において、信託財産に損失又は変更を生じたときは、受託者は、第三者に委託をしなかつたとしても損失又は変更が生じたことを証明しなければ、前項の責任を免れることができない。
3 受託者が第三十條、第三十一條第一項及び第二項又は第三十二條第一項及び第二項の規定に違反する行為をした場合には、受託者は、当該行為によつて受託者又はその利害關係人が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定する。

権の消滅時効は、債務の不履行によつて生じた責任に係る債権の消滅時効の例による。
2 第四十一條の規定による責任に係る債権は、十年間行使しないときは、時効によつて消滅する。
3 第四十條又は第四十一條の規定による責任に係る受益者の債権の消滅時効は、受益者が受益者としての指定を受けたことを知るに至るまでの間（受益者が現に存しない場合に於ては、信託管理人が選任されるまでの間）は、進行しない。
4 前項に規定する債権は、受託者がその任務を怠つたことによつて信託財産に損失又は変更が生じた時から二十年を経過したときは、消滅する。

2 前項の訴えを提起した受益者が敗訴した場合であつても、悪意があつたときを除き、当該受益者は、受託者に対し、これによつて生じた損害を賠償する義務を負わない。
（検査役の選任）
第四十六條 受託者の信託事務の処理に關し、不正の行為又は法令若しくは信託行為の定め違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、受益者は、信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができ、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。
3 第一項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。
4 第一項の規定による検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
5 第二項の検査役は、信託財産から裁判所が定める報酬を受けることができる。
6 前項の規定による検査役の報酬を定める裁判をする場合には、受託者及び第二項の検査役の陳述を聴かなければならない。
7 第五項の規定による検査役の報酬を定める裁判に対しては、受託者及び第二項の検査役は、即時抗告をすることができ、

五 請求者が前項の規定による開示によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
六 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による開示によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

4 受託者が第三十四條の規定に違反して信託財産に属する財産を管理した場合において、信託財産に損失又は変更を生じたときは、受託者は、同條の規定に従ひ分別して管理をしたとしても損失又は変更が生じたことを証明しなければ、第一項の責任を免れることができない。
（法人である受託者の役員の連帯責任）
第四十一條 法人である受託者の理事、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者は、当該法人が前條の規定による責任を負う場合において、当該法人が行つた法令又は信託行為の定め違反する行為につき悪意又は重大な過失があるときは、受益者に対し、当該法人と連帯して、損失のてん補又は原状の回復をする責任を負う。

（受益者による受託者の行為の差止め）
第四十四條 受託者が法令若しくは信託行為の定め違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて信託財産に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、受益者は、当該受託者に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
2 受託者が第三十三條の規定に違反する行為をし、又はこれをするおそれがある場合において、当該行為によつて一部の受益者に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該受益者は、当該受託者に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。
3 第一項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。
4 第一項の規定による検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
5 第二項の検査役は、信託財産から裁判所が定める報酬を受けることができる。
6 前項の規定による検査役の報酬を定める裁判をする場合には、受託者及び第二項の検査役の陳述を聴かなければならない。
7 第五項の規定による検査役の報酬を定める裁判に対しては、受託者及び第二項の検査役は、即時抗告をすることができ、

3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第三節 受託者の責任等

（受託者の損失てん補責任等）

第四十條 受託者がその任務を怠つたことによつて次の各号に掲げる場合に該当するに至つたときは、受益者は、当該受託者に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、第二号に定める措置にあつては、原状の回復が著しく困難であるとき、原状の回復をするのに過分の費用を要するとき、その他受託者に原状の回復をさせることを不適当とする特別の事情があるときは、この限りでない。

（損失てん補責任等の免除）
第四十二條 受益者は、次に掲げる責任を免除することができる。
一 第四十條の規定による責任
二 前條の規定による責任
（損失てん補責任等に係る債権の期間の制限）
第四十三條 第四十條の規定による責任に係る債権の消滅時効は、債務の不履行によつて生じた責任に係る債権の消滅時効の例による。

（費用又は報酬の支弁等）
第四十五條 第四十條、第四十一條又は前條の規定による請求に係る訴えを提起した受益者が勝訴（二部勝訴を含む。）した場合において、当該訴えに係る訴訟に關し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士、弁護士法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

2 前条第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。

い。 3 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があるとき、前条第二項の検査役に對し、更に前項の報告を求めることができる。 4 前条第二項の検査役は、第二項の報告をしたときは、受託者及び同条第一項の申立てをした受益者に対し、第二項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならぬ。	ら費用の前払を受けるには、受益者に対し、前払を受ける額及びその算定根拠を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 4 第一項又は第二項の規定にかかわらず、費用等の償還又は費用の前払は、受託者が第四十条の規定による責任を負う場合には、これを履行した後でなければ、受けることができない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 5 第一項又は第二項の場合には、受託者が受益者との間の合意に基づいて当該受益者から費用等の償還又は費用の前払を受けることを妨げない。 (費用等の償還等の方法) 第四十九条 受託者は、前条第一項又は第二項の規定により信託財産から費用等の償還又は費用の前払を受けることができる場合には、その額の限度で、信託財産に属する金銭を固有財産に帰属させることができる。	5 前項の場合には、同項に規定する権利の存在を証する文書により当該権利を有することを証明した受託者も、同項の強制執行又は担保権の実行の手続において、配当要求をすることができ。 6 各債権者(信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者に限る。以下この項及び次項において同じ。)の共同の利益のためにされた信託財産に属する財産の保存、清算又は配当に関する費用等については、第一項の規定により受託者が有する権利は、第四項の強制執行又は担保権の実行の手続において、他の債権者(当該費用等がすべての債権者に有益でなかった場合にあっては、当該費用等によって利益を受けていないものを除く。)の権利に優先する。この場合においては、その順位は、民法第三百七条第一項に規定する先取特権と同順位とする。 7 次の各号に該当する費用等については第一項の規定により受託者が有する権利は、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号の財産に係る第四項の強制執行又は担保権の実行の手続において、当該各号に定める金額について、他の債権者の権利に優先する。 一 信託財産に属する財産の保存のために支出した金額その他の当該財産の価値の維持のために必要であると認められるもの。その金額は、信託財産に属する財産の改良のために支出した金額その他の当該財産の価値の増加に有益であると認められるもの。その金額又は現に存する増価額のいずれか低い金額 (信託財産責任負担債務の弁済による受託者の代位) 第五十条 受託者は、信託財産責任負担債務を固有財産をもって弁済した場合において、これにより前条第一項の規定による権利を有することとなったときは、当該信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者に代位する。この場合においては、同項の規定により受託者が有する	権利は、その代位との関係においては、金銭債権とみなす。 2 前項の規定により受託者が同項の債権者に代位するときは、受託者は、遅滞なく、当該債権者の有する債権が信託財産責任負担債務に係る債権である旨及びこれを固有財産をもって弁済した旨を当該債権者に通知しなければならない。 (費用等の償還等と同時履行) 第五十一条 受託者は、第四十九条第一項の規定により受託者が有する権利が消滅するまでは、受益者又は第八十二条第一項第二号に規定する帰属権利者に対する信託財産に係る給付をすべき債務の履行を拒むことができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 (信託財産が費用等の償還等に不足している場合の措置) 第五十二条 受託者は、第四十八条第一項又は第二項の規定により信託財産から費用等の償還又は費用の前払を受けるのに信託財産(第四十九条第二項の規定により処分することができないものを除く。第一号及び第四項において同じ。)が不足している場合において、委託者及び受益者に対し次に掲げる事項を通知し、第二号の相当の期間を経過しても委託者又は受益者から費用等の償還又は費用の前払を受けなかったときは、信託を終了させることができる。 一 信託財産が不足しているため費用等の償還又は費用の前払を受けることができない旨 二 受託者の定める相当の期間内に委託者又は受益者から費用等の償還又は費用の前払を受けないときは、信託を終了させる旨 委託者が現に存しない場合における前項の規定の適用については、同項中「委託者及び受益者」とあり、及び「委託者又は受益者」とあるのは、「受益者」とする。 3 受益者が現に存しない場合における第一項の	い。 3 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があるとき、前条第二項の検査役に對し、更に前項の報告を求めることができる。 4 前条第二項の検査役は、第二項の報告をしたときは、受託者及び同条第一項の申立てをした受益者に対し、第二項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならぬ。 5 受託者は、前項の規定による書面の写しの交付又は電磁的記録に記録された事項の法務省令で定める方法による提供があったときは、直ちに、その旨を受益者(前条第一項の申立てをしたものを除く。次項において同じ。)に通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 6 裁判所は、第二項の報告があった場合において、必要があるとき、受託者に対し、同項の調査の結果を受益者に通知することその他の当該報告の内容を周知するための適切な措置をとるべきことを命じなければならない。 第四節 受託者の費用等及び信託報酬等(信託財産からの費用等の償還等) 第四十八条 受託者は、信託事務を処理するのに必要と認められる費用を固有財産から支出した場合においては、信託財産から当該費用及び支出の日以後におけるその利息(以下「費用等」という。)の償還を受けることができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 2 受託者は、信託事務を処理するについて費用を要するときは、信託財産からその前払を受けることができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 3 受託者は、前項本文の規定により信託財産か	4 第一項の規定により受託者が有する権利は、信託財産に属する財産に対し強制執行又は担保権の実行の手続が開始したときは、これらの手続との関係においては、金銭債権とみなす。		
---	--	---	--	---	---	--	--

規定の適用については、同項中「委託者及び受益者」とあり、及び「委託者又は受益者」とあるのは、「委託者」とする。

4 第四十八条第一項又は第二項の規定により信託財産から費用等の償還又は費用の前払を受けるのに信託財産が不足している場合において、委託者及び受益者が現に存しないときは、受託者は、信託を終了させることができる。

(信託財産からの損害の賠償)

第五十三条 受託者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める損害の額について、信託財産からその賠償を受けることができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 受託者が信託事務を処理するため自己に過失なく損害を受けた場合 当該損害の額

二 受託者が信託事務を処理するため第三者の故意又は過失によって損害を受けた場合(前号に掲げる場合を除く。) 当該第三者に対し賠償を請求することができる額

2 第四十八条第四項及び第五項、第四十九条(第六項及び第七項を除く。)並びに前二条の規定は、前項の規定による信託財産からの損害の賠償について準用する。

(受託者の信託報酬)

第五十四条 受託者は、信託の引受けについて商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百十二条の規定の適用がある場合のほか、信託行為に受託者が信託財産から信託報酬(信託事務の処理の対価として受託者の受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)を受ける旨の定めがある場合に限る、信託財産から信託報酬を受けることができる。

2 前項の場合には、信託報酬の額は、信託行為に信託報酬の額又は算定方法に関する定めがあるときはその定めるところにより、その定めがないときは相当の額とする。

3 前項の定めがないときは、受託者は、信託財

産から信託報酬を受けるには、受益者に対し、信託報酬の額及びその算定の根拠を通知しなければならない。

4 第四十八条第四項及び第五項、第四十九条(第六項及び第七項を除く。)、第五十一条並びに第五十二条並びに民法第六百四十八条第二項及び第三項の規定は、受託者の信託報酬について準用する。

(受託者による担保権の実行)

第五十五条 担保権が信託財産である信託において、信託行為において受益者が当該担保権によつて担保される債権に係る債権者とされている場合には、担保権者である受託者は、信託事務として、当該担保権の実行の申立てをし、売却代金の配当又は弁済金の交付を受けることができる。

第五節 受託者の変更等

第一款 受託者の任務の終了

(受託者の任務の終了事由)

第五十六条 受託者の任務は、信託の清算が終了した場合のほか、次に掲げる事由によつて終了する。ただし、第三号に掲げる事由による場合にあつては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 受託者である個人の死亡

二 受託者である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。

三 受託者(破産手続開始の決定により解散するものを除く。)が破産手続開始の決定を受けたこと。

四 受託者である法人が合併以外の理由により解散したこと。

五 次条の規定による受託者の辞任

六 第五十八条の規定による受託者の解任

七 信託行為において定めた事由

2 受託者である法人が合併をした場合における合併後存続する法人又は合併により設立する法人は、受託者の任務を引き継ぐものとする。受

託者である法人が分割をした場合における分割により受託者としての権利義務を承継する法人も、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 第一項第三号に掲げる事由が生じた場合において、同項ただし書の定めにより受託者の任務が終了しないときは、受託者の職務は、破産者が行う。

5 受託者の任務は、受託者が再生手続開始の決定を受けたことによつては、終了しない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

6 前項本文に規定する場合において、管財人があるときは、受託者の職務の遂行並びに信託財産に属する財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専属する。保全管理人があるときも、同様とする。

7 前二項の規定は、受託者が更生手続開始の決定を受けた場合について準用する。この場合において、前項中「管財人があるとき」とあるのは、「管財人があるとき(会社更生法第七十四条第二項(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十七条及び第二百三十三条において準用する場合を含む。))の期間を除く。」と読み替えるものとする。

(受託者の辞任)

第五十七条 受託者は、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 受託者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

3 受託者は、前項の許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

4 第二項の許可の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

5 第二項の規定による辞任の許可の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 委託者が現に存しない場合には、第一項本文の規定は、適用しない。

(受託者の解任)

第五十八条 委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、受託者を解任することができる。

2 委託者及び受益者が受託者に不利な時期に受託者を解任したときは、委託者及び受益者は、受託者の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があつたときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができる。

5 裁判所は、前項の規定により受託者を解任する場合においては、受託者の陳述を聴かなければならない。

6 第四項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

7 第四項の規定による解任の裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者は、即時抗告をすることができない。

8 委託者が現に存しない場合には、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第二款 前受託者の義務等

(前受託者の通知及び保管の義務等)

第五十九条 第五十六条第一項第三号から第七号までに掲げる事由により受託者の任務が終了した場合においては、受託者であつた者(以下「前受託者」という。)は、受益者に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

る。 2 第五十六条第一項第三号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、前受託者は、破産管財人に対し、信託財産に属する財産の内容及び所在、信託財産責任負担債務の内容その他の法務省令で定める事項を通知しなければならない。	は成年後見人若しくは保佐人(以下この節において「前受託者の相続人等」と総称する。)がその事実を知っているときは、前受託者の相続人等は、知れている受益者に対し、これを通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 2 第五十六条第一項第一号又は第二号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、前受託者の相続人等は、新受託者等又は信託財産法人管理人が信託事務の処理をすることができに至るまで、信託財産に属する財産の保管をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。	の規定により前受託者の相続人等又は破産管財人が有する権利について準用する。 (費用又は報酬の支弁等) 第六十一条 第五十九条第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受益者が勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、当該訴えに係る訴訟に関し、必要な費用(訴訟費用を除く。)を支出したとき又は弁護士、弁護士法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。	は、同項の期間内に委託者及び受益者(二人以上の受益者が現に存する場合にあつてはその一人、信託管理人が現に存する場合にあつては信託管理人)に対し確答をしないときは、就任の承諾をしなかつたものとみなす。 4 第一項の場合において、同項の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができる。 5 前項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。
3 第五十六条第一項第四号から第七号までに掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、前受託者は、新たな受託者(第六十四条第一項の規定により信託財産管理者が選任された場合にあつては、信託財産管理者。以下この節において「新受託者等」という。)が信託事務の処理をすることができに至るまで、引き続き信託財産に属する財産の保管をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その義務を加重することができる。	3 前項の場合において、前受託者の相続人等が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、受益者は、これらの者に対し、当該財産の処分をやめることを請求することができる。ただし、新受託者等又は信託財産法人管理人が信託事務の処理をすることができに至つた後は、この限りでない。 4 第五十六条第一項第三号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、破産管財人は、新受託者等が信託事務を処理することができるに至るまで、信託財産に属する財産の保管をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。	2 前項の訴えを提起した受益者が敗訴した場合であつても、悪意があつたときを除き、当該受益者は、受託者に対し、これによつて生じた損害を賠償する義務を負わない。 第三款 新受託者の選任 第六十二条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新たな受託者(以下「新受託者」という。)に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新受託者となるべき者として指定された者が信託の引受けをせず、若しくはこれをするのでないときは、委託者及び受益者は、その合意により、新受託者を選任することができる。	8 委託者が現に存しない場合における前各項の規定の適用については、第一項中「委託者及び受益者は、その合意により」とあるのは「受益者は」と、第三項中「委託者及び受益者」とあるのは「受益者と、第四項中「同項の合意に係る協議の状況」とあるのは「受益者の状況」とする。 第四款 信託財産管理者等 第六十三条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、新受託者を選任されておらず、かつ、必要があると認めるときは、新受託者を選任されるまでの間、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下この款において「信託財産管理命令」という。)をすることができ。
4 前項の規定にかかわらず、第五十六条第一項第五号に掲げる事由(第五十七条第一項の規定によるものに限る。)により受託者の任務が終了した場合においては、前受託者は、新受託者等が信託事務の処理をすることができに至るまで、引き続き受託者としての権利義務を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。 5 第三項の場合(前項本文に規定する場合を除く。)において、前受託者が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、受益者は、前受託者に対し、当該財産の処分をやめることを請求することができる。ただし、新受託者等が信託事務の処理をすることができに至つた後は、この限りでない。	5 前項の場合において、破産管財人が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、受益者は、破産管財人に対し、当該財産の処分をやめることを請求することができる。ただし、新受託者等が信託事務の処理をすることができに至つた後は、この限りでない。 6 前受託者の相続人等又は破産管財人は、新受託者等又は信託財産法人管理人に対し、第一項、第二項又は第四項の規定による行為をするために支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。 7 第四十九条第六項及び第七項の規定は、前項	2 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新受託者となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、新受託者となるべき者として指定された者に対し、相当の期間を定め、その期間内に就任の承諾をすることがどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該ために停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。 3 前項の規定による催告があつた場合において、新受託者となるべき者として指定された者	2 前項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。 3 裁判所は、信託財産管理命令を変更し、又は取り消すことができる。 4 信託財産管理命令及び前項の規定による決定に対しては、利害関係人は、即時抗告をするこ

とができる。

(信託財産管理者の選任等)

第六十四条 裁判所は、信託財産管理命令をする場合には、当該信託財産管理命令において、信託財産管理者を選任しなければならない。

2 前項の規定による信託財産管理者の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の規定による信託財産管理者の選任の裁判をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 信託財産管理者を選任した旨
- 二 信託財産管理者の氏名又は名称

4 前項第二号の規定は、同号に掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。

5 信託財産管理命令があった場合において、信託財産に属する権利で登記又は登録がされたものがあることを知ったときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、信託財産管理命令の登記又は登録を嘱託しなければならない。

6 信託財産管理命令を取り消す裁判があったとき、又は信託財産管理命令があった後に新受託者が選任された場合において当該新受託者が信託財産管理命令の登記若しくは登録の抹消の嘱託の申立てをしたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、信託財産管理命令の登記又は登録の抹消を嘱託しなければならない。

(前受託者がした法律行為の効力)

第六十五条 前受託者が前条第一項の規定による信託財産管理者の選任の裁判があった後に信託財産に属する財産に関してした法律行為は、信託財産との関係においては、その効力を主張することができない。

2 前受託者が前条第一項の規定による信託財産管理者の選任の裁判があった日にした法律行為は、当該裁判があった後にしたものと推定する。

(信託財産管理者の権限)

第六十六条 第六十四条第一項の規定により信託財産管理者が選任された場合には、受託者の職務の遂行並びに信託財産に属する財産の管理及び処分をする権利は、信託財産管理者に専属する。

2 二人以上の信託財産管理者があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならぬ。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

3 二人以上の信託財産管理者があるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

4 信託財産管理者が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

- 一 保存行為
- 二 信託財産に属する財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

5 前項の規定に違反して行つた信託財産管理者の行為は、無効とする。ただし、信託財産管理者は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

6 信託財産管理者は、第二項ただし書又は第四項の許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

7 第二項ただし書又は第四項の許可の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

8 第二項ただし書又は第四項の規定による許可の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(信託財産に属する財産の管理)

第六十七条 信託財産管理者は、就職の後直ちに信託財産に属する財産の管理に着手しなければならない。

第六十八条 信託財産に関する訴えについては、信託財産管理者を原告又は被告とする。

(信託財産管理者の義務等)

第六十九条 信託財産管理者は、その職務を行うに当たっては、受託者同一の義務及び責任を負う。

(信託財産管理者の辞任及び解任)
第七十条 第五十七条第二項から第五項までの規定は信託財産管理者の辞任について、第五十八条第四項から第七項までの規定は信託財産管理者の解任について、それぞれ準用する。この場合において、第五十七条第二項中「やむを得ない事由」とあるのは、「正当な事由」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者の報酬等)
第七十一条 信託財産管理者は、信託財産から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

2 前項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判をする場合には、信託財産管理者の陳述を聴かなければならない。

3 第一項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判に対しては、信託財産管理者は、即時抗告をすることができる。

(信託財産管理者による新受託者への信託事務の引継ぎ等)
第七十二条 第七十七条の規定は、信託財産管理の選任後に新受託者が就任した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「受益者(二人以上の受益者が現に存する場合にあってはすべての受益者、信託管理人が現に存する場合にあっては信託管理人)」とあり、同条第二項中「受益者(信託管理人が現に存する場合にあっては、信託管理人。次項において同じ。)」とあり、及び同条第三項中「受益者」とあるのは「新受託者」と、同条第二項中「当該受益者」とあるのは「当該新受託者」と読み替えるものとする。

(受託者の職務を代行する者の権限)

第七十三条 第六十六条の規定は、受託者の職務を代行する者を選任する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者について準用する。

(受託者の死亡により任務が終了した場合の信託財産の帰属等)
第七十四条 第五十六条第一項第一号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、信託財産は、法人とする。

2 前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託財産法人管理人による管理を命ずる処分(第六項において「信託財産法人管理命令」という。)をすることができる。

3 第六十三条第二項から第四項までの規定は、前項の申立てに係る事件について準用する。

4 新受託者が就任したときは、第一項の法人は、成立しなかつたものとみなす。ただし、信託財産法人管理人がその権限内で行つた行為の効力を妨げない。

5 信託財産法人管理人の代理権は、新受託者が信託事務の処理をすることができるに至つた時に消滅する。

6 第六十四条の規定は信託財産法人管理命令をする場合について、第六十六条から第七十二条までの規定は信託財産法人管理人について、それぞれ準用する。

第五款 受託者の変更に伴う権利義務の承継等
(信託に関する権利義務の承継等)
第七十五条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が就任したときは、新受託者は、前受託者の任務が終了した時に、その時に存する信託に関する権利義務を前受託者から承継したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、第五十六条第一項

第五号に掲げる事由(第五十七条第一項の規定によるものに限る。)により受託者の任務が終了した場合(第五十九条第四項ただし書の場合を除く。)には、新受託者は、新受託者等が就任した時に、その時に存する信託に関する権利義務を前受託者から承継したものとみなす。	9 前受託者は、第六項の規定による請求に係る債権の弁済を受けるまで、信託財産に属する財産を留置することができる。 (承継された債務に関する前受託者及び新受託者の責任)	第七十八條 前条の規定は、第五十六条第一項第一号又は第二号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合における前受託者の相続人等及び同項第三号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合における破産管財人について準用する。	第八十一条 前条第四項に規定する場合には、信託財産に関する訴えについて、各受託者は、自己の分掌する職務に関し、他の受託者のために原告又は被告となる。 (信託事務の処理についての決定の他の受託者への委託)
3 前二項の規定は、新受託者が就任するに至るまでの間に前受託者、信託財産管理者又は信託財産法人管理人がその権限内で行った行為の効力を妨げない。	第七十六條 前条第一項又は第二項の規定により信託債権に係る債務が新受託者に承継された場合にも、前受託者は、自己の固有財産をもつて、その承継された債務を履行する責任を負う。ただし、信託財産に属する財産のみをもって当該債務を履行する責任を負うときは、この限りでない。	第六節 受託者が二人以上ある信託の特例 (信託財産の共有) 第七十九條 受託者が二人以上ある信託においては、信託財産は、その共有とす。 (信託事務の処理の方法) 第八十條 受託者が二人以上ある信託においては、信託事務の処理については、受託者の過半数をもって決する。	第八十二条 受託者が二人以上ある信託においては、各受託者は、信託行為に別段の定めがある場合又はやむを得ない事由がある場合を除き、他の受託者に対し、信託事務(常務に属するものを除く。)の処理についての決定を委託することができない。 (信託事務の処理に係る債務の負担関係) 第八十三条 受託者が二人以上ある信託において、信託事務を処理するに当たって各受託者が第三者に対し債務を負担した場合には、各受託者は、連帯債務者とする。
5 前受託者(その相続人を含む。以下この条において同じ。)が第四十條の規定による責任を負う場合又は法人である前受託者の理事、取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者(以下この項において「理事等」と総称する。)が第四十一条の規定による責任を負う場合には、新受託者等又は信託財産法人管理人は、前受託者又は理事等に対し、第四十條又は第四十一条の規定による請求をすることができる。	2 新受託者は、前項本文に規定する債務を承継した場合には、信託財産に属する財産のみをもってこれを履行する責任を負う。 (前受託者による新受託者等への信託事務の引継ぎ等) 第七十七條 新受託者等が就任した場合には、前受託者は、遅滞なく、信託事務に関する計算を行い、受益者(二人以上の受益者が現に存する場合)にあつてはそのすべての受益者、信託管理人が現に存する場合にあつては信託管理人に對しその承認を求めるとともに、新受託者等が信託事務の処理を行うのに必要な信託事務の引継ぎをしなければならぬ。	2 前項の規定にかかわらず、保存行為については、各受託者が単独で決することができる。 3 前二項の規定により信託事務の処理について決定がされた場合には、各受託者は、当該決定に基づいて信託事務を執行することができる。 4 前三項の規定にかかわらず、信託行為に受託者の職務の分掌に関する定めがある場合には、各受託者は、その定めに従い、信託事務の処理について決し、これを執行する。	2 前項の規定にかかわらず、信託行為に受託者の職務の分掌に関する定めがある場合において、ある受託者がその定めに従い信託事務を処理するに当たって第三者に對し債務を負担したときは、他の受託者は、信託財産に属する財産のみをもってこれを履行する責任を負う。ただし、当該第三者が、その債務の負担の原因である行為の当時、当該行為が信託事務の処理としてされたこと及び受託者が二人以上ある信託であることを知っていた場合であつて、信託行為に受託者の職務の分掌に関する定めがあることを知らず、かつ、知らなかったことにつき過失がなかつたときは、当該他の受託者は、これをもって当該第三者に對抗することができない。 (信託財産と固有財産等とに属する共有物の分割の特例) 第八十四条 受託者が二人以上ある信託における第十九條の規定の適用については、同条第一項中「場合」とあるのは「場合において、当該信託財産に係る信託に受託者が二人以上あるときは」と、同項第二号中「受託者」とあるのは「固
6 前受託者が信託財産から費用等の償還若しくは損害の賠償を受けることができ、又は信託報酬を受けることができる場合には、前受託者は、新受託者等又は信託財産法人管理人に對し、費用等の償還若しくは損害の賠償又は信託報酬の支払を請求することができる。ただし、新受託者等又は信託財産法人管理人は、信託財産に属する財産のみをもってこれを履行する責任を負う。	2 受益者(信託管理人が現に存する場合)にあつては、信託管理人。次項において同じ。)が前項の計算を承認した場合には、同項の規定による当該受益者に対する信託事務の引継ぎに関する責任は、免除されたものとみなす。ただし、前受託者の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。	5 前二項の規定による信託事務の処理についての決定に基づく信託財産のためにする行為については、各受託者は、他の受託者を代理する権限を有する。	
7 第四十八條第四項並びに第四十九條第六項及び第七項の規定は、前項の規定により前受託者が有する権利について準用する。	3 受益者が前受託者から第一項の計算の承認を求められた時から一箇月以内に異議を述べなかつた場合には、当該受益者は、同項の計算を承認したものとみなす。 (前受託者の相続人等又は破産管財人による新	7 受託者が二人以上ある信託においては、第三者の意思表示は、その一人に對してすれば足りる。ただし、受益者の意思表示については、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 (職務分掌者の当事者適格)	
8 新受託者が就任するに至るまでの間に信託財産に属する財産に對し既にされている強制執行、仮差押え若しくは仮処分執行又は担保権の実行若しくは競売の手続は、新受託者に對し			

有財産に共有持分が属する受託者」と、同項第三号中「受託者」とあるのは「固有財産に共有持分が属する受託者」と、同条第二項中「受託者」とあるのは「固有財産に共有持分が属する受託者」と、同条第三項中「場合」には「とあるのは「場合において、当該信託財産に係る信託又は他の信託財産に係る信託に受託者が二人以上あるときは」と、同項第三号中「受託者」とあるのは「各信託財産の共有持分が属する受託者」と、「受託者が決する」とあるのは「受託者の協議による」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号又は第三号」とする。

(受託者の責任等の特例)

第八十五条 受託者が二人以上ある信託において、二人以上の受託者がその任務に違反する行為をしたことにより第四十条の規定による責任を負う場合には、当該行為をした各受託者は、連帯債務者とする。

2 受託者が二人以上ある信託における第四十条第一項及び第四十一条の規定の適用については、これらの規定中「受託者」とあるのは、「受託者又は他の受託者」とする。

3 受託者が二人以上ある信託において第四十二条の規定により第四十条又は第四十一条の規定による責任が免除されたときは、他の受託者は、これらの規定によれば当該責任を負うべき者に対し、当該責任の追及に係る請求をすることができない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 受託者が二人以上ある信託における第四十四条の規定の適用については、同条第一項中「受託者」とあるのは「受託者又は他の受託者」と、同条第二項中「当該受託者」とあるのは「当該受託者又は他の受託者」とする。

(受託者の変更等の特例)

第八十六条 受託者が二人以上ある信託における第五十九条の規定の適用については、同条第一項中「受託者」とあるのは「受託者及び他の受託者」とする。

者」と、同条第三項及び第四項中「受託者の任務」とあるのは「すべての受託者の任務」とする。

2 受託者が二人以上ある信託における第六十条の規定の適用については、同条第一項中「受託者」とあるのは「受託者及び他の受託者」と、同条第二項及び第四項中「受託者の任務」とあるのは「すべての受託者の任務」とする。

3 受託者が二人以上ある信託における第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「受託者の任務」とあるのは、「すべての受託者の任務」とする。

4 受託者が二人以上ある信託においては、第七十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その一人の任務が第五十六条第一項各号に掲げる事由により終了した場合には、その任務が終了した時に存する信託に関する権利義務は他の受託者が当然に承継し、その任務は他の受託者が行う。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(信託の終了の特例)

第八十七条 受託者が二人以上ある信託における第六十三条第三号の規定の適用については、同号中「受託者が欠けた場合」とあるのは、「すべての受託者が欠けた場合」とする。

2 受託者が二人以上ある信託においては、受託者の一部が欠けた場合であつて、前条第四項ただし書の規定によりその任務が他の受託者によつて行われず、かつ、新受託者が就任しない状態が一年間継続したときも、信託は、終了する。

第四章 受益者等

第一節 受益者の権利の取得及び行使

(受益者の取得)

第八十八条 信託行為の定めにより受益者となるべき者として指定された者(次条第一項に規定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益者として指定された者を含む。)は、

当然に受益権を取得する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 受託者は、前項に規定する受益者となるべき者として指定された者が同項の規定により受益権を取得したことを知らないときは、その者に對し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(受益者指定権等)

第八十九条 受益者を指定し、又はこれを変更する権利(以下この条において「受益者指定権等」という。)を有する者の定めのある信託においては、受益者指定権等は、受託者に対する意思表示によつて行使する。

2 前項の規定にかかわらず、受益者指定権等は、遺言によつて行使することができる。

3 前項の規定により遺言によつて受益者指定権等が行使された場合において、受託者がこれを知らないときは、これにより受益者となつたことをもつて当該受託者に対抗することができない。

4 受託者は、受益者を変更する権利が行使されたことにより受益者であつた者がその受益権を失つたときは、その者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

5 受益者指定権等は、相続によつて承継されない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

6 受益者指定権等を有する者が受託者である場合における第一項の規定の適用については、同項中「受託者」とあるのは、「受益者となるべき者」とする。

(委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例)

第九十条 次の各号に掲げる信託においては、当

該各号の委託者は、受益者を変更する権利を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 委託者の死亡の時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する旨の定めのある信託

二 委託者の死亡の時に以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託

2 前項第二号の受益者は、同号の委託者が死亡するまでは、受益者としての権利を有しない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例)

第九十一条 受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め(受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。)のある信託は、当該信託がされた時から三十年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であつて当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する。

(信託行為の定めによる受益者の権利行使の制限の禁止)

第九十二条 受益者による次に掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

一 この法律の規定による裁判所に対する申立権

二 第五条第一項の規定による催告権

三 第二十三条第五項又は第六項の規定による異議を主張する権利

四 第二十四条第一項の規定による支払の請求権

五 第二十七条第一項又は第二項(これらの規定を第七十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定による取消権

六 第三十一条第六項又は第七項の規定による取消権 七 第三十六条の規定による報告を求める権利 八 第三十八条第一項又は第六項の規定による閲覧又は謄写の請求権 九 第四十条の規定による損失のてん補又は原状の回復の請求権 十 第四十一条の規定による損失のてん補又は原状の回復の請求権 十一 第四十四条の規定による差止めの請求権 十二 第四十五条第一項の規定による支払の請求権 十三 第五十九条第五項の規定による差止めの請求権 十四 第六十条第三項又は第五項の規定による差止めの請求権 十五 第六十一条第一項の規定による支払の請求権 十六 第六十二条第二項の規定による催告権 十七 第九十九条第一項の規定による受益権を放棄する権利 十八 第一百三十一条第一項又は第二項の規定による受益権取得請求権 十九 第一百三十一条第二項の規定による催告権 二十 第一百三十八条第二項の規定による催告権 二十一 第一百八十七条第一項の規定による交付又は提供の請求権 二十二 第九十条第二項の規定による閲覧又は謄写の請求権 二十三 第九十八条第一項の規定による記載又は記録の請求権 二十四 第二百二十六条第一項の規定による金銭のてん補又は支払の請求権 二十五 第二百二十八条第一項の規定による金銭のてん補又は支払の請求権 二十六 第二百五十四条第一項の規定による損失のてん補の請求権 第二節 受益権等	第一款 受益権の譲渡等 (受益権の譲渡性) 第九十三条 受益者は、その有する受益権を譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。 2 前項の規定は、信託行為に別段の定めがあるときは、適用しない。ただし、その定めは、善意の第三者に対抗することができない。 (受益権の譲渡の對抗要件) 第九十四条 受益権の譲渡は、譲渡人が受託者に通知をし、又は受託者が承諾をしなければ、受託者その他の第三者に対抗することができない。 2 前項の通知及び承諾は、確定日付のある証書によつてしなければ、受託者以外の第三者に対抗することができない。 (受益権の譲渡における受託者の抗弁) 第九十五条 受託者は、前条第一項の通知又は承諾がされるまでに譲渡人に対し生じた事由をもつて譲受人に対抗することができる。 (受益権の質入れ) 第九十六条 受益者は、その有する受益権に質権を設定することができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。 2 前項の規定は、信託行為に別段の定めがあるときは、適用しない。ただし、その定めは、善意の第三者に対抗することができない。 (受益権の質入れの効果) 第九十七条 受益権を目的とする質権は、次に掲げる金銭等(金銭その他の財産をいう。以下この条及び次条において同じ。)について存在する。 一 当該受益権を有する受益者が受託者から信託財産に係る給付として受けた金銭等 二 第一百三十三条第六項に規定する受益権取得請求によつて当該受益権を有する受益者が受ける金銭等 三 信託の変更による受益権の併合又は分割に	よつて当該受益権を有する受益者が受ける金銭等 四 信託の併合又は分割(信託の併合又は信託の分割をいう。以下同じ。)によつて当該受益権を有する受益者が受ける金銭等 五 前各号に掲げるもののほか、当該受益権を有する受益者が当該受益権に代わるものとして受ける金銭等 第九十八条 受益権に質権を設定した者は、前条の金銭等(金銭に限る。)を受領し、他の債権者に先立つて自己の債権の弁済に充てることができる。 2 前項の債権の弁済期が到来していないときは、受益権に質権を設定した者は、受託者に同項に規定する金銭等に相当する金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。 第二款 受益権の放棄 第九十九条 受益者は、受託者に対し、受益権を放棄する旨の意思表示をすることができる。ただし、受益者が信託行為の当事者である場合は、この限りでない。 2 受益者は、前項の規定による意思表示をしたときは、当初から受益権を有していなかったものとみなす。ただし、第三者の権利を害することとはできない。 第三款 受益債権 (受益債権に係る受託者の責任) 第一百条 受益債権に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。 (受益債権と信託債権との関係) 第一百一条 受益債権は、信託債権に後れる。 (受益債権の期間の制限) 第一百二条 受益債権の消滅時効は、次項及び第三項に定める事項を除き、債権の消滅時効の例による。 2 受益債権の消滅時効は、受益者が受益者として	ての指定を受けたことを知るに至るまでの間(受益者が現に存しない場合にあっては、信託管理人が選任されるまでの間)は、進行しない。 3 受益債権の消滅時効は、次に掲げる場合に限り、援用することができる。 一 受託者が、消滅時効の期間の経過後、遅滞なく、受益者に対し受益債権の存在及びその内容を相当の期間を定めて通知し、かつ、受益者からその期間内に履行の請求を受けなかったとき。 二 消滅時効の期間の経過時において受益者の所在が不明であるとき、その他信託行為の定め、受益者の状況、関係資料の滅失その他の事情に照らして、受益者に対し前号の規定による通知をしないことについて正当な理由があるとき。 4 受益債権は、これを行使することができる時から二十年を経過したときは、消滅する。 第四款 受益権取得請求権 (受益権取得請求) 第一百三十三条 次に掲げる事項に係る信託の変更第三項において「重要な信託の変更」という。)がされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を公正な価格で取得することを請求することができる。ただし、第一号又は第二号に掲げる事項に係る信託の変更がされる場合にあつては、これにより損害を受けるおそれのあることを要しない。 一 信託の目的の変更 二 受益権の譲渡の制限 三 受託者の義務の全部又は一部の減免(当該減免につき信託行為に定めがある場合を除く。) 四 受益債権の内容の変更(当該内容の変更について、その範囲及びその意思決定の方法に
---	---	--	--

つき信託行為に定めがある場合を除く。）

五 信託行為において定められた事項

2 信託の併合又は分割がされる場合には、これらにより損害を受けるおそれのある受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を公正な価格で取得することを請求することができる。ただし、前項第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更を伴う信託の併合又は分割がされる場合にあっては、これらにより損害を受けるおそれのあることを要しない。

3 前二項の受益者が、重要な信託の変更又は信託の併合若しくは信託の分割（以下この章において「重要な信託の変更等」という。）の意思決定に関与し、その際に当該重要な信託の変更等に賛成する旨の意思を表示したときは、前二項の規定は、当該受益者については、適用しない。

4 受託者は、重要な信託の変更等の意思決定の日から二十日以内に、受益者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 重要な信託の変更等をする旨

二 重要な信託の変更等がその効力を生ずる日（次条第一項において「効力発生日」という。）

三 重要な信託の変更等の中止に関する条件を定めたときは、その条件

5 前項の規定による通知は、官報による公告をもって代えることができる。

6 第一項又は第二項の規定による請求（以下この款において「受益権取得請求」という。）は、第四項の規定による通知又は前項の規定による公告の日から二十日以内に、その受益権取得請求に係る受益権の内容を明らかにしてしなければならない。

7 受益権取得請求をした受益者は、受託者の承諾を得た場合に限り、その受益権取得請求を撤回することができる。

8 重要な信託の変更等が中止されたときは、受益権取得請求は、その効力を失う。
（受益権の価格の決定等）

第一百四条 受益権取得請求があつた場合において、受益権の価格の決定について、受託者と受益者との間に協議が調つたときは、受託者は、受益権取得請求の日から六十日を経過する日（その日までに効力発生日が到来していない場合）にあっては、効力発生日までにその支払をしなければならない。

2 受益権の価格の決定について、受益権取得請求の日から三十日以内に協議が調わないときは、受託者又は受益者は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 裁判所は、前項の規定により価格の決定をする場合には、同項の申立てをすることができる者の陳述を聴かなければならない。

4 第二項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

5 第二項の規定による価格の決定の裁判に対しては、申立人及び同項の申立てをすることができる者は、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

7 前条第七項の規定にかかわらず、第二項に規定する場合において、受益権取得請求の日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、受益者は、いつでも、受益権取得請求を撤回することができる。

8 第一項の受託者は、裁判所の決定した価格に対する同項の期間の満了の日後の利息をも支払わなければならない。

9 受益権取得請求に係る受託者による受益権の取得は、当該受益権の価格に相当する金銭の支払の時に、その効力を生ずる。

10 受益証券（第百八十五条第一項に規定する受益証券をいう。以下この章において同じ。）が発行されている受益権について受益権取得請求があつたときは、当該受益証券と引換えに、その受益権取得請求に係る受益権の価格に相当する

金銭を支払わなければならない。

11 受益権取得請求に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

12 前条第一項又は第二項の規定により受託者が受益権を取得したときは、その受益権は、消滅する。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

第三節 二人以上の受益者による意思決定の方法の特例

第一款 総則

第一百五条 受益者が二人以上ある信託における受益者の意思決定（第九十二条各号に掲げる権利の行使に係るものを除く。）は、すべての受益者の一致によつてこれを決する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 前項ただし書の場合において、信託行為に受益者集会における多数決による旨の定めがあるときは、次款の定めるところによる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 第一項ただし書又は前項の規定にかかわらず、第四十二条の規定による責任の免除に係る意思決定の方法についての信託行為の定めは、次款の定めるところによる受益者集会における多数決による旨の定めにより、その効力を有する。

4 第一項ただし書及び前二項の規定は、次に掲げる責任の免除については、適用しない。

一 第四十二条の規定による責任の全部の免除
二 第四十二条第一号の規定による責任（受託者がその任務を行うにつき善意又は重大な過失があつた場合に生じたものに限る。）の一部の免除

三 第四十二条第二号の規定による責任の一部の免除

第二款 受益者集会

（受益者集会の招集）

第一百六条 受益者集会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

2 受益者集会は、受託者（信託監督人が現に存する場合にあっては、受託者又は信託監督人）が招集する。

（受益者による招集の請求）

第一百七条 受益者は、受託者（信託監督人が現に存する場合にあっては、受託者又は信託監督人）に対し、受益者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、受益者集会の招集を請求することができる。

2 次に掲げる場合において、信託財産に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、前項の規定による請求をした受益者は、受益者集会を招集することができる。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があつた日から八週間以内の日を受益者集会の日とする受益者集会の招集の通知が発せられない場合
（受益者集会の招集の決定）

第一百八条 受益者集会を招集する者（以下この款において「招集者」という。）は、受益者集会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 受益者集会の日時及び場所

二 受益者集会の目的である事項があるときは、当該事項

三 受益者集会に出席しない受益者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下この款において同じ。）によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定

める事項

(受益者集会の招集の通知)

第九十九条 受益者集会を招集するには、招集者は、受益者集会の日の二週間前までに、知れている受益者及び受託者(信託監督人が現に存する場合にあつては、知れている受益者、受託者及び信託監督人)に対し、書面をもってその通知を発しなければならない。

2 招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 無記名式の受益証券が発行されている場合において、受益者集会を招集するには、招集者は、受益者集会の日の三週間前までに、受益者集会を招集する旨及び前条各号に掲げる事項を官報により公告しなければならない。

(受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等)

第一百十條 招集者は、前条第一項の通知に際しては、法務省令で定めるところにより、知れている受益者に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類(以下この条において「受益者集会参考書類」という。)及び受益者が議決権を行使するための書面(以下この条において「議決権行使書面」という。)を交付しなければならない。

2 招集者は、前条第二項の承諾をした受益者に対し同項の電磁的方法による通知を発するとき、前項の規定による受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、受益者の請求があつたときは、これらの書類を当該受益者に交付しなければならない。

3 招集者は、前条第四項の規定による公告をした場合において、受益者集会の日の一週間前までに無記名受益証券(無記名式の受益証券が発行されている受益権をいう。第八章において同じ。)の受益者の請求があつたときは、直ちに、受益者集会参考書類及び議決権行使書面を当該受益者に交付しなければならない。

4 招集者は、前項の規定による受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、受益者の承諾を得て、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該招集者は、同項の規定によるこれらの書類の交付をしたものとみなす。

第一百十一條 招集者は、第一百八条第三号に掲げる事項を定めた場合には、第一百九条第二項の承諾をした受益者に対する電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めるところにより、受益者に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

2 招集者は、第一百八条第三号に掲げる事項を定めた場合において、第一百九条第二項の承諾をしていない受益者から受益者集会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該受益者に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(受益者の議決権)

第一百十二條 受益者は、受益者集会において、次の各号に掲げる区分に従ひ、当該各号に定めるものに依りて、議決権を有する。

一 各受益権の内容が均等である場合 受益権の個数

二 前号に掲げる場合以外の場合 受益者集会の招集の決定の時ににおける受益権の価額

2 前項の規定にかかわらず、受益権が当該受益権に係る信託の信託財産に属するときは、受託者は、当該受益権については、議決権を有しない。

者は、当該受益権については、議決権を有しない。

(受益者集会の決議)

第一百十三條 受益者集会の決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の過半数を有する受益者が出席し、出席した当該受益者の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に係る受益者集会の決議は、当該受益者集会において議決権を行使することができる受益者の議決権の過半数を有する受益者が出席し、出席した当該受益者の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 第四十二條の規定による責任の免除(第五五條第四項各号に掲げるものを除く。)

二 第三百三十六條第一項第一号に規定する合意

三 第三百四十三條第一項第一号に規定する合意

四 第三百四十九條第一項若しくは第二項第一号に規定する合意又は同条第三項に規定する意思表示

五 第五百一十一條第一項又は第二項第一号に規定する合意

六 第五百一十五條第一項又は第二項第一号に規定する合意

七 第五百一十九條第一項又は第二項第一号に規定する合意

八 第六百四十四條第一項に規定する合意

3 前二項の規定にかかわらず、第二百三條第一項第二号から第四号までに掲げる事項(同号に掲げる事項にあつては、受益者間の権衡に変更を及ぼすものを除く。)に係る重要な信託の変更等に係る受益者集会の決議は、当該受益者集会において議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、第二百三條第一項第一号又は第四号に掲げる事項(同号に掲げる事項にあつては、受益者間の権衡に変更を及ぼすものを除く。)に係る重要な信託の変更等に係る受益者集会の決議は、当該受益者集会において議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

すものに限る。)に係る重要な信託の変更等に係る受益者集会の決議は、総受益者の半数以上であつて、総受益者の議決権の四分の三以上に当たる多数をもって行わなければならない。

5 受益者集会は、第一百八条第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。

(議決権の代理行使)

第一百十四條 受益者は、代理人によつてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該受益者又は代理人は、代理権を証明する書面を招集者に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、受益者集会ごとに行なければならない。

3 第一項の受益者又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、招集者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受益者又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 受益者が第一百九条第二項の承諾をした者である場合には、招集者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

(書面による議決権の行使)

第一百十五條 受益者集会に出席しない受益者は、書面によつて議決権を行使することができる。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を招集者に提出して行う。

3 前項の規定により書面によつて行使した議決権は、出席した議決権者の行使した議決権とみなす。

(電磁的方法による議決権の行使)

第一百十六條 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、招集者の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該招

集者に提供して行う。

2 受益者が第九条第二項の承諾をした者である場合には、招集者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

3 第一項の規定により電磁的方法によつて行使した議決権は、出席した議決権者の行使した議決権とみなす。

(議決権の不統一行使)

第百十七條 受益者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、受益者集会の日の三日前までに、招集者に対しその旨及びその理由を通知しなければならない。

2 招集者は、前項の受益者が他人のために受益権を有する者でないときは、当該受益者が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。

(受託者の出席等)

第百十八條 受託者(法人である受託者にあつては、その代表者又は代理人。次項において同じ。)は、受益者集会に出席し、又は書面により意見を述べることができる。

2 受益者集会又は招集者は、必要があると認めるときは、受託者に対し、その出席を求めることができる。この場合において、受益者集会にあつては、これをする旨の決議を経なければならない。

(延期又は続行の決議)

第百十九條 受益者集会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第百八条及び第百九条の規定は、適用しない。

(議事録)

第百二十條 受益者集会の議事については、招集者は、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(受益者集会の決議の効力)

第百二十一條 受益者集会の決議は、当該信託のすべての受益者に対してその効力を有する。

(受益者集会の費用の負担)

第百二十二條 受益者集会に関する必要な費用を支出した者は、受託者に対し、その償還を請求することができる。

2 前項の規定による請求に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。

第四節 信託管理人等

第一款 信託管理人

(信託管理人の選任)

第百二十三條 信託行為においては、受益者が現に存しない場合に信託管理人となるべき者を指定する定めを設けることができる。

2 信託行為に信託管理人となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、信託管理人となるべき者として指定された者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該定めが停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。

3 前項の規定による催告があつた場合において、信託管理人となるべき者として指定された者は、同項の期間内に委託者(委託者が現に存しない場合にあつては、受託者)に対し確答をしないときは、就任の承諾をしなかつたものとみなす。

4 受益者が現に存しない場合において、信託行為に信託管理人に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより信託管理人となるべき者として指定された者が就任の承諾をせず、若しくはこれを行うことができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託管理人を選任することができる。

5 前項の規定による信託管理人の選任の裁判があつたときは、当該信託管理人について信託行為に第一項の定めが設けられたものとみなす。

6 第四項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

7 第四項の規定による信託管理人の選任の裁判に対しては、委託者若しくは受託者又は既に存する信託管理人は、即時抗告をすることができず。

8 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(信託管理人の資格)

第百二十四條 次に掲げる者は、信託管理人となることができない。

一 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人

二 当該信託の受託者である者

(信託管理人の権限)

第百二十五條 信託管理人は、受益者のために自己の名をもつて受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 二人以上の信託管理人があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 この法律の規定により受益者に対してすべき通知は、信託管理人があるときは、信託管理人に対してしなければならない。

(信託管理人の義務)

第百二十六條 信託管理人は、善良な管理者の注意をもつて、前条第一項の権限を行使しなければならない。

2 信託管理人は、受益者のために、誠実かつ公平に前条第一項の権限を行使しなければならない。

(信託管理人の費用等及び報酬)

第百二十七條 信託管理人は、その事務を処理するのに必要と認められる費用及び支出の日以後におけるその利息を受託者に請求することができる。

2 信託管理人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める損害の額について、受託者にその賠償を請求することができる。

その賠償を請求することができる。

一 信託管理人がその事務を処理するため自己に過失なく損害を受けた場合 当該損害の額

二 信託管理人がその事務を処理するため第三者の故意又は過失によつて損害を受けた場合(前号に掲げる場合を除く。) 当該第三者に対し賠償を請求することができる額

3 信託管理人は、商法第五百十二条の規定の適用がある場合のほか、信託行為に信託管理人が報酬を受ける旨の定めがある場合に限り、受託者に報酬を請求することができる。

4 前三項の規定による請求に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもつてこれを履行する責任を負う。

5 第三項の場合には、報酬の額は、信託行為に報酬の額又は算定方法に関する定めがあるときはその定めるところにより、その定めがないときは相当の額とする。

6 裁判所は、第百二十三條第四項の規定により信託管理人を選任した場合には、信託管理人の報酬を定めることができる。

7 前項の規定による信託管理人の報酬の裁判があつたときは、当該信託管理人について信託行為に第三項の定め及び第五項の報酬の額に関する定めがあつたものとみなす。

8 第六項の規定による信託管理人の報酬の裁判をする場合には、受託者及び信託管理人の陳述を聴かなければならない。

9 第六項の規定による信託管理人の報酬の裁判に対しては、受託者及び信託管理人は、即時抗告をすることができる。

(信託管理人の任務の終了)

第百二十八條 第五十六條の規定は、信託管理人の任務の終了について準用する。この場合において、同条第一項第五号中「次条」とあるのは「第百二十八條第二項において準用する次条」と、同条第六号中「第五十八條」とあるのは「第百二十八條第二項において準用する第五十八條」と読み替へるものとする。

2 第五十七条の規定は信託管理人の辞任について、第五十八条の規定は信託管理人の解任について、それぞれ準用する。

(新信託管理人の選任等)

第百二十九条 第六十二条の規定は、前条第一項において準用する第五十六条第一項各号の規定により信託管理人の任務が終了した場合における新たな信託管理人(次項において「新信託管理人」という。)の選任について準用する。

2 新信託管理人が就任した場合には、信託管理人であった者は、遅滞なく、新信託管理人がその事務の処理を行うのに必要な事務の引継ぎをしなければならない。

3 前項の信託管理人であった者は、受益者が存するに至った後においてその受益者となつた者を知つたときは、遅滞なく、当該受益者となつた者に対しその事務の経過及び結果を報告しなければならない。

(信託管理人による事務の処理の終了等)

第百三十条 信託管理人による事務の処理は、次に掲げる事由により終了する。ただし、第二号に掲げる事由による場合にあっては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 受益者が存するに至つたこと。

二 委託者が信託管理人に対し事務の処理を終了する旨の意思表示をしたこと。

三 信託行為において定めた事由

2 前項の規定により信託管理人による事務の処理が終了した場合には、信託管理人であった者は、遅滞なく、受益者に対しその事務の経過及び結果を報告しなければならない。ただし、受益者が存するに至つた後においてその受益者となつた者を知つた場合に限り。

第二款 信託監督人

(信託監督人の選任)

第百三十一条 信託行為においては、受益者が現に存する場合に信託監督人となるべき者を指定する定めを設けることができる。

2 信託行為に信託監督人となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、信託監督人となるべき者として指定された者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をすることができる。ただし、当該定めが停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限り。

3 前項の規定による催告があつた場合において、信託監督人となるべき者として指定された者は、同項の期間内に委託者(委託者が現に存しない場合にあっては、受託者)に対し確答をしないときは、就任の承諾をしなかつたものとみなす。

4 受益者が受託者の監督を適切に行うことができない特別の事情がある場合において、信託行為に信託監督人に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより信託監督人となるべき者として指定された者が就任の承諾をせず、若しくはこれをすることができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託監督人を選任することができる。

5 前項の規定による信託監督人の選任の裁判があつたときは、当該信託監督人について信託行為に第一項の定めが設けられたものとみなす。

6 第四項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

7 第四項の規定による信託監督人の選任の裁判に対しては、委託者、受託者若しくは受益者又は既に存する信託監督人は、即時抗告をすることができる。

8 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(信託監督人の権限)

第百三十二条 信託監督人は、受益者のために自己の名をもつて第九十二条各号(第十七号、第十八号、第二十一号及び第二十三号を除く。)に掲げる権利に関する一切の裁判上又は裁判外行為をする権限を有する。ただし、信託行為に

別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 二人以上の信託監督人があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(信託監督人の義務)

第百三十三条 信託監督人は、善良な管理者の注意をもつて、前条第一項の権限を行使しなければならない。

2 信託監督人は、受益者のために、誠実かつ公平に前条第一項の権限を行使しなければならない。

(信託監督人の任務の終了)

第百三十四条 第五十六条の規定は、信託監督人の任務の終了について準用する。この場合において、同条第一項第五号中「次条」とあるのは「第百三十四条第二項において準用する次条」と、同条第六号中「第五十八条」とあるのは「第百三十四条第二項において準用する第五十八条」と読み替へるものとする。

2 第五十七条の規定は信託監督人の辞任について、第五十八条の規定は信託監督人の解任について、それぞれ準用する。

(新信託監督人の選任等)

第百三十五条 第六十二条の規定は、前条第一項において準用する第五十六条第一項各号の規定により信託監督人の任務が終了した場合における新たな信託監督人(次項において「新信託監督人」という。)の選任について準用する。

2 新信託監督人が就任した場合には、信託監督人であった者は、遅滞なく、受益者に対しその事務の経過及び結果を報告し、新信託監督人がその事務の処理を行うのに必要な事務の引継ぎをしなければならない。

(信託監督人による事務の処理の終了等)

第百三十六条 信託監督人による事務の処理は、信託の清算の終了のほか、次に掲げる事由により終了する。ただし、第一号に掲げる事由によ

る場合にあっては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 委託者及び受益者が信託監督人による事務の処理を終了する旨の合意をしたこと。

二 信託行為において定めた事由

2 前項の規定により信託監督人による事務の処理が終了した場合には、信託監督人であった者は、遅滞なく、受益者に対しその事務の経過及び結果を報告しなければならない。

3 委託者が現に存しない場合には、第一項第一号の規定は、適用しない。

(信託管理人に関する規定の準用)

第百三十七条 第百二十四条及び第百二十七条の規定は、信託監督人について準用する。この場合において、同条第六項中「第百二十三条第四項」とあるのは、「第百三十一条第四項」と読み替へるものとする。

第三款 受益者代理人

(受益者代理人の選任)

第百三十八条 信託行為においては、その代理する受益者を定めて、受益者代理人となるべき者を指定する定めを設けることができる。

2 信託行為に受益者代理人となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、受益者代理人となるべき者として指定された者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をすることができる。ただし、当該定めが停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限り。

3 前項の規定による催告があつた場合において、受益者代理人となるべき者として指定された者は、同項の期間内に委託者(委託者が現に存しない場合にあっては、受託者)に対し確答をしないときは、就任の承諾をしなかつたものとみなす。

(受益者代理人の権限等)

第百三十九条 受益者代理人は、その代理する受益者のために当該受益者の権利(第四十二条の

規定による責任の免除に係るものを除く。）に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 2 受益者代理人がその代理する受益者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、その代理する受益者の範囲を示せば足りる。 3 一人の受益者につき二人以上の受益者代理人があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならぬ。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 4 受益者代理人があるときは、当該受益者代理人に代理される受益者は、第九十二条各号に掲げる権利及び信託行為において定めた権利を除き、その権利を行使することができない。 (受益者代理人の義務) 第四百四十条 受益者代理人は、善良な管理者の注意をもつて、前条第一項の権限を行使しなければならない。 2 受益者代理人は、その代理する受益者のために、誠実かつ公平に前条第一項の権限を行使しなければならない。 (受益者代理人の任務の終了) 第四百四十一条 第五十六条の規定は、受益者代理人の任務の終了について準用する。この場合において、同条第一項第五号中「次条」とあるのは「第四百四十一条第二項において準用する次条」と、同条第六号中「第五十八条」とあるのは「第四百四十一条第二項において準用する第五十八条」と読み替えるものとする。 2 第五十七条の規定は受益者代理人の辞任について、第五十八条の規定は受益者代理人の解任について、それぞれ準用する。 (新受益者代理人の選任等) 第四百四十二条 第六十二条の規定は、前条第一項において準用する第五十六条第一項各号の規定により受益者代理人の任務が終了した場合における新たな受益者代理人(次項において「新受益者代理人」という。)の選任について準用する。	この場合において、第六十二条第二項及び第四項中「利害関係人」とあるのは、「委託者又は受益者代理人に代理される受益者」と読み替えるものとする。 2 新受益者代理人が就任した場合には、受益者代理人であつた者は、遅滞なく、その代理する受益者に対しその事務の経過及び結果を報告し、新受益者代理人がその事務の処理を行うのに必要な事務の引継ぎをしなければならぬ。 (受益者代理人による事務の処理の終了等) 第四百四十三条 受益者代理人による事務の処理は、信託の清算の終了のほか、次に掲げる事由により終了する。ただし、第一号に掲げる事由による場合にあつては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 一 委託者及び受益者代理人に代理される受益者が受益者代理人による事務の処理を終了する旨の合意をしたこと。 二 信託行為において定めた事由 2 前項の規定により受益者代理人による事務の処理が終了した場合には、受益者代理人であつた者は、遅滞なく、その代理した受益者に対しその事務の経過及び結果を報告しなければならない。 3 委託者が現に存しない場合には、第一項第一号の規定は、適用しない。 (信託管理人に関する規定の準用) 第四百四十四条 第二百二十四条及び第二百二十七条第一項から第五項までの規定は、受益者代理人について準用する。 第五章 委託者 (委託者の権利等) 第四百四十五条 信託行為においては、委託者がこの法律の規定によるその権利の全部又は一部を有しない旨を定めることができる。 2 信託行為においては、委託者も次に掲げる権利の全部又は一部を有する旨を定めることができる。	一 第二十三条第五項又は第六項の規定による異議を主張する権利 二 第二十七条第一項又は第二項(これらの規定を第七十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定による取消権 三 第三十一条第六項又は第七項の規定による取消権 四 第三十二条第四項の規定による権利 五 第三十八条第一項の規定による閲覧又は謄写の請求権 六 第三十九条第一項の規定による開示の請求権 七 第四十条の規定による損失のてん補又は原状の回復の請求権 八 第四十一条の規定による損失のてん補又は原状の回復の請求権 九 第四十四条の規定による差止めの請求権 十 第四十六条第一項の規定による検査役の選任の申立権 十一 第五十九条第五項の規定による差止めの請求権 十二 第六十条第三項又は第五項の規定による差止めの請求権 十三 第二百二十六条第一項の規定による金銭のてん補又は支払の請求権 十四 第二百二十八条第一項の規定による金銭のてん補又は支払の請求権 十五 第二百五十四条第一項の規定による損失のてん補の請求権 3 前項第一号、第七号から第九号まで又は第十号から第十五号までに掲げる権利について同項の信託行為の定めがされた場合における第二十四条、第四十五条、第二百二十六条第六項、第二百二十八条第六項及び第二百五十四条第三項において準用する場合を含む。)又は第六十一条の規定の適用については、これらの規定中「受益者」とあるのは、「委託者又は受益者」とする。 4 信託行為においては、受託者が次に掲げる義務を負う旨を定めることができる。	一 この法律の規定により受託者が受益者信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人。次号において同じ。)に対し通知すべき事項を委託者に対しても通知する義務 二 この法律の規定により受託者が受益者に対し報告すべき事項を委託者に対しても報告する義務 三 第七十七条第一項又は第八十四条第一項の規定により受託者が計算の承認を委託者に対しても求める義務 5 委託者が二人以上ある信託における第一項、第二項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「委託者」とあるのは、「委託者の全部又は一部」とする。 (委託者の地位の移転) 第四百四十六条 委託者の地位は、受託者及び受益者の同意を得て、又は信託行為において定めた方法に従い、第三者に移転することができる。 2 委託者が二人以上ある信託における前項の規定の適用については、同項中「受託者及び受益者」とあるのは、「他の委託者、受託者及び受益者」とする。 (遺言信託における委託者の相続人) 第四百四十七条 第三条第二号に掲げる方法によつて信託がされた場合には、委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 (委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例) 第四百四十八条 第九十条第一項各号に掲げる信託において、その信託の受益者が現に存せず、又は同条第二項の規定により受益者としての権利を有しないときは、委託者が第四百四十五条第二項各号に掲げる権利を有し、受託者が同条第四項各号に掲げる義務を負う。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
--	--	--	---

第六章 信託の変更、併合及び分割

第一節 信託の変更

(関係当事者の合意等)

第四百九条 信託の変更は、委託者、受託者及び受益者の合意によつてすることができる。この場合においては、変更後の信託行為の内容を明らかにしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、信託の変更は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによりすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に對し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。

一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者及び受益者の合意

二 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき 受託者の書面又は電磁的記録によつてする意思表示

3 前二項の規定にかかわらず、信託の変更は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者による受託者に対する意思表示によつてすることができる。この場合において、第二号に掲げるときは、受託者は、委託者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。

一 受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 委託者及び受益者

二 信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 受益者

4 前三項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

5 委託者が現に存しない場合においては、第一項及び第三項第一号の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し」と

あるのは、「第二号に掲げるときは、受益者に対し」とする。

(特別の事情による信託の変更を命ずる裁判)

第五百十条 信託行為の当時予見することのできなかった特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合しなくなるに至つたときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の変更を命ずることができる。

2 前項の申立ては、当該申立てに係る変更後の信託行為の定めを明らかにしなければならない。

3 裁判所は、第一項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。

4 第一項の申立てについての裁判には、理由の要旨を付さなければならない。

5 第一項の申立てについての裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者は、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第二節 信託の併合

(関係当事者の合意等)

第五百十一条 信託の併合は、従前の各信託の委託者、受託者及び受益者の合意によつてすることができる。この場合においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 信託の併合後の信託行為の内容

二 信託行為において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由

三 信託の併合に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及びその価額

四 信託の併合がその効力を生ずる日

五 その他法務省令で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、信託の併合は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによつてすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者及び受益者の合意

二 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき 受託者の書面又は電磁的記録によつてする意思表示

3 前二項の規定にかかわらず、各信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 委託者が現に存しない場合においては、第一項の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し」とあるのは、「第二号に掲げるときは、受益者に対し」とする。

(債権者の異議)

第五百十二条 信託の併合をする場合には、従前の信託の信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者は、受託者に対し、信託の併合について異議を述べることができる。ただし、信託の併合をしても当該債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により同項の債権者の全部又は一部が異議を述べることができる場合には、受託者は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、同項の債権者で知れているものには、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 信託の併合をする旨

二 前項の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

三 その他法務省令で定める事項

3 前項の規定にかかわらず、法人である受託者は、公告(次に掲げる方法によるものに限る。)

をもつて同項の規定による各別の催告に代えることができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告(公告の方法のうち、電磁的方法(会社法平成十七年法律第八十六号第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものとする方法)をいう。次節において同じ。

4 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相當の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等)に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)をいう。次節において同じ。)に相當の財産を信託しなければならない。ただし、当該信託の併合をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(信託の併合後の信託財産責任負担債務の範囲等)

第五百十三条 信託の併合がされた場合において、従前の信託の信託財産責任負担債務であつた債務は、信託の併合後の信託の信託財産責任負担債務となる。

第五百十四条 信託の併合がされた場合において、前条に規定する従前の信託の信託財産責任負担債務のうち信託財産限定責任負担債務受託者が信託財産に属する財産のみをもつて履行する責任を負う信託財産責任負担債務をいう。以下この章において同じ。)であるものは、信託の併合後の信託の信託財産限定責任負担債務と

なる。

第三節 信託の分割

第一款 吸収信託分割

(関係当事者の合意等)

第百五十五条 吸収信託分割は、委託者、受託者及び受益者の合意によつてすることができる。この場合においては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 吸収信託分割後の信託行為の内容
- 二 信託行為において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由
- 三 吸収信託分割に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及びその価額
- 四 吸収信託分割がその効力を生ずる日
- 五 移転する財産の内容
- 六 吸収信託分割によりその信託財産の一部を他の信託に移転する信託(以下この款において「分割信託」という。)の信託財産責任負担債務でなくなり、分割信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託(以下「承継信託」という。)の信託財産責任負担債務となる債務があるときは、当該債務に係る事項
- 七 その他法務省令で定める事項

- 2 前項の規定にかかわらず、吸収信託分割は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによつてすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき
- 二 委託者及び受益者の合意
- 三 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき
- 四 受託者の書面又は電磁的記録によつてする意思表示

3

前二項の規定にかかわらず、各信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

る。

- 4 委託者が現に存しない場合においては、第一項の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し」とあるのは、「第二号に掲げるときは、受益者に対し」とする。

(債権者の異議)

第百五十六条 吸収信託分割をする場合には、分割信託又は承継信託の信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者は、受託者に対し、吸収信託分割について異議を述べることができ。ただし、吸収信託分割をしても当該債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により同項の債権者の全部又は一部が異議を述べることができるときは、受託者は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、同項の債権者で知れているものには、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。
- 一 吸収信託分割をする旨
- 二 前項の債権者が一定の期間内に異議を述べることができ旨
- 三 その他法務省令で定める事項

- 3 前項の規定にかかわらず、法人である受託者は、公告(次に掲げる方法によるものに限る。)をもつて同項の規定による各別の催告に代えることができる。
- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 二 電子公告

- 4 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収信託分割について承認をしたものとみなす。
- 5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収信託分割をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

して信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収信託分割をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(吸収信託分割後の分割信託及び承継信託の信託財産責任負担債務の範囲等)

第百五十七条 吸収信託分割がされた場合において、第百五十五条第一項第六号の債務は、吸収信託分割後の分割信託の信託財産責任負担債務でなくなり、吸収信託分割後の承継信託の信託財産責任負担債務となる。この場合において、分割信託の信託財産限定責任負担債務であつた債務は、承継信託の信託財産限定責任負担債務となる。

第百五十八条 第百五十六条第一項の規定により異議を述べることができるときは、同条第二項の規定により各別の催告をしなければならないものに限る。は、同条第二項の催告を受けなかつた場合には、吸収信託分割前から有する次の各号に掲げる債権に基づき、受託者に対し、当該各号に定める財産をもつて当該債権に係る債務を履行することを請求することもできる。

- 一 分割信託の信託財産責任負担債務に係る債権(第百五十五条第一項第六号の債務に係る債権を除く。)
- 二 承継信託の信託財産責任負担債務に係る債権(第百五十五条第一項第六号の債務に係る債権に限る。)

吸収信託分割後の分割信託の信託財産に属する財産

第二款 新規信託分割

(関係当事者の合意等)

この場合においては、次に掲げる事項を明らかにしてなければならない。

- 一 新規信託分割後の信託行為の内容
- 二 信託行為において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由
- 三 新規信託分割に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及びその価額
- 四 新規信託分割がその効力を生ずる日
- 五 移転する財産の内容
- 六 新規信託分割により従前の信託の信託財産責任負担債務でなくなり、新たな信託の信託財産責任負担債務となる債務があるときは、当該債務に係る事項
- 七 その他法務省令で定める事項

- 2 前項の規定にかかわらず、新規信託分割は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによつてすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき
- 二 委託者及び受益者の合意
- 三 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき
- 四 受託者の書面又は電磁的記録によつてする意思表示

3

前二項の規定にかかわらず、各信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

する債権者は、受託者に対し、新規信託分割について異議を述べることができる。ただし、新規信託分割をして当該債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により同項の債権者の全部又は一部が異議を述べることができる場合には、受託者は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、同項の債権者で知れているものには、各別に催告しなければならぬ。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 新規信託分割をする旨
二 前項の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
三 その他法務省令で定める事項

3 前項の規定にかかわらず、法人である受託者は、公告(次に掲げる方法によるものに限る。)をもって同項の規定による各別の催告に代えることができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
二 電子公告

4 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該新規信託分割について承認をしたものとみなす。

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新規信託分割をして当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新規信託分割後の従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の範囲等)

第六十一条 新規信託分割がされた場合において、第五百九条第一項第六号の債務は、新規信託分割後の従前の信託の信託財産責任負担債務でなくなり、新規信託分割後の新たな信託の信託財産責任負担債務となる。この場合において、従前の信託の信託財産限定責任負担債務であった債務は、新たな信託の信託財産限定責任負担債務となる。

第六十二条 第六十条第一項の規定により異議を述べることができる債権者(同条第二項の規定により各別の催告をしなければならないものに限る。)は、同条第二項の催告を受けなかった場合には、新規信託分割前から有する次の各号に掲げる債権に基づき、受託者に対し、当該各号に定める財産をもって当該債権に係る債務を履行することを請求することもできる。ただし、第一号に定める財産に対しては新規信託分割がその効力を生ずる日における新たな信託の信託財産の価額を、第二号に定める財産に対しては当該日における従前の信託の信託財産の価額を限度とする。

一 従前の信託の信託財産責任負担債務に係る債権(第五百九条第一項第六号の債務に係る債権を除く)。新規信託分割後の新たな信託の信託財産に属する財産
二 新たな信託の信託財産責任負担債務に係る債権となった債権(第五百九条第一項第六号の債務に係る債権に限る)。新規信託分割後の従前の信託の信託財産に属する財産

第七章 信託の終了及び清算
第一節 信託の終了
(信託の終了事由)
第六十三条 信託は、次条の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

一 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。
二 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が一年間継続したとき。
三 受託者が欠けた場合であつて、新受託者が就任しない状態が一年間継続したとき。
四 受託者が第五十二条第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。)

含む。の規定により信託を終了させたとき。
五 信託の併合がされたとき。
六 第六十五条又は第六十六条の規定により信託の終了を命ずる裁判があつたとき。
七 信託財産についての破産手続開始の決定があつたとき。

八 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第五十三条第一項、民事再生法第四十九条第一項又は会社更生法第六十一条第一項(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項及び第二百六条第一項において準用する場合を含む。)の規定による信託契約の解除がされたとき。

九 信託行為において定めた事由が生じたとき。
(委託者及び受益者の合意等による信託の終了)
第六十四条 委託者及び受益者は、いつでもその合意により、信託を終了することができる。

2 委託者及び受益者が受託者に不利な時期に信託を終了したときは、委託者及び受益者は、受託者の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があつたときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
4 委託者が現に存しない場合には、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(特別の事情による信託の終了を命ずる裁判)
第六十五条 信託行為の当時予見することのできなかった特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至つたことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。

る場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。
3 第一項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

4 第一項の申立てについての裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者は、即時抗告をすることができる。
5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(公益の確保のための信託の終了を命ずる裁判)
第六十六条 裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため信託の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。

一 不法な目的に基づいて信託がされたとき。
二 受託者が、法令若しくは信託行為で定めるその権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。

2 裁判所は、前項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。
3 第一項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

4 第一項の申立てについての裁判に対しては、同項の申立てをした者又は委託者、受託者若しくは受益者は、即時抗告をすることができる。
5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。
6 委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人が第一項の申立てをしたときは、裁判所は、受託者の申立てにより、同項の申立てをした者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。
7 受託者は、前項の規定による申立てをするに

は、第一項の申立てが悪意によるものであることを疎明しなければならない。

8 民事訴訟法(平成八年法律第九号 第七十五条第五項及び第七項並びに第七十六条から第八十条までの規定は、第六項の規定により第一項の申立てについて立てるべき担保について準用する。

(官庁等の法務大臣に対する通知義務)

第百六十七條 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上前条第一項の申立て又は同項第二号の警告をすべき事由があることを知ったときは、法務大臣にその旨を通知しなければならない。

(法務大臣の関与)

第百六十八條 裁判所は、第百六十六條第一項の申立てについての裁判をする場合には、法務大臣に対し、意見を求めなければならない。

2 法務大臣は、裁判所が前項の申立てに係る事件について審問をするときは、当該審問に立ち会うことができる。

3 裁判所は、法務大臣に対し、第一項の申立てに係る事件が係属したことが及び前項の審問の期日を通知しなければならない。

4 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、法務大臣は、即時抗告をすることができる。

(信託財産に関する保全処分)

第百六十九條 裁判所は、第百六十六條第一項の申立てがあつた場合には、法務大臣若しくは委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、同項の申立てにつき決定があるまでの間、信託財産に関し、管理人による管理を命ずる処分(次条において「管理命令」という。)その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に対しては、利害関係人は、即時抗告をすることができる。

第百七十條 裁判所は、管理命令をする場合には、当該管理命令において、管理人を選任しなければならない。

2 前項の管理人は、裁判所が監督する。

3 裁判所は、第一項の管理人に対し、信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況の報告をし、かつ、その管理の計算をすること命ずることができる。

4 第六十四条から第七十二条までの規定は、第一項の管理人について準用する。この場合において、第六十五条中「前受託者」とあるのは、「受託者」と読み替へるものとする。

5 信託財産に属する権利で登記又は登録がされたものに関し前条第一項の規定による保全処分(管理命令を除く。)があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の登記又は登録を嘱託しなければならない。

6 前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は当該保全処分が効力を失つた場合について準用する。

(保全処分に関する費用の負担)

第百七十一條 裁判所が第百六十九條第一項の規定による保全処分をした場合には、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二十六条本文の費用は、受託者の負担とする。当該保全処分について必要な費用も、同様とする。

2 前項の保全処分又は第百六十九條第一項の申立てを却下する裁判に対して即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消したときは、その抗告審における手続に要する裁判費用及び抗告人が負担した前審における手続に要する裁判費用は、受託者の負担とする。

(保全処分に関する資料の閲覧等)

第百七十二條 利害関係人は、裁判所書記官に対し、第百七十條第三項の報告又は計算に関する資料の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、前項の資料の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の

交付を請求することができる。

3 前項の規定は、第一項の資料のうち録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4 法務大臣は、裁判所書記官に対し、第一項の資料の閲覧を請求することができる。

5 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項の資料について準用する。

(新受託者の選任)

第百七十三條 裁判所は、第百六十六條第一項の規定により信託の終了を命じた場合には、法務大臣若しくは委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、当該信託の清算のために新受託者を選任しなければならない。

2 前項の規定による新受託者の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができる。

3 第一項の規定により新受託者が選任されたときは、前受託者の任務は、終了する。

4 第一項の新受託者は、信託財産から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

5 前項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判をする場合には、第一項の新受託者の陳述を聴かなければならない。

6 第四項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判に対しては、第一項の新受託者は、即時抗告をすることができる。

(終了した信託に係る吸収信託分割の制限)

第百七十四條 信託が終了した場合には、当該信託を承継信託とする吸収信託分割は、することができない。

第二節 信託の清算

(清算の開始原因)

第百七十五條 信託は、当該信託が終了した場合

(第百六十三條第五号に掲げる事由によつて終了した場合及び信託財産についての破産手続開始の決定により終了した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。)には、この節の定めるところにより、清算をしなければならない。

(信託の存続の擬制)

第百七十六條 信託は、当該信託が終了した場合においても、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

(清算受託者の職務)

第百七十七條 信託が終了した時以後の受託者(以下「清算受託者」という。)は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の結了

二 信託財産に属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済

三 受益債権残余財産の給付を内容とするものを除く。に係る債務の弁済

四 残余財産の給付

(清算受託者の権限等)

第百七十八條 清算受託者は、信託の清算のために必要な一切の行為をする権限を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 清算受託者は、次に掲げる場合には、信託財産に属する財産を競売に付することができる。

一 受益者又は第百八十二条第一項第二号に規定する帰属権利者(以下この条において「受益者等」と総称する。)が信託財産に属する財産を受領することを拒み、又はこれを受領することができない場合において、相当の期間を定めてその受領の催告をしたとき。

二 受益者等の所在が不明である場合

3 前項第一号の規定により信託財産に属する財産を競売に付したときは、遅滞なく、受益者等に対しその旨の通知を発しなければならない。

4 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある物は、第二項第一号の催告をしないで競

売に付することができる。

(清算中の信託財産についての破産手続の開始)
第百七十九条 清算中の信託において、信託財産に属する財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算受託者は、直ちに信託財産についての破産手続開始の申立てをしなければならない。

2 信託財産についての破産手続開始の決定がされた場合において、清算受託者が既に信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者に支払ったものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
(条件付債権等に係る債務の弁済)
第百八十条 清算受託者は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合には、清算受託者は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。
3 第一項の鑑定人の選任の手續に関する費用は、清算受託者の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。
4 第一項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。
5 第一項の規定による鑑定人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができる。
6 前各項の規定は、清算受託者、受益者、信託債権者及び第百八十二条第一項第二号に規定する帰属権利者の間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(債務の弁済前における残余財産の給付の制限)
第百八十一条 清算受託者は、第百七十七条第二号及び第三号の債務を弁済した後でなければ、信託財産に属する財産を次条第二項に規定する残余財産受益者等に給付することができない。

ただし、当該債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。
(残余財産の帰属)
第百八十二条 残余財産は、次に掲げる者に帰属する。

一 信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者(次項において「残余財産受益者」という。)となるべき者として指定された者

二 信託行為において残余財産の帰属すべき者(以下この節において「帰属権利者」という。)となるべき者として指定された者
2 信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利者(以下この項において「残余財産受益者等」と総称する。)の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合においては、信託行為に委託者又はその相続人その他の一般承継人を帰属権利者として指定する旨の定めがあつたものとみなす。
3 前二項の規定により残余財産の帰属が定められないときは、残余財産は、清算受託者に帰属する。
(帰属権利者)
第百八十三条 信託行為の定めにより帰属権利者となるべき者として指定された者は、当然に残余財産の給付をすべき債務に係る債権を取得する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 第百八十二条第二項の規定は、前項に規定する帰属権利者となるべき者として指定された者について準用する。

3 信託行為の定めにより帰属権利者となつた者は、受託者に対し、その権利を放棄する旨の意思表示をすることができる。ただし、信託行為の定めにより帰属権利者となつた者が信託行為の当事者である場合は、この限りでない。
4 前項本文に規定する帰属権利者となつた者

は、同項の規定による意思表示をしたときは、当初から帰属権利者としての権利を取得していなかつたものとみなす。ただし、第三者の権利を害することはできない。
5 第百条及び第百二条の規定は、帰属権利者が有する債権で残余財産の給付をすべき債務に係るものについて準用する。
6 帰属権利者は、信託の清算中は、受益者とみなす。
(清算受託者の職務の終了等)
第百八十四条 清算受託者は、その職務を終了したときは、遅滞なく、信託事務に関する最終の計算を行い、信託が終了した時における受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人及び帰属権利者(以下この条において「受益者等」と総称する。))のすべてに対し、その承認を求めなければならない。

2 受益者等が前項の計算を承認した場合には、当該受益者等に対する清算受託者の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算受託者の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。
3 受益者等が清算受託者から第一項の計算の承認を求められた時から一箇月以内に異議を述べなかつた場合には、当該受益者等は、同項の計算を承認したものとみなす。
第八章 受益証券発行信託の特例
第一節 総則
(受益証券の発行に関する信託行為の定め)
第百八十五条 信託行為においては、この章の定めるところにより、一又は二以上の受益権を表示する証券(以下「受益証券」という。)を発行する旨を定めることができる。

2 前項の規定は、当該信託行為において特定の内容の受益権については受益証券を発行しない旨を定めることを妨げない。
3 第一項の定めのある信託(以下「受益証券発行信託」という。)においては、信託の変更によつて前二項の定めを変更することはできない。

4 第一項の定めのない信託においては、信託の変更によつて同項又は第二項の定めを設けることはできない。
(受益権原簿)
第百八十六条 受益証券発行信託の受託者は、遅滞なく、受益権原簿を作成し、これに次に掲げる事項(以下この章において「受益権原簿記載事項」という。)を記載し、又は記録しなければならない。

一 各受益権に係る受益債権の内容その他の受益権の内容を特定するものとして法務省令で定める事項
二 各受益権に係る受益証券の番号、発行の日、受益証券が記名式か又は無記名式かの別及び無記名式の受益証券の数
三 各受益権に係る受益者無記名受益権の受益者を除く。の氏名又は名称及び住所
四 前号の受益者が各受益権を取得した日
五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(受益権原簿記載事項を記載した書面の交付等)
第百八十七条 第百八十五条第二項の定めのある受益権の受益者は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該受益者についての受益権原簿に記載され、若しくは記録された受益権原簿記載事項を記載した書面の交付又は当該受益権原簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

2 前項の書面には、受益証券発行信託の受託者(法人である受託者にあつては、その代表者。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。
3 第一項の電磁的記録には、受益証券発行信託の受託者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
4 受益証券発行信託の受託者が二人以上ある場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「受益証券発行信託の受託者」とあるのは、「受益証券発行信託のすべての受託者」

と読み替へる。

とする。

(受益権原簿管理人)

第百八十八条 受益証券発行信託の受託者は、受益権原簿管理人(受益証券発行信託の受託者に代わって受益権原簿の作成及び備置きその他の受益権原簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ。)を定め、当該事務を行うことを委託することができる。

(基準日)

第百八十九条 受益証券発行信託の受託者は、一定の日(以下この条において「基準日」という。)を定めて、基準日において受益権原簿に記載され、又は記録されている受益者(以下この条において「基準日受益者」という。)をその権利を行使することができるものと定めることができる。

2 前項の規定は、無記名受益権の受益者については、適用しない。

3 基準日を定める場合には、受益証券発行信託の受託者は、基準日受益者が行使することができる権利(基準日から三箇月以内に行使するものに限る。)の内容を定めなければならない。

4 受益証券発行信託の受託者は、基準日を定めたとときは、当該基準日の二週間前までに、当該基準日及び前項の規定により定めた事項を官報に公告しなければならない。ただし、信託行為に当該基準日及び基準日受益者が行使することができる権利の内容について定めがあるときは、この限りでない。

5 第一項、第三項及び前項本文の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(受益権原簿の備置き及び閲覧等)

第百九十条 受益証券発行信託の受託者は、受益権原簿をその住所(当該受託者が法人である場合(受益権原簿管理人が現に存する場合を除く。))にあつてはその主たる事務所、受益権原簿管理人が現に存する場合にあつてはその営業所)に備え置かなければならない。

2 委託者、受益者その他の利害関係人は、受益

証券発行信託の受託者に対し、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

一 受益権原簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 受益権原簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 前項の請求があつたときは、受益証券発行信託の受託者は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う者(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に

関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が不適当な時に請求を行ったとき。

三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

四 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

五 請求者が前項の規定による閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

六 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

4 第百八十六条第三号又は第四号に掲げる事項(第百八十五条第二項の定めのない受益権に係るものに限る。)について第二項の請求があつた場合において、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(受益者に対する通知等)

第百九十一条 受益証券発行信託の受託者が受益者に対してする通知又は催告は、受益権原簿に

記載し、又は記録した当該受益者の住所(当該受益者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該受託者に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先にあつては発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

3 受益証券発行信託の受益権が二人以上の者の共有に属するときは、共有者は、受益証券発行信託の受託者が受益者に対してする通知又は催告を受領する者一人を定め、当該受託者に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければならない。この場合においては、その者を受益者とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定による共有者の通知がない場合には、受益証券発行信託の受託者が受益権の共有者に対してする通知又は催告は、そのうちの一人に対してすれば足りる。

5 この法律の規定により受益証券発行信託の受託者が無記名受益権の受益者に対してすべき通知は、当該受益者のうち当該受託者に氏名又は名称及び住所の知れている者に対してすれば足りる。この場合においては、当該受託者は、その通知すべき事項を官報に公告しなければならない。

(無記名受益権の受益者による権利の行使)

第百九十二条 無記名受益権の受益者は、受益証券発行信託の受託者その他の者に対しその権利を行使しようとするときは、その受益証券を当該受託者その他の者に提示しなければならない。

2 無記名受益権の受益者は、受益者集会において議決権を行使しようとするときは、受益者集会の日の一週間前までに、その受益証券を第百八条に規定する招集者に提示しなければならない。

(共有者による権利の行使)

第百九十三条 受益証券発行信託の受益権が二人

以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該受益権についての権利を行使する者一人を定め、受益証券発行信託の受託者に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければならない。当該受益権についての権利を行使することができない。ただし、当該受託者が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

第二節 受益権の譲渡等の特例

(受益証券の発行された受益権の譲渡)

第百九十四条 受益証券発行信託の受益権(第百八十五条第二項の定めのある受益権を除く。)の譲渡は、当該受益権に係る受益証券を交付しなければ、その効力を生じない。

(受益証券発行信託における受益権の譲渡の對抗要件)

第百九十五条 受益証券発行信託の受益権の譲渡は、その受益権を取得した者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなければ、受益証券発行信託の受託者に対抗することができない。

2 第百八十五条第二項の定めのある受益権に関する前項の規定の適用については、同項中「受託者」とあるのは、「受託者その他の第三者」とする。

3 第一項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

(権利の推定等)

第百九十六条 受益証券の占有者は、当該受益証券に係る受益権を適法に有するものと推定する。

2 受益証券の交付を受けた者は、当該受益証券に係る受益権についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(受益者の請求によらない受益権原簿記載事項の記載又は記録)

第百九十七条 受益証券発行信託の受託者は、次の各号に掲げる場合には、法務省令で定めるところにより、当該各号の受益権の受益者に係る

受益権原簿記載事項を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

一 受益証券発行信託の受益権を取得した場合において、当該受益権が消滅しなかったとき。

二 前号の受益証券発行信託の受益権を処分したとき。

2 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によつて受益権の併合がされた場合には、併合された受益権について、その受益権の受益者に係る受益権原簿記載事項を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

3 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によつて受益権の分割がされた場合には、分割された受益権について、その受益権の受益者に係る受益権原簿記載事項を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

4 前三項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

(受益者の請求による受益権原簿記載事項の記載又は記録)

第二百九十八条 受益証券発行信託の受益権を受益証券発行信託の受託者以外の者から取得した者(当該受託者を除く)は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該受益権に係る受益権原簿記載事項を受益権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、その取得した受益権の受益者として受益権原簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

3 前二項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

(受益証券の発行された受益権の質入れ)
第二百九十九条 受益証券発行信託の受益権(第八十五条第二項の定めのある受益権を除く)の質入れは、当該受益権に係る受益証券を交付し

なければ、その効力を生じない。

(受益証券発行信託における受益権の質入れの對抗要件)

第二百条 受益証券発行信託の受益権(第八十五条第二項の定めのある受益権を除く)の質権者は、継続して当該受益権に係る受益証券を占有しなければ、その質権をもつて受益証券発行信託の受託者その他の第三者に對抗することができない。

2 第八十五条第二項の定めのある受益権の質入れは、その質権者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなければ、受益証券発行信託の受託者その他の第三者に對抗することができない。

(質権に関する受益権原簿の記載等)

第二百一条 受益証券発行信託の受益権に質権を設定した者は、受益証券発行信託の受託者に対し、次に掲げる事項を受益権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

一 質権者の氏名又は名称及び住所
二 質権の目的である受益権

2 前項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

(質権に関する受益権原簿の記載事項を記載した書面の交付等)

第二百二条 前条第一項各号に掲げる事項が受益権原簿に記載され、又は記録された質権者以下この節において「登録受益権質権者」という。

は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該登録受益権質権者についての受益権原簿に記載され、若しくは記録された同項各号に掲げる事項を記載した書面の交付又は当該事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

2 前項の書面には、受益証券発行信託の受託者(法人である受託者にあつては、その代表者。次項において同じ)が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の電磁的記録には、受益証券発行信託の受託者が法務省令で定める署名又は記名押印

に代わる措置をとらなければならない。

4 受益証券発行信託の受託者が二人以上ある場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「受益証券発行信託の受託者」とあるのは、「受益証券発行信託のすべての受託者」とする。

(登録受益権質権者に対する通知等)

第二百三条 受益証券発行信託の受託者が登録受益権質権者に対してする通知又は催告は、受益権原簿に記載し、又は記録した当該登録受益権質権者の住所当該登録受益権質権者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該受託者に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(受益権の併合又は分割に係る受益権原簿の記載等)

第二百四条 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によつて受益権の併合がされた場合において、当該受益権を目的とする質権の質権者が登録受益権質権者であるときは、併合された受益権について、その質権者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

2 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によつて受益権の分割がされた場合において、当該受益権を目的とする質権の質権者が登録受益権質権者であるときは、分割された受益権について、その質権者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

第二百五条 受益証券発行信託の受託者は、前条第一項に規定する場合には、併合された受益権に係る受益証券を登録受益権質権者に引き渡さなければならない。

2 受益証券発行信託の受託者は、前条第二項に規定する場合には、分割された受益権に係る受

益証券を登録受益権質権者に引き渡さなければならない。

(受益証券の発行されない受益権についての對抗要件等)

第二百六条 第八十五条第二項の定めのある受益権で他の信託の信託財産に属するものについては、当該受益権が信託財産に属する旨を受益権原簿に記載し、又は記録しなければ、当該受益権が信託財産に属することを受益証券発行信託の受託者その他の第三者に對抗することができない。

2 前項の受益権が属する他の信託の受託者は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該受益権が信託財産に属する旨を受益権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3 受益権原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における第八十七条の規定の適用については、同条第一項中「第八十五条第二項の定めのある受益権の受益者」とあるのは「第二百六条第一項の受益権が属する他の信託の受託者」と、「当該受益者」とあるのは「当該受益権」と、「記録された受益権原簿記載事項」とあるのは「記録された受益権原簿記載事項(当該受益権が信託財産に属する旨を含む)」とする。

第三節 受益証券

(受益証券の発行)

第二百七条 受益証券発行信託の受託者は、信託行為の定めに従い、遅滞なく、当該受益権に係る受益証券を発行しなければならない。

(受益証券不所持の申出)

第二百八条 受益証券発行信託の受益者は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければならない

い。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を受託証券発行信託の受託者に提出しなければならない。

3 第一項の規定による申出を受けた受益証券発行信託の受託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

4 受益証券発行信託の受託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第二項前段の受益権に係る受益証券を発行することができない。

5 第二項後段の規定により提出された受益証券は、第三項の規定による記載又は記録をした時において、無効となる。

6 第一項の規定による申出をした受益者は、いつでも、受益証券発行信託の受託者に対し、第二項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができる。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とする。

7 前各項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

(受益証券の記載事項)

第二百九条 受益証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、受益証券発行信託の受託者（法人である受託者にあつては、その代表者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。）

- 一 受益証券発行信託の受益証券である旨
- 二 当初の委託者及び受益証券発行信託の受託者の氏名又は名称及び住所
- 三 記名式の受益証券にあつては、受益者の氏名又は名称
- 四 各受益権に係る受益債権の内容その他の受益権の内容を特定するものとして法務省令で定める事項
- 五 受益証券発行信託の受託者に対する費用等

の償還及び損害の賠償に関する信託行為の定め

六 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期

七 記名式の受益証券をもつて表示される受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容

八 受益者の権利の行使に関する信託行為の定め（信託監督人及び受益者代理人に係る事項を含む。）

九 その他法務省令で定める事項

2 受益証券発行信託の受託者が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「受益証券発行信託の受託者」とあるのは、「受益証券発行信託のすべての受託者とする。」

（記名式と無記名式との間の転換）

第二百十條 受益証券が発行されている受益権の受益者は、いつでも、その記名式の受益証券を無記名式とし、又はその無記名式の受益証券を記名式とすることを請求することができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(受益証券の喪失)

第二百十一條 受益証券は、非訟事件手続法第四百二條に規定する公示催告手続によつて無効とすることができる。

2 受益証券を喪失した者は、非訟事件手続法第四百四十八條第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

3 受益証券を喪失した者が非訟事件手続法第五百六條に規定する公示催告の申立てをしたときは、当該受益証券を喪失した者は、相当の担保を供して、受益証券発行信託の受託者に当該受益証券に係る債務を履行させることができる。

第四節 関係当事者の権利義務等の特例
(受益証券発行信託の受託者の義務の特例)
第二百十二條 受益証券発行信託においては、第

二十九條第二項ただし書の規定にかかわらず、信託行為の定めにより同項本文の義務を軽減することはできない。

2 受益証券発行信託においては、第三十五條第四項の規定は、適用しない。

（受益者の権利行使の制限に関する信託行為の定めの特例）
第二百十三條 受益証券発行信託においては、第九十二條第一号、第五号、第六号及び第八号の規定にかかわらず、次に掲げる権利の全部又は一部について、総受益者の議決権の百分の三（これを下回る割合を信託行為において定めた場合にあつては、その割合。以下この項において同じ。）以上の割合の受益権を有する受益者又は現に存する受益権の総数の百分の三以上の数の受益権を有する受益者に限り当該権利を行使することができる旨の信託行為の定めを設けることができる。

一 第二十七條第一項又は第二項（これらの規定を第七十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定による取消権

二 第三十一條第六項又は第七項の規定による取消権

三 第三十八條第一項の規定による閲覧又は謄写の請求権

四 第四十六條第一項の規定による検査役の選任の申立権

2 受益証券発行信託においては、第九十二條第一号の規定にかかわらず、次に掲げる権利の全部又は一部について、総受益者の議決権の百分の一（これを下回る割合を信託行為において定めた場合にあつては、その割合。以下この項において同じ。）以上の割合の受益権を有する受益者又は現に存する受益権の総数の十分の一以上の数の受益権を有する受益者に限り当該権利を行使することができる旨の信託行為の定めを設けることができる。

一 第五十條第一項の規定による信託の変更を命ずる裁判の申立権

二 第六十五條第一項の規定による信託の終了を命ずる裁判の申立権

3 受益証券発行信託において、第三十九條第一項の規定による開示が同条第三項の信託行為の定めにより制限されているときは、前二項の規定は、適用しない。

4 受益証券発行信託においては、第九十二條第十一号の規定にかかわらず、六箇月（これを下回る期間を信託行為において定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き受益権を有する受益者に限り第四十四條第一項の規定による差止めの請求権を行使することができる旨の信託行為の定めを設けることができる。
（二人以上の受益者による意思決定の方法の特例）

第二百十四條 受益者が二人以上ある受益証券発行信託においては、信託行為に別段の定めがない限り、信託行為に受益者の意思決定第九十二條各号に掲げる権利の行使に係るものを除く。）は第四章第三節第二款の定めるところによる受益者集会における多数決による旨の定めがあるものとみなす。

（委託者の権利の特例）
第二百十五條 受益証券発行信託においては、この法律の規定による委託者の権利のうち次に掲げる権利は、受益者がこれを行使する。

一 第三十六條の規定による報告を求める権利

二 第五十八條第四項（第三十四條第二項及び第四十一條第二項において準用する場合を含む。）第六十二條第四項（第三十五條第一項及び第四十二條第一項において準用する場合を含む。）第六十三條第一項、第七十四條第二項、第三十三條第一項、第四十五條第一項、第六十五條第一項、第六十六條第一項又は第六十七條第一項の規定による申立権

三 第六十二條第二項、第三十一條第二項又は第三十八條第二項の規定による催告権

四 第七十二條第一項、第二項又は第三項後

段の規定による閲覧、謄写若しくは交付又は複製の請求権

五 第九十条第二項の規定による閲覧又は謄写の請求権

第九章 限定責任信託の特例

第一節 総則

(限定責任信託の要件)

第二百十六条 限定責任信託は、信託行為においてそのすべての信託財産責任負担債務について受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う旨の定めをし、第二百三十二条の定めるところにより登記をすることによって、限定責任信託としての効力を生ずる。

2 前項の信託行為においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 限定責任信託の目的

二 限定責任信託の名称

三 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

四 限定責任信託の主たる信託事務の処理を行うべき場所(第三節において「事務処理地」という。)

五 信託財産に属する財産の管理又は処分の方法

六 その他法務省令で定める事項

(固有財産に属する財産に対する強制執行等の制限)

第二百十七条 限定責任信託においては、信託財産責任負担債務(第二十一条第一項第八号に掲げる権利に係る債務を除く。)に係る債権に基づいて固有財産に属する財産に対し強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることはできない。

2 前項の規定に違反してされた強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行若しくは競売に対しては、受託者は、異議を主張することができる。この場合においては、民事執行法第三十八条及び民事保全法第四十五条の規定を準用する。

3 第一項の規定に違反してされた国税滞納処分

に対しては、受託者は、異議を主張することができる。この場合においては、当該異議の主張は、当該国税滞納処分について不服の申立てをする方法とする。

(限定責任信託の名称等)

第二百十八条 限定責任信託には、その名称中に「限定責任信託」という文字を用いなければならない。

2 何人も、限定責任信託でないものについて、その名称又は商号中に、限定責任信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

3 何人も、不正の目的をもって、他の限定責任信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

4 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によつて事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある限定責任信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(取引の相手方に対する明示義務)

第二百十九条 受託者は、限定責任信託の受託者として取引をするに当たっては、その旨を取引の相手方に示さなければ、これを当該取引の相手方に対し主張することができない。

(登記の効力)

第二百二十条 この章の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によつてその登記があることを知らなかったときは、同様とする。

2 この章の規定により登記すべき事項につき故意又は過失によつて不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(限定責任信託の定めを廃止する旨の信託の変更)

第二百二十一条 第二百十六条第一項の定めを廃止する旨の信託の変更がされ、第二百三十五条の終了の登記がされたときは、その変更後の信託については、この章の規定は、適用しない。

第二節 計算等の特例

(帳簿等の作成等、報告及び保存の義務等の特例)

第二百二十二条 限定責任信託における帳簿その他の書類又は電磁的記録の作成、内容の報告及び保存並びに閲覧及び謄写については、第三十七条及び第三十八条の規定にかかわらず、次項から第九項までに定めるところによる。

2 受託者は、法務省令で定めるところにより、限定責任信託の会計帳簿を作成しなければならない。

3 受託者は、限定責任信託の効力が生じた後速やかに、法務省令で定めるところにより、その効力が生じた日における限定責任信託の貸借対照表を作成しなければならない。

4 受託者は、毎年、法務省令で定める一定の時期において、法務省令で定めるところにより、限定責任信託の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書その他の法務省令で定める書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

5 受託者は、前項の書類又は電磁的記録を作成したときは、その内容について受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人)に報告しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

6 受託者は、第二項の会計帳簿を作成した場合には、その作成の日から十年間当該期間内に信託の清算の終了があつたときは、その日までの間、次項において同じ)、当該会計帳簿書面に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあつては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあつては当該書面)を保存しなければならない。

い。ただし、受益者(一人以上の受益者が現に存する場合にあつてはすべての受益者、信託管理人が現に存する場合にあつては信託管理人。第八項において同じ)に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

7 受託者は、信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類又は電磁的記録を作成し、又は取得した場合に、その作成又は取得の日から十年間、当該書類又は電磁的記録(書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあつては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあつては当該書面)を保存しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

8 受託者は、第三項の貸借対照表及び第四項の書類又は電磁的記録(以下この項及び第二百二十四条第二項第一号において「貸借対照表等」という。)を作成した場合には、信託の清算の終了の日までの間、当該貸借対照表等書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあつては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあつては当該書面)を保存しなければならない。ただし、その作成の日から十年間を経過した後において、受益者に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

9 限定責任信託における第三十八条の規定の適用については、同条第一項各号中「前条第一項又は第五項」とあるのは「第二百二十二条第二項又は第七項」と、同条第四項第一号及び第六項各号中「前条第二項」とあるのは「第二百二十二条第三項又は第四項」とする。

(裁判所による提出命令)

第二百二十三条 裁判所は、申立てにより又は職

権、訴訟の当事者に対し、前条第二項から第四項までの書類の全部又は一部の提出を命ずることができ。

(受託者の第三者に対する責任)

第二百二十四条 限定責任信託において、受託者が信託事務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該受託者は、これによって

第三者が生じた損害を賠償する責任を負う。

2 限定責任信託の受託者が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、受託者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 貸借対照表等に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

二 虚偽の登記

三 虚偽の公告

3 前二項の場合において、当該損害を賠償する責任を負う他の受託者があるときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(受益者に対する信託財産に係る給付の制限)

第二百二十五条 限定責任信託においては、受益者に対する信託財産に係る給付は、その給付可能額(受益者に対し給付をすることができるとして純資産額の範囲内において法務省令で定める方法により算定される額をいう。以下この節において同じ。)を超えてすることはできない。

(受益者に対する信託財産に係る給付に関する責任)

第二百二十六条 受託者が前条の規定に違反して受益者に対する信託財産に係る給付をした場合には、次の各号に掲げる者は、連帯して第二号に掲げる受益者にあつては、現に受けた個別の給付額の限度で連帯して、当該各号に定める義務を負う。ただし、受託者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合、この限りでない。

一 受託者 当該給付の帳簿価額(以下この節

において「給付額」という。)に相当する金銭の信託財産に対するてん補の義務

二 当該給付を受けた受益者 現に受けた個別の給付額に相当する金銭の受託者に対する支払の義務

2 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、同項第二号に掲げる受益者は、当該履行された金額に同号の給付額の同項第一号の給付額に対する割合を乗じて得た金額の限度で同項第二号に定める義務を免れ、受益者が同号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、受託者は、当該履行された金額の限度で同項第一号に定める義務を免れる。

3 第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により受益者から受託者に対し支払われた金銭は、信託財産に帰属する。

4 第一項に規定する義務は、免除することができない。ただし、当該給付をした日における給付可能額を限度として当該義務を免除することについて総受益者の同意がある場合は、この限りでない。

5 第一項本文に規定する場合において、同項第一号の義務を負う他の受託者があるときは、これらの者は、連帯債務者とする。

6 第四十五条の規定は、第一項の規定による請求に係る訴えについて準用する。

(受益者に対する求償権の制限等)

第二百二十七条 前条第一項本文に規定する場合において、当該給付を受けた受益者は、給付額が当該給付をした日における給付可能額を超えることにつき善意であるときは、当該給付額について、受託者からの求償の請求に応ずる義務を負わない。

2 前条第一項本文に規定する場合には、信託債権者は、当該給付を受けた受益者に対し、給付額(当該給付額が当該信託債権者の債権額を超える場合にあつては、当該債権額)に相当する金銭を支払わせることができる。

(欠損が生じた場合の責任)

第二百二十八条 受託者が受益者に対する信託財産に係る給付をした場合において、当該給付をした日後最初に到来する第二百二十二条第四項の時期に欠損額(貸借対照表上の負債の額が資産の額を上回る場合において、当該負債の額から当該資産の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。)が生じたときは、次の各号に掲げる者は、連帯して(第二号に掲げる受益者にあつては、現に受けた個別の給付額の限度で連帯して)、当該各号に定める義務を負う。ただし、受託者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

一 受託者 その欠損額(当該欠損額が給付額を超える場合にあつては、当該給付額)に相当する金銭の信託財産に対するてん補の義務

二 当該給付を受けた受益者 欠損額(当該欠損額が現に受けた個別の給付額を超える場合にあつては、当該給付額)に相当する金銭の受託者に対する支払の義務

2 受託者が前項第一号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、同項第二号に掲げる受益者は、当該履行された金額に同号の給付額の同項第一号の給付額に対する割合を乗じて得た金額の限度で同項第二号に定める義務を免れ、受益者が同号に定める義務の全部又は一部を履行した場合には、受託者は、当該履行された金額の限度で同項第一号に定める義務を免れる。

3 第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により受益者から受託者に対し支払われた金銭は、信託財産に帰属する。

4 第一項に規定する義務は、総受益者の同意がなければ、免除することができない。

5 第一項本文に規定する場合において、同項第一号の義務を負う他の受託者があるときは、これらの者は、連帯債務者とする。

6 第四十五条の規定は、第一項の規定による請求に係る訴えについて準用する。

求に係る訴えについて準用する。

(債権者に対する公告)

第二百二十九条 限定責任信託の清算受託者は、その就任後遅滞なく、信託債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている信託債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該信託債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除外される旨を付記しなければならない。

(債務の弁済の制限)

第二百三十条 限定責任信託の清算受託者は、前条第一項の期間内は、清算中の限定責任信託の債務の弁済をすることができない。この場合において、清算受託者は、その債務の不履行によつて生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定にかかわらず、清算受託者は、前条第一項の期間内であつても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算中の限定責任信託の信託財産に属する財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができ。この場合において、当該許可の申立ては、清算受託者が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

3 清算受託者は、前項の許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

4 第二項の許可の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

5 第二項の規定による弁済の許可の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(清算からの除外)

第二百三十一条 清算中の限定責任信託の信託債権者(知れているものを除く。)であつて第二百二十九条第一項の期間内にその債権の申出をしなかつたものは、清算から除外される。

2 前項の規定により清算から除外された信託債権者は、給付がされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

3 二人以上の受益者がある場合において、清算中の限定責任信託の残余財産の給付を受益者の一部に対してしたときは、当該受益者の受けた給付と同一の割合の給付を当該受益者以外の受益者に対してするために必要な財産は、前項の残余財産から控除する。

第三節 限定責任信託の登記
(限定責任信託の定め(登記))

第二百三十二条 信託行為において第二百六条第一項の定めがされたときは、限定責任信託の定め(登記)は、二週間以内に、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 限定責任信託の目的
- 二 限定責任信託の名称
- 三 受託者の氏名又は名称及び住所
- 四 限定責任信託の事務処理地
- 五 第六十四条第一項(第七十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定により信託財産管理者又は信託財産法人管理者が選任されたときは、その氏名又は名称及び住所
- 六 第六十六条第九号の規定による信託の終了についての信託行為の定めがあるときは、その定め

七 会計監査人設置信託(第二百四十八条第三項に規定する会計監査人設置信託をいう。第二百四十条第三号において同じ。)であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称(変更の登記)

第二百三十三条 限定責任信託の事務処理地に変更があったときは、二週間以内に、旧事務処理地においてはその変更の登記をし、新事務処理地においては前条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において限定責任信託の事務処理地に変更があったときは、その変更の登記をすれば足りる。

3 前条各号(第四号を除く。)に掲げる事項に変更があったときは、二週間以内に、その変更の登記をしなければならない。

(職務執行停止の仮処分命令等の登記)

第二百三十四条 限定責任信託の受託者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その事務処理地において、その登記をしなければならない。

(終了の登記)

第二百三十五条 第六十三条(第六号及び第七号に係る部分を除く。)若しくは第六十四条第一項若しくは第三項の規定により限定責任信託が終了したとき、又は第二百六条第一項の定めを廃止する旨の信託の変更がされたときは、二週間以内に、終了の登記をしなければならない。

(清算受託者の登記)

第二百三十六条 限定責任信託が終了した場合において、限定責任信託が終了した時における受託者が清算受託者となるときは、終了の日から、二週間以内に、清算受託者の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

2 信託行為の定め又は第六十二条第一項若しくは第四項若しくは第六十七条第一項の規定により清算受託者が選任されたときも、前項と同様とする。

3 第二百三十三条第三項の規定は、前二項の規定による登記について準用する。

(清算終了の登記)

第二百三十七条 限定責任信託の清算が終了したときは、第六十四条第一項の計算の承認の日から、二週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第二百三十八条 限定責任信託の登記に関する事務は、限定責任信託の事務処理地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局

又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、限定責任信託登記簿を備える。

(登記の申請)

第二百三十九条 第二百三十二条及び第二百三十三条の規定による登記は受託者の申請によつて、第二百三十五条から第二百三十七条までの規定による登記は清算受託者の申請によつてする。

2 前項の規定にかかわらず、信託財産管理者又は信託財産法人管理者が選任されている場合には、第二百三十二条及び第二百三十三条の規定による登記(第二百四十六条の規定によるものを除く。)は、信託財産管理者又は信託財産法人管理者の申請によつてする。

(限定責任信託の定め(登記)の添付書面)

第二百四十条 限定責任信託の定め(登記)の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 限定責任信託の信託行為を証する書面
- 二 受託者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。
- 三 会計監査人設置信託においては、次に掲げる書面

イ 就任を承諾したことを証する書面

ロ 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ 会計監査人が法人でないときは、第二百四十九条第一項に規定する者であることを証する書面

(変更の登記の添付書面)

第二百四十一条 事務処理地の変更又は第二百三十二条各号(第四号を除く。)に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務処理地の変更又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

ならない。

2 法人である新受託者の就任による変更の登記の申請書には、前条第二号に掲げる書面を添付しなければならない。

3 会計監査人の就任による変更の登記の申請書には、前条第三号ロ又はハに掲げる書面を添付しなければならない。

(終了の登記の添付書面)

第二百四十二条 限定責任信託の終了の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(清算受託者の登記の添付書面)

第二百四十三条 次の各号に掲げる者が清算受託者となつた場合の清算受託者の登記の申請書には、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

- 一 信託行為の定めにより選任された者 次に掲げる書面
- イ 当該信託行為の定めがあることを証する書面
- ロ 選任された者が就任を承諾したことを証する書面
- 二 第六十二条第一項の規定により選任された者 次に掲げる書面
- イ 第六十二条第一項の合意があつたことを証する書面
- ロ 前号ロに掲げる書面

三 第六十二条第四項又は第六十七条第一項の規定により裁判所が選任した者 その選任を証する書面

2 第二百四十条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、清算受託者が法人である場合の清算受託者の登記について準用する。

(清算受託者に関する変更の登記の添付書面)

第二百四十四条 清算受託者の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

2 第二百三十六条第一項に規定する事項の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する

書面を添付しなければならない。
3 第二百四十一条第二項の規定は、法人である清算受託者の就任による変更の登記について準用する。

(清算終了の登記の添付書面)

第二百四十五条 清算終了の登記の申請書には、第二百八十四条第一項の計算の承認があったことを証する書面を添付しなければならない。

(裁判による登記の嘱託)

第二百四十六条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、限定責任信託の事務処理地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 次に掲げる裁判があったとき。

イ 第五十八条第四項(第七十条第七十四条第六項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による受託者又は信託財産管理者若しくは信託財産

法人管理人の解任の裁判
ロ 第六十四条第一項(第七十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定による信託財産管理者又は信託財産法人管理人の選任の裁判

二 次に掲げる裁判が確定したとき。
イ 前号イに掲げる裁判を取り消す裁判
ロ 第六十五号又は第六十六号の規定による信託の終了を命ずる裁判

(商業登記法及び民事保全法の準用)
第二百四十七条 限定責任信託の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七号から第十五号まで、第十七条(第三項を除く。)、第十八条から第十九条の二まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六号、第二十七号、第五十一条から第五十三号まで、第七十一条第一項、第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三十九条から第四十八号まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第

五十一条第一項中「本店」とあるのは「事務処理地(信託法(平成十八年法律第 号)第二百十六号第二項第四号に規定する事務処理地をいう。以下同じ。)」と、「移転した」とあるのは「変更した」と、同項並びに同法第五十二条第二項、第三項及び第五項中「新所在地」とあるのは「新事務処理地」と、同法第五十一条第一項及び第二項並びに第五十二条中「旧所在地」とあるのは「旧事務処理地」と、同法第七十一条第一項中「解散」とあるのは「限定責任信託の終了」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他の法人の役員」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地」とあるのは「限定責任信託の事務処理地(信託法(平成十八年法律第 号)第二百十六号第二項第四号に規定する事務処理地をいう。)」と読み替えるものとする。

第十章 受益証券発行限定責任信託の特例(会計監査人の設置等)

第二百四十八条 受益証券発行信託である限定責任信託(以下「受益証券発行限定責任信託」という。)においては、信託行為の定めにより、会計監査人を置くことができる。

2 受益証券発行限定責任信託であつて最終の貸借対照表(直近の第二百二十二条第四項の時期において作成された貸借対照表をいう。)の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であるものにおいては、会計監査人を置かなければならない。

3 第一項の信託行為の定めのある信託及び前項に規定する信託(以下「会計監査人設置信託」と総称する。)においては、信託行為に会計監査人を指定する定めを設けなければならない。

(会計監査人の資格等)

第二百四十九条 会計監査人は、公認会計士(外国公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。))を含む。第三項第二号にお

いて同じ。又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを受託者に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができる。

一 公認会計士法の規定により、第二百二十二条第四項に規定する書類又は電磁的記録について監査をすることができない者

二 受託者若しくはその利害関係人から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人が欠けた場合の措置)

第二百五十条 会計監査人設置信託において、会計監査人が欠けたときは、委託者及び受益者は、会計監査人が欠けた時から二箇月以内に、その合意により、新たな会計監査人(以下この条において「新会計監査人」という。)を選任しなければならない。

2 前項に規定する場合において、委託者が現に存しないとき、又は会計監査人が欠けた時から二箇月を経過しても同項の合意が調わないときは、新会計監査人の選任は、受益者のみでこれを行うことができる。

3 前二項に規定する場合において、受益者が二人以上あるときは、受託者(信託監督人が現に存する場合にあつては、受託者又は信託監督人)は、前二項の規定により新会計監査人を選任するため、遅滞なく、受益者集会を招集しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により新会計監査人が選任されたときは、当該新会計監査人について信託行為に第二百四十八条第三項の定めが設けられたものとみなす。

5 会計監査人が欠けた場合には、辞任により退任した会計監査人は、新会計監査人が選任されるまで、なお会計監査人としての権利義務を有する。

(会計監査人の辞任及び解任)

第二百五十一条 第五十七条第一項本文の規定は会計監査人の辞任について、第五十八条第一項及び第二項の規定は会計監査人の解任について、それぞれ準用する。

(会計監査人の権限等)

第二百五十二条 会計監査人は、第二百二十二条第四項の書類又は電磁的記録を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は受託者に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面
二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの
3 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第二百四十九条第三項第一号又は第二号に掲げる者
二 受託者又はその利害関係人
三 受託者又はその利害関係人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

4 会計監査人設置信託における第二百二十二条第四項、第五項及び第八項の規定の適用については、同条第四項中「作成しなければならない」とあるのは「作成し、第二百五十二条第一項の会計監査を受けなければならない」と、同条第五項中「その内容」とあるのは「その内容及び会計監査報告」と、同

条第八項中「作成した場合には」とあるのは「作成し、第二百五十二条第一項の会計監査を受けた場合には」と、「当該書面」とあるのは「当該書面」及び当該会計監査報告」とする。

(会計監査人の注意義務)

第二百五十三条 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、善良な管理者の注意をもつて、これをしなければならない。

(会計監査人の損失てん補責任等)

第二百五十四条 会計監査人がその任務を怠ったことによつて信託財産に損失が生じた場合には、受益者は、当該会計監査人に対し、当該損失のてん補をすることを請求することができる。

2 前項の規定による損失のてん補として会計監査人が受益者に対し交付した金銭その他の財産は、信託財産に帰属する。

3 第四十二条(第一号に係る部分に限る。)並びに第二百五条第三項及び第四項(第三号を除く。)の規定は第一項の規定による責任の免除について、第四十三条の規定は第一項の規定による責任に係る債権について、第四十五条の規定は第一項の規定による請求に係る訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百五条第四項第二号中「受益者がその任務」とあるのは、「会計監査人がその職務」と読み替えるものとする。

(会計監査人の第三者に対する責任)

第二百五十五条 会計監査人設置信託において、会計監査人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該会計監査人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 会計監査人設置信託の会計監査人が、第二百五十二条第一項の会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録をしたときも、前項と同様とする。ただし、会計監査人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、こ

の限りでない。

3 前二項の場合において、当該損害を賠償する責任を負う他の会計監査人があるときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(会計監査人の費用等及び報酬)

第二百五十六条 第二百七条第一項から第五項までの規定は、会計監査人の費用及び支出の日以後におけるその利息、損害の賠償並びに報酬について準用する。

(受益者集会の特例)

第二百五十七条 会計監査人設置信託に係る信託行為に第二百四十四条の別段の定めがない場合における第二百四十八条の規定の適用については、同条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び「会計監査人」と、同条第二項中「受益者」とあるのは「受益者又は会計監査人」とする。

第十一章 受益者の定めのない信託の特例

(受益者の定めのない信託の要件)

第二百五十八条 受益者の定め(受益者を定める方法の定めを含む。以下同じ。)のない信託は、第三条第一号又は第二号に掲げる方法によつてすることができ、

2 受益者の定めのない信託においては、信託の変更によつて受益者の定めを設けることはできない。

3 受益者の定めのある信託においては、信託の変更によつて受益者の定めを廃止することはできない。

4 第三条第二号に掲げる方法によつて受益者の定めのない信託をするときは、信託管理人を指定する定めを設けなければならない。この場合においては、信託管理人の権限のうち第二百四十五条第二項各号(第六号を除く。)に掲げるものを行使する権限を制限する定めを設けることはできない。

5 第三条第二号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託において信託管理人を指定する定めがない場合において、遺言執行者の定めがあるときは、当該遺言執行者は、信託管

理人を選任しなければならない。この場合において、当該遺言執行者が信託管理人を選任したときは、当該信託管理人について信託行為に前項前段の定めが設けられたものとみなす。

6 第三条第二号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託において信託管理人を指定する定めがない場合において、遺言執行者の定めがないとき、又は遺言執行者となるべき者として指定された者が信託管理人の選任をせず、若しくはこれを行うことができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託管理人を選任することができる。この場合において、信託管理人の選任の裁判があつたときは、当該信託管理人について信託行為に第四項前段の定めが設けられたものとみなす。

7 第二百三十三条第六項から第八項までの規定は、前項の申立てについての裁判について準用する。

8 第三条第二号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託において、信託管理人が欠けた場合であつて、信託管理人が就任しない状態が一年間継続したときは、当該信託は、終了する。

(受益者の定めのない信託の存続期間)

第二百五十九条 受益者の定めのない信託の存続期間は、二十年を超えない。

(受益者の定めのない信託における委託者の権利)

第二百六十条 第三条第一号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託においては、委託者(委託者が二人以上ある場合にあつては、そのすべての委託者)が第二百四十五条第二項各号(第六号を除く。)に掲げる権利を有する旨及び受益者が同条第四項各号に掲げる義務を負う旨の定めが設けられたものとみなす。この場合においては、信託の変更によつてこれを変更することはできない。

2 第三条第二号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託であつて、第二百五十八条第五項後段又は第六項後段の規定により同条第四項前段の定めが設けられたものとみなされるものにおいては、信託の変更によつて信託管理人の権限のうち第二百四十五条第二項各号(第六号を除く。)に掲げるものを行使する権限を制限することはできない。

第十九条第一項第三号及び第三項第三号		第十九条第三項第二号		第三十条		第三十一条第一項第四号	
受益者の利益を害しない		各信託の受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人)の協議		受益者		受益者又はその利害関係人と受益者との利益が相反する	
信託の目的の達成の支障とならない		受益者の定めのない信託の信託管理人と他の信託の受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人)との協議又は受益者の定めのない各信託の信託管理人の協議		信託の目的の達成		受益者又はその利害関係人の利益となり、かつ、信託の目的の達成の支障となる	

第三十一条第二項第四号	受益者の利益を害しない 受益者との	信託の目的の達成の支障とならない 信託の目的に關して有する
第三十二条第一項	受益者の利益に反する	信託の目的の達成の支障となる
第三十七条第四項ただし書	受益者 信託管理人。	委託者 信託管理人又は委託者。
第三十七条第六項ただし書	受益者	委託者
第三十八条第二項第三号	受益者の共同の利益を害する	信託の目的の達成を妨げる
第五十七条第一項	委託者及び受益者	委託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人)
第五十八条第一項	委託者及び受益者は、いつでも、その合意により	委託者は、いつでも(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人は、いつでも、その合意により)
第五十八条第二項	委託者及び受益者が	委託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人が委託者は
第六十二条第一項	委託者及び受益者は、その合意により	委託者は(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人は、その合意により)
第六十二条第三項	委託者及び受益者(二人以上の受益者が現に存する場合にあつてはその一人、信託管理人が現に存する場合にあつては信託管理人)	委託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人)
第六十二条第四項	同項の合意に係る協議の状況	委託者の状況(信託管理人が現に存する場合にあつては、同項の合意に係る協議の状況)
第六十二条第八項	「受益者は」 「受益者」 「受益者の状況」	「信託管理人は」 「信託管理人」 「信託管理人の状況」

第二百二十五条第一項	受益者のために	信託の目的の達成のために
第二百二十六条第二項	受益者	信託の目的の達成
第二百四十六条第一項	受益者及び受益者	受託者
第二百四十六条第二項	他の委託者、受託者及び受益者	他の委託者及び受託者
第二百四十九条第一項	委託者、受託者及び受益者	委託者及び受託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者、受託者及び信託管理人)
第二百四十九条第二項(第一号を除く。)	委託者及び受益者 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合すること	委託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人は、信託の目的の達成のために必要であること
第二百四十九条第三項第一号	委託者及び受益者	委託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人は、信託の目的の達成のために必要であること
第二百四十九条第五項	受益者に対し	信託の目的の達成の支障となる
第二百五十条第一項	委託者、受託者及び受益者	委託者及び受託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者、受託者及び信託管理人)
第二百五十一条第二項(第一号を除く。)	委託者及び受益者 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合すること	委託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人は、信託の目的の達成のために必要であること
第二百五十一条第四項	受益者に対し	信託の目的の達成の支障となる
第二百五十五条第一項	委託者、受託者及び受益者	委託者及び受託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者、受託者及び信託管理人)
第二百五十五条第二項(第一号を除く。)	委託者及び受益者	委託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人は、信託の目的の達成のために必要であること

2 受益者の定めのない信託に係る受託者の費用等、損害の賠償及び信託報酬については、第四十八条第五項(第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。		3 受益者の定めのない信託に係る信託の変更については、第四百四十九条第二項第一号及び第三項第二号の規定は、適用しない。 4 受益者の定めのない信託に係る信託の併合については、第五百一十一条第二項第一号の規定	
第五百五十九条第四項	、受益者に対し	、信託管理人に対し	5 受益者の定めのない信託に係る信託の分割については、第五百五十五条第二項第一号及び第五百五十九条第二項第一号の規定は、適用しない。 第十二章 雑則 第一節 非訟 (信託に関する非訟事件の管轄) 第二百六十二条 この法律の規定による非訟事件は、この条に特別の定めがある場合を除き、受託者の住所を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 2 受託者が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「住所」とあるのは、「いずれかの住所」とする。 3 受託者の任務の終了後新受託者の就任前におけるこの法律の規定による裁判所に対する申立てに係る事件は、前受託者の住所を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 4 受託者が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「受託者の任務」とあるのは、「すべての受託者の任務」とし、前受託者が二人以上ある場合における同項の規定の適用については、同項中「住所」とあるのは、「いずれかの住所」とする。 5 第六条第一項又は第二百五十八条第六項の申立てに係る事件は、遺言者の最後の住所を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 (信託に関する非訟事件の手続の特例) 第二百六十三条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第十五条の規定は、適用しない。 (最高裁判所規則) 第二百六十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。 第二節 公告等 (法人である受託者についての公告の方法) 第二百六十五条 この法律の規定(第五百五十二条
第五百五十九条第一項	委託者、受託者及び受益者	委託者及び受託者(信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者、受託者及び信託管理人)	第二項、第五百五十六条第二項、第六十条第二項及び第二百二十九条第一項を除く。)による公告は、受託者(受託者の任務の終了後新受託者の就任前にあっては、前受託者)が法人である場合には、当該法人における公告の方法(公告の期間を含む。)によりしなければならない。 (法人である受託者の合併等についての公告の手続の特例) 第二百六十六条 会社法その他の法律の規定によりある法人が組織変更、合併その他の行為をするときは当該法人の債権者が当該行為について公告、催告その他の手続を経て異議を述べることができるとされしている場合において、法人である受託者が当該行為をしようとするときは、受託者が信託財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者は、当該行為についてこれらの手続を経て異議を述べることができる債権者に含まれないものとする。 2 会社法その他の法律の規定による法人の事業の譲渡に關する規定の適用については、第三条第三号に掲げる方法によつてする信託は、その適用の対象となる行為に含まれるものとする。ただし、当該法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。 第十三章 罰則 (受益証券発行限定責任信託の受託者等の贈収賄罪) 第二百六十七条 次に掲げる者が、その職務に關して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。 一 受益証券発行限定責任信託の受託者(前受託者又は清算受託者を含む。以下同じ。) 二 受益証券発行限定責任信託の信託財産管理
第五百五十九条第二項(第一号を除く。)	委託者及び受益者	委託者信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び信託管理人	
第六百四十四条第四項	、受益者に対し	、信託管理人に対し	
第六百四十四条第一項	委託者及び受益者は、いつでも、その合意により	委託者は、いつでも(信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び信託管理人は、いつでも、その合意により)	
第六百四十四条第二項	委託者及び受益者が	委託者信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び信託管理人が	
第六百六十五条第一項	受益者の利益に適合する	相当となる	
第二百二十二条第六項ただし書	受益者	委託者	
第二百二十二条第八項ただし書	受益者	信託管理人又は委託者。	
第二百四十三条第一項第二号イ	合意	委託者の意思表示(信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び信託管理人の合意)	

三 受益証券発行限定責任信託の民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者

四 受益証券発行限定責任信託の信託財産法人管理人

五 受益証券発行限定責任信託の信託管理人

六 受益証券発行限定責任信託の信託監督人

七 受益証券発行限定責任信託の受益者代理人

八 受益証券発行限定責任信託の検査役

九 会計監査人

2 前項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3 第一項の場合において、犯人の収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(国外犯)

第二百六十八条 前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 前条第二項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

(法人における罰則の適用)

第二百六十九条 第二百六十七条第一項に規定する者が法人であるときは、同項の規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に対してそれぞれ適用する。(過料に処すべき行為)

第二百七十条 受託者、第六十条第一項に規定する前受託者の相続人等、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人、受益者代理人又は検査役は、次のいずれかに該当する場合においては、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定による公告若しくは通知をすることを怠ったとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

二 この法律の規定による開示をすることを怠ったとき。

三 この法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類又は電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

四 この法律の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 この法律の規定による調査を妨げたとき。

六 第三十七条第一項、第二項若しくは第五項の書類若しくは電磁的記録又は第二百二十条の議事録(信託行為に第四章第三節第二款の定めるところによる受益者集会における多数決による旨の定めがある場合に限る。)を作成せず、若しくは保存せず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 第二百五十二条第二項若しくは第五項、第五百六条第二項若しくは第五項又は第六百六条第二項若しくは第五項の規定に違反して、信託の併合又は分割をしたとき。

八 第一百七十九条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠ったとき。

九 第八十一条の規定に違反して、清算中の信託財産に属する財産の給付をしたとき。

2 受益証券発行信託の受託者、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人、信託監督人又は受益権原簿管理人は、次のいずれかに該当する場合においては、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第二百二十条の議事録(信託行為に第二百四

条の別段の定めがない場合に限る。)又は第

百八十六条の受益権原簿を作成せず、若しくは保存せず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二 第八十七条第一項又は第二百二条第一項の規定に違反して、書面の交付又は電磁的記録の提供を拒んだとき。

三 第九十条第一項の規定に違反して、第八十六条の受益権原簿を備え置かなかったとき。

四 第二百七条の規定に違反して、遅滞なく、受益証券を発行しなかったとき。

五 第二百九条の規定に違反して、受益証券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

3 限定責任信託の受託者、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者又は信託財産法人管理人は、次のいずれかに該当する場合においては、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第九章第三節の規定による登記をすることを怠ったとき。

二 第二百二十二条第二項の会計帳簿、同条第三項の貸借対照表又は同条第四項若しくは第七項の書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 清算の終了を遅延させる目的で、第二百二十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

四 第二百三十条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

4 会計監査人設置信託の受託者、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人又は信託監督人は、第二百五十条第三項の規定に違反して、会計監査人の選任の手続をすることを怠ったときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

第二百七十一条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二百八条第一項の規定に違反して、限定責任信託の名称中に限定責任信託という文字を用いなかった者

二 第二百八条第二項の規定に違反して、限定責任信託であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に使用した者

三 第二百八条第三項の規定に違反して、他の限定責任信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(自己信託に関する経過措置)

2 第三条第三号の規定は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

(受益者の定めのない信託に関する経過措置)

3 受益者の定めのない信託(学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするものを除く)は、当分の間、政令で定める法人以外の者を受益者として定めることができない。

4 前項の別に法律で定める日については、受益者の定めのない信託のうち学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とする信託に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとする。

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(旧信託法の一部改正)

第一条 信託法(大正十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益信託二関スル法律

第一条及び第二条を次のように改める。

第一条 信託法(平成十八年法律第 号)第二百五十八條第一項二規定スル受益者ノ定ナキ信託ノ内學術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニシテ次条ノ許可ヲ受ケタルモノ(以下公益信託ト謂フ)ニ付テハ本法ノ定ムル所ニ依ル

第二条 信託法第二百五十八條第一項二規定スル受益者ノ定ナキ信託ノ内學術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニ付テハ受益者ニ於テ主務官庁ノ許可ヲ受ケタルモノ(以下公益信託ト謂フ)ニ付テハ本法ノ定ムル所ニ依ル

公益信託ノ存続期間ニ付テハ信託法第二百五十九條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第三条から第六十六條までを削る。

第六十七條を第三條とし、第六十八條を削る。

第六十九條第二項中「受益者」を「公益信託ノ受託者」に改め、同條を第四條とする。

第七十條中「条項ノ変更ヲ為スを」「変更ヲ命ズル」に改め、同條に次の一項を加える。

公益信託ニ付テハ信託法第五十條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第七十條を第五條とし、同條の次に次の一條を加える。

第六條 公益信託ニ付信託ノ変更(前条ノ規定ニ依ルモノヲ除ク)又ハ信託ノ併合若ハ信託ノ分割ヲ為スニハ主務官庁ノ許可ヲ受ケタルトヲ要ス

第七十一條を第七條とし、同條の次に次の一條を加える。

第八條 公益信託ニ付テハ信託法第二百五十八條第一項二規定スル受益者ノ定ナキ信託ニ関スル同法二規定スル裁判所ノ權限次ニ掲グル裁判ニ関スルモノヲ除ク)ハ主務官庁ニ屬ス但シ同法第五十八條第四項(同法第七十條(同法第七十四條第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第百二十八條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第六十二條第四項(同法第二百九十九條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第六十三條第一項、第七十四條第二項及第百二十三條第四項二規定スル權限ニ付テハ職權ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得

一 信託法第五十條第一項ノ規定ニ依ル信託ノ變更ヲ命ズル裁判

二 信託法第六十六條第一項ノ規定ニ依ル信託ノ終了ヲ命ズル裁判、同法第六十九條第一項ノ規定ニ依ル保全処分ヲ命ズル裁判及同法第七十三條第一項ノ規定ニ依ル新受託者ノ選任ノ裁判

三 信託法第八十條第一項ノ規定ニ依ル鑑定人ノ選任ノ裁判

四 信託法第二百二十三條ノ規定ニ依ル書類ノ提出ヲ命ズル裁判

五 信託法第二百三十條第二項ノ規定ニ依ル弁済ノ許可ノ裁判

第七十二條を削る。

第七十三條中「終了」を「終了」に、「信託財産ノ歸屬權利者ナキ」を「歸屬權利者ノ指定ニ関スル定ナキトキ又ハ歸屬權利者ガ其ノ權利ヲ放棄シタル」に改め、同條を第九條とする。

第七十四條を第十條とし、第七十五條を第十一條とし、同條の次に次の一條を加える。

第十二條 公益信託ノ受託者、信託財産管理者、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六條二規定スル仮処分命令ニ依リ選任セラレタル受託者ノ職務ヲ代行スル者、信託財産法人管理人、信託管理人又ハ検査役ハ次ニ掲グル場合ニ於テハ百万円以下ノ過料ニ処ス

一 第四條第二項ノ規定ニ依ル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ

二 第六條又ハ第七條ノ規定ニ違反シタルトキ

三 本法ノ規定ニ依ル主務官庁ノ命令又ハ処分ニ違反シタルトキ

(旧信託法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 契約によつてされた信託で信託法(平成十八年法律第 号。以下「新信託法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)前にその効力が生じたものについては、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、なお従前の例による。遺言によつてされた信託で施行日前に当該遺言がされたものについても、同様とする。

(新法の適用等)

第三条 前条の規定によりなお従前の例によることとされる信託については、信託行為の定めにより、又は委託者、受託者及び受益者(第一条の規定による改正前の信託法(以下「旧信託法」という。))第八條第一項に規定する信託管理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人の書面若しくは電磁的記録(新信託法第三條第三号に規定する電磁的記録をいう。)による合意によつて適用される法律を新法(新信託法及びこの法律の規定による改正後の法律をいう。以下「新法」という。)とする旨の信託の変更をして、これを新法の規定の適用を受ける信託(以下「新法信託」という。)とすることができ。

2 委託者が現に存しない場合における前項の規定の適用については、同項中「委託者、受託者及び受益者」とあるのは、「受託者及び受益者」とする。

3 受益者が現に存しない場合(旧信託法第八條第一項に規定する信託管理人が現に存する場合を除く。)における第一項の規定の適用については、同項中「委託者、受託者及び受益者(第一条の規定による改正前の信託法(以下「旧信託法」という。))第八條第一項に規定する信託管理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人」とあるのは、「委託者及び受託者」とする。

4 委託者及び受益者が現に存しない場合(旧信託法第八條第一項に規定する信託管理人が現に存する場合を除く。)には、第一項の規定は、適用しない。

第四条 新法信託においては、新法の規定は、この法律に別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、旧法(この法律の規定による改正前の法律をいう。次条第一項において同じ。)の規定によつて生じた効力を妨げない。

2 第二条、第三十條第一項又は第五十六條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる信託(以下この条、次条及び第六條第一項において「旧法信託」という。)が新法信託となつた場合には、前項本文の規定にかかわらず、新法信託となる前にされた信託の詐害行為取消権(民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四條の規定による取消権をいう。)による取消し及びその否認については、なお従前の例による。

3 旧法信託が新法信託となつた場合には、第一項本文の規定にかかわらず、受託者の債務であつて新法信託となる前の原因によつて生じたもののうち信託財産に属する財産をもつて履行する責任を負うものの範囲については、なお従前の例による。

4 旧法信託が新法信託となつた場合には、第一項本文の規定にかかわらず、新法信託となる前に受託者に対する債務の負担の原因が生じた場合及び新法信託となる前に受託者に対して債務を負担する者につき受託者に対する債権の取得の原因が生じた場合における相殺の制限については、なお従前の例による。

第五条 旧法信託が新法信託となつた場合には、施行日前にした旧法の規定による処分、手続その他の行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした旧法の規定による処分、手続その他の行為は、この法律に別段の定めがある場合を除

2 前項の規定により新法信託とされた公益信託における前条(第三項第二号を除く。)の規定の適用については、同条第四項中「当該信託財産の管理人」とあるのは当該主務官庁と、「新信託法第六十三条第一項に規定する信託財産管理命令の申立てをしなければ」とあるのは「公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第八条及び新信託法第六十四条第一項の規定により信託財産管理者を選任しなければ」とする。

(非訟事件手続法の一部改正)

（担保付社債信託法の一部改正）
 第十条 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

（免許）
 第三条 担保付社債に関する信託事業は、内閣
 総理大臣の免許を受けた会社でなければ、営

を除く。）に規定する信用協同組合の業務又は同法第九条の九に規定する協同組合連合会の業務（同条第六項第五号に掲げる事業（同法第九条の八第九項第二号に掲げる業務に限る。）を除く。）

六 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十三条(第八項第二号を除く。)に規定する信用金庫の業務又は同法第五十四条(第七項第二号を除く。)に規定する信用金庫連合会の業務

七 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十八条の二(第五項第二号を除く。)に規定する労働金庫連合会の業務

八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条(第九項第二号を除く。)に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務

九 保険業法(平成七年法律第五号)第九十七号、第九十八号、第九十九号(第二項第二号を除く。)及び第百条に規定する保険会社の業務又は同法第九十九号において準用する同法第九十七号、第九十八号、第九十九号第一項、第二項(第二号を除く。)及び第四項から第六項まで並びに第百条に規定する外国保険会社等の業務

十 兼営法第一条第一項に規定する信託業務を営む金融機関の業務

十一 信託業法第二十一条第一項に規定する信託会社の業務

十二 前各号に掲げるもののほか、政令で定める業務

(資本金等の額)

第六条 信託会社の資本金の額又は出資の総額は、千円を下回ってはならない。

(出資の払込金額)

第七条 信託会社が合名会社又は合資会社であるときは、出資の払込金額が五百万円に達するまで、担保付社債に関する信託事業に着手してはならない。

(信託業法の準用)

第八条 信託業法第十五条、第二十二條から第二十四條まで、第二十八條第三項及び第二十九條の規定は、信託会社(第四条の規定により第三條の免許を受けたものとみなされる者及び同法第七條第一項又は第五十四條第一項

の登録を受けた者を除く。)が担保付社債に関する信託事業を営む場合について準用する。(信託会社の監督)

第九条 信託会社が営む担保付社債に関する信託業務は、内閣総理大臣の監督に属する。

(立入検査等)

第十条 内閣総理大臣は、信託会社の信託事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託会社に対し当該信託会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託会社の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務の停止等)

第十一条 内閣総理大臣は、信託会社の業務又は財産の状況に照らして、当該信託会社の信託事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託会社に対し、その必要の限度において、期限を付して当該信託会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は業務執行の方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(免許の取消し等)

第十二条 内閣総理大臣は、信託会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分と違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該信託会社に対し、その業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役若しくは監査役の解任を命じ、又は第三條の免許を取り消すことができる。

(免許の取消しによる解散)

第十三条 担保付社債に関する信託事業を専ら営む信託会社(次条から第十六条までにおいて「担保付社債専門信託会社」という。)は、前条の規定による免許の取消しによって解散する。

第十四条 担保付社債専門信託会社が前条の規定により解散したときは、内閣総理大臣は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

(清算人の任免)

第十五条 担保付社債専門信託会社に係る会社法第四百七十八條第二項から第四項まで、第四百七十九條第二項、第六百四十七條第二項から第四項まで又は第六百四十八條第三項に規定する清算人の選任又は解任は、内閣総理大臣が行う。

2 会社法第四百七十九條第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会(担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。)も行うことができる。

(清算の監督)

第十六条 担保付社債専門信託会社の清算は、内閣総理大臣の監督に属する。

2 内閣総理大臣は、前項の監督上必要があると認めるときは、当該職員に当該担保付社債専門信託会社の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第十條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(外国会社)

第十七条 会社が外国において担保付社債を発行しようとするときは、担保の目的である財産を有する者は、内閣総理大臣の許可を受け、外国会社と信託契約を締結することができる。

2 前項の規定により信託を引き受けた外国会社が日本に支店を有しないときは、当該外国

会社は、日本における代表者を定めなければならない。

3 法人は、前項の日本における代表者となることができる。

4 第二項の規定により同項の外国会社が日本における代表者を定めたときは、遅滞なく、その氏名又は名称及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 外国会社の日本における代表者は、信託事務に関しては、信託会社の取締役若しくは執行役又は信託会社を代表する社員と同一の権限を有する。

第二十条第二項第四号中「いう。」の下に「第十九條を除き、」を加える。

第三十二條第一号中「第七十五條第一項」を「第四十一條」に改め、同条第二号中「第七十六條第一項」を「第四十二條」において準用する第四十一條に改める。

第三十五條から第六十七條までを削る。

第七章から第九章までの章名を削る。

第三十四條の次に次の三章及び章名を加える。

第七章 信託契約の効力等

(受託会社の担保付社債の管理に関する権限等)

第三十五條 受託会社は、担保付社債の管理に関しては、この法律に特別の定めがある場合を除き、社債管理者と同一の権限を有し、義務を負う。

(受託会社の担保権の管理又は処分に関する義務)

第三十六條 受託会社は、総社債権者のために、信託契約による担保権を保存し、かつ、実行する義務を負う。

(社債権者の権利等)

第三十七條 社債権者は、その債権額に応じ、平等に担保の利益を享受する。

2 信託契約による担保権は、総社債権者のためにのみ行使することができる。

(信託契約による担保権の効力)

第三十八條 信託契約による担保権は、社債の成立前においても、その効力を生ずる。
(信託契約による担保権に関する民法等の規定の適用除外)

第三十九條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百四十八條及び第三百七十六條抵当権又はその順位の譲渡及び放棄に関する部分を除く。並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百十五條の規定は、信託契約による担保権については、適用しない。

2 民法第三百五十條において準用する同法第二百九十八條第三項の規定は、信託契約による質権については、適用しない。

3 民法第三百五十四條の規定は、信託契約による動産質権については、適用しない。

4 前三項の規定にかかわらず、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(担保の追加)

第四十條 担保付社債に係る担保の追加は、受託会社及び委託者の合意による信託の変更により、することができる。

(担保の変更)

第四十一條 担保付社債に係る担保の変更は、受託会社、委託者及び受益者である社債権者の合意による信託の変更により、することができる。

2 前項の合意に係る受益者の意思決定は、社債権者集会の決議による。

3 前二項の規定にかかわらず、担保の変更後における担保の価額が未償還の担保付社債の元利金を担保するのに足りるときは、担保付社債に係る担保の変更は、受託会社及び委託者の合意により、することができる。

4 受託会社は、前項の規定により担保付社債に係る担保の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている社債権者には、各別にその旨を通知しなければならない。

(担保権の順位の変更等)

第四十二條 前条の規定は、担保付社債に係る担保権の順位の変更又は担保権若しくはその順位の譲渡若しくは放棄について準用する。
(担保権の実行の義務等)

第四十三條 担保付社債が期限が到来しても弁済されず、又は発行会社が担保付社債の弁済を完了せずに解散したときは、受託会社は、遅滞なく、担保付社債に係る担保権の実行その他の必要な措置をとらなければならない。

2 受託会社は、総社債権者のために、当該受託会社が付与された執行力のある債務名義の正本に基づき担保物について強制執行をし、担保権の実行の申立てをし、又は企業担保権の実行の申立てをすることができ、又は企業担保権は、受託会社に対して主張することができる。

3 前項の場合において、債権者に対する異議は、受託会社に対して主張することができる。

(弁済を受けた受託会社の義務)

第四十四條 受託会社は、社債権者のために弁済を受けた場合には、遅滞なく、その受領した財産(当該財産の換価をした場合におけるその換価代金を含む。)を、債権額に応じて各社債権者に交付しなければならない。

2 民法第六百四十七條の規定は、受託会社が前項の財産を自己のために消費した場合について準用する。

3 社債権者を通知することができないとき、又は社債権者が受領を拒み、若しくは受領することができないときは、受託会社は、その社債権者のために第一項の財産を供託しなければならない。

(特別代理人の選任)

第四十五條 次に掲げる場合には、裁判所は、社債権者集会の申立てにより、特別代理人を選任することができる。

一 受託会社が総社債権者のためにすべき信託事務の処理及び担保付社債の管理を怠っているとき。

二 社債権者と受託会社との利益が相反する場合において、受託会社が総社債権者のために信託事務の処理及び担保付社債の管理に関する裁判上又は裁判外の行為をする必要があるとき。

2 前項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

3 第一項の規定による特別代理人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

4 第一項の申立てに係る非訟事件は、発行会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

5 第一項の規定による非訟事件については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第十五條の規定は、適用しない。

(受託会社等の行為の方式)

第四十六條 受託会社又は前条第一項の特別代理人がこの法律の規定により総社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をする場合には、個別の社債権者を表示することを要しない。

(受託会社の報酬)

第四十七條 受託会社は、信託法(平成十八年法律第七号)第五十四條及び会社法第七百四十一條第一項の規定にかかわらず、委託者又は発行会社に対し、信託事務の処理及び担保付社債の管理について相当の報酬を請求することができる。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 民法第六百四十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により委託者又は発行会社から受ける受託会社の報酬について準用する。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 会社法第七百四十一條第三項の規定は、第一項の規定により委託者又は発行会社から受ける受託会社の報酬については、適用しない。

(受託会社の費用等)

第四十八條 委託者又は発行会社は、信託法第四十八條第一項本文及び第五十三條第一項本文並びに会社法第七百四十一條第一項の規定にかかわらず、受託会社が信託事務の処理及び担保付社債の管理をするのに必要と認められる費用として正当に支出した一切の費用及び支出の日以後におけるその利息を償還し、並びに受託会社が自己の過失なく受けた一切の損害を賠償する義務を負う。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 受託会社は、信託法第四十八條第二項本文の規定にかかわらず、信託事務の処理及び担保付社債の管理をするに要する費用の前払を委託者又は発行会社に請求することができる。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 会社法第七百四十一條第三項の規定は、第一項の費用及びその利息の償還並びに損害の賠償については、適用しない。

4 信託契約による担保権は、第一項の規定により受託会社が生ずる債権のためにも、その効力を有する。

5 受託会社は、前項の債権について、社債権者に優先して担保物から弁済を受ける権利を有する。

(担保物の保管の状況の検査)

第四十九條 委託者、代表社債権者又は担保付社債の総額償還済みの額を除く。の十分の一以上に当たる担保付社債を有する社債権者は、いつでも、受託会社による担保物の保管の状況を検査することができる。

2 無記名式の担保付社債券を有する者は、これを受託会社に提示しなければ、前項の検査をすることができない。

第八章 信託事務の承継及び終了

(受託会社の辞任)
第五十條 受託会社についての信託法第五十七條の規定の適用については、同条第一項中

「及び受益者」とあるのは、「発行会社及び社債権者集会」とする。

2 受託会社は、前項の規定により読み替えて適用する信託法第五十七条第一項の規定により辞任するときは、信託事務を承継する会社を定めなければならない。

3 第十七条第一項の規定は、信託事務を承継する会社が外国会社である場合について準用する。

(受託会社の解任)

第五十一条 受託会社についての信託法第五十八条の規定の適用については、同条第一項中「及び受益者」とあるのは、「発行会社及び社債権者集会」と、同条第二項中「及び受益者」とあるのは、「発行会社及び社債権者集会」と、同条第三項中「及び受益者」とあるのは、「及び発行会社」と、同条第四項中「違反して信託財産に著しい損害を与えたこと」とあるのは、違反したとき、信託事務の処理若しくは担保付社債の管理に不適任であるときと、同項及び同条第七項中「又は受益者」とあるのは、「発行会社又は社債権者集会」とする。

(内閣総理大臣の権限)

第五十二条 内閣総理大臣は、受託会社に係る第三条の免許が第十二条の規定による取消しその他の事由によりその効力を失ったときは、信託法第五十八条第四項、第六十二条第四項又は第六十三条第一項の規定による申立てをすることができる。

(信託事務の承継)

第五十三条 第五十条第二項の規定による信託事務の承継は、委託者、受託会社であった者（以下「前受託会社」という。）及び信託事務を承継する会社（以下「新受託会社」という。）がその契約書を作成することによって、その効力を生ずる。

2 前項の契約書は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 第一項の契約書を書面をもって作成する場合合には、当該書面には、委託者（委託者が法

人である場合にあつては、その代表者）並びに前受託会社及び新受託会社の代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。

4 第一項の契約書を電磁的記録をもって作成する場合には、当該電磁的記録には、委託者（委託者が法人である場合にあつては、その代表者）並びに前受託会社及び新受託会社の代表者が内閣府令・法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(承継の公告等)

第五十四条 信託事務の承継がされたときは、発行会社及び新受託会社は、遅滞なく、各自、その旨を公告し、かつ、知れている社債権者には、各別にこれを通知しなければならない。

(新受託会社の権利義務等)

第五十五条 社債権者、委託者又は発行会社のために前受託会社に帰属していた権利義務は、前受託会社の辞任、解任、免許の取消し又は解散の時にさかのぼつて、新受託会社に移転する。ただし、前受託会社の契約違反又は不法行為によつて生じた責任は、この限りでない。

(書類の移管等)

第五十六条 前受託会社の取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）、これを代表する社員、清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その委託者、発行会社又は社債権者のために保管する物及び信託事務に関する書類を新受託会社に移管し、その他信託事務を新受託会社に引き継ぐために必要な一切の行為をしなければならない。

(承継に関する事務の監督)

第五十七条 信託事務の承継に関する事務は、内閣総理大臣の監督に属する。

2 内閣総理大臣は、前項の監督上必要があると認めるときは、当該職員に当該前受託会社若しくは新受託会社の営業所その他の施設に

立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第十條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(信託事務の終了)

第五十八条 受託会社が信託事務を終了したときは、総計算書を作成し、これを公告しなければならない。

2 前項の総計算書は、電磁的記録をもって作成することができる。

第九章 雜則

(公告)

第五十九条 この法律の規定による公告（次条の規定による公告を除く。）は、発行会社における公告の方法によりしなければならない。ただし、その公告をすべき者が発行会社以外のものである場合において、その方法が電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するもの）をとる方法（をいう。）であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でしなければならない。

(監督処分公告)

第六十条 内閣総理大臣は、第十一条若しくは第十二条の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は同条の規定により第三条の免許を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

(担保権の設定の登記の権利者)

第六十一条 信託契約による担保権の設定の登記については、受託会社を登記権利者とする。

(担保権の設定の登記における債権額の記載等)

第六十二条 信託契約による担保権の設定の登記においては、不動産登記法平成十六年法律第二百二十三号（第八十三条第一項第一号に

掲げる債権額は、担保付社債の総額を記録すれば足りる。

2 前項の登記において、担保付社債の総額を数回に分けて発行するときは、不動産登記法第八十三条第一項第一号、第八十八条及び第九十五条の規定にかかわらず、担保付社債の総額、担保付社債の総額を数回に分けて発行する旨及び担保付社債の利率の最高限度のみを被担保債権に係る登記事項とする。

3 前二項に規定する事項は、第一項の登記の申請情報の内容とする。

(分割発行の場合の社債発行に関する登記)

第六十三条 担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合において、担保付社債を発行したときは、その回の担保付社債の金額の合計額について発行の完了した日から二週間以内に、その回の担保付社債の金額の合計額及び当該担保付社債に関する第十九条第一項第四号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合において、外国において担保付社債を発行した場合であつて、登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間は、その通知が到達した時から起算する。

3 第一項の登記は、担保付社債を担保する権利の登記に付記して行う。

(不動産登記法の適用除外)

第六十四条 不動産登記法第四章第三節第五款の規定は、信託契約による登記には、適用しない。

(財務大臣への資料提出等)

第六十五条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、担保付社債に関する信託事業に係る制度の企画又は立案をするため必要と認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、担保付社債に

関する信託事業に係る制度の企画又は立案をするため特に必要と認めるときは、その必要の限度において、信託会社に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第六十六条 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

一 第三条の免許

二 第十二条の規定による免許の取消し

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(内閣府令への委任)

第六十七条 この法律に定めるもののほか、免許の申請、届出その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

第十章 罰則

第六十八条から第七十条までを次のように改める。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、免許を受けないで担保付社債に関する信託事業を営んだ者

二 第八条において準用する信託業法第十五条の規定に違反して、他人に担保付社債に関する信託事業を営ませた者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条において準用する信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

二 第八条において準用する信託業法第二十九条第二項の規定に違反した者

3 第八条において準用する信託業法第二十九条第三項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十九条 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者(委託者が法人であるときは、その事業を執行する社員、理事、取締役、執行役、清算人その他法人の業務を執行する者)若しくはその破産管財人、受託会社若しくは発行会社の業務を執行する社員、取締役、執行役、清算人若しくは破産管財人、代表社員債権者、第四十五条第一項の特別代理人又は外国会社の代表者を百万円以下の過料に処する。

一 この法律に定める届出、公告若しくは通知をせず、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

二 この法律の規定に違反して、正当な理由なく、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令・財務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

三 この法律により備え置くべき書類又は電磁的記録を備え置かず、これらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

四 この法律の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

五 この法律の規定による内閣総理大臣の検査を妨げたとき。

六 社債権者集会の決議によるべき場合において、これによらず、又はこれに違反したとき。

七 社債権者集会又は代表社員債権者に対して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第五条の規定に違反したとき。

九 第七条の規定に違反したとき。

十 第十七条第一項(第五十条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十一 第二十六条の規定に違反して、担保付社債簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第二十七条第一項に規定する手続を行わないで担保付社債簿を交付したとき。

十三 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十四 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

十五 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

十六 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

十七 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

十八 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

第七十一条から第七十一条までを削る。
第七十二条から第七十二条までを削り、

第二百二十条の条名を削る。

(担保付社債信託法の一部改正に伴う経過措置)
第十一条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の担保付社債信託法(以下この条において「旧担保付社債信託法」という。)第五条第一項の規定により免許を受けた会社は、前条の規定による改正後の担保付社債信託法(以下この条において「新担保付社債信託法」という。)第六条に規定する資本金の額若しくは出資の総額又は新担保付社債信託法第七条に規定する出資の払込金額に満たない場合であっても、施行日から六月間(当該期間内に新担保付社債信託法第十二条の規定によりその免許を取り消されたときは、当該取消しの日までの間)は、これらの規定にかかわらず、引き続き担保付社債に関する信託事業を営むことができる。

2 施行日前に旧担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約によつてした信託については、担保付社債信託法第一条に規定する信託会社は、社債権者集会の決議によつて適用される法律を新法とする旨の信託の変更をして、これを新法信託とすることが出来る。

3 旧担保付社債信託法第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定は、前項の規定により同項の信託を新法信託としようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 施行日前にした旧担保付社債信託法の規定による処分、手続その他の行為は、この法律に別段の定めがある場合を除き、新担保付社債信託法の相当規定によつてしたものとみなす。

(鉄道抵当法の一部改正)
第十二条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条ノ二第二項中「第百九条ノ二」を「第六十三条」に改める。

(商工組合中央金庫法の一部改正)
第十三条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条ノ六第一項に次の一号を加える。
六 信託法(平成十八年法律第 号)第三

条第三号ニ掲グル方法ニ依ル信託ニ係ル事務ニ関スル業務ヲ為スコト

第二十八条ノ六に次の一項を加える。

商工組合中央金庫ハ第一項第六号ノ業務ニ関シテハ信託業法(平成十六年法律第百五十四号)ノ適用ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ会社ト看做ス

第二十九条第一項第三号中「金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に改める。
(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第十四条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 業務(第四条―第六条)

第三章 監督(第七条―第十二条)

第四章 雑則(第十三条―第十五条)

第五章 罰則(第十六条―第二十三条)

附則

第一章 総則

第一条から第三条までを次のように改める。
(兼営の認可)

第一条 銀行その他の金融機関(政令で定めるものに限る。以下「金融機関」という。)は、他の法律の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する信託業及び次に掲げる業務(政令で定めるものを除く。以下「信託業務」という。)を営むことができる。

一 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業

二 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業(次条第三項において「信託受益権販売業」という。)

三 財産の管理(受託する信託財産と同じ種類の財産について、次項の信託業務の種類及び方法に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。)

四 財産に関する遺言の執行

五 会計の検査

六 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介

七 次に掲げる事項に関する代理事務

イ 第三号に掲げる財産の管理

ロ 財産の整理又は清算

ハ 債権の取立て

ニ 債務の履行

2 金融機関は、内閣府令で定めるところにより、信託業務の種類及び方法を定めて、前項の認可を受けなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 申請者が、信託業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、信託業務を的確に遂行することができること。

二 申請者による信託業務の遂行が金融秩序を乱すおそれがないものであること。
(信託業法の準用)

第二条 信託業法第十一条、第二十二條から第三十一條まで、第四十二條及び第四十九條の規定は、金融機関が信託業務を営む場合について準用する。この場合において、同法第十一条第十項中「第七条第三項の登録の更新がされなかつた場合、第四十四條第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四十五條第一項の規定により第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六條第一項の規定により第三条の免許若しくは第

七条第一項の登録がその効力を失つた」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可が取り消された場合若しくは同法第十一条の規定により同法第一条第一項の認可がその効力を失つた」と、同法第四十二條第二項中「第十七条から第十九條までの届出若しくは措置若しくは当該とあるのは「当該」と、同法第四十九條第一項中「第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四條第一項の規定により第三条の免許を取り消した場合又は第四十五條第一項の規定により第七条第一項の登録を取り消した場合」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消した」と読み替へるものとする。

2 信託業務を営む金融機関が信託契約(内閣府令で定めるものを除く。)の締結の代理又は媒介を第三者に委託する場合には、当該金融機関を信託会社とみなして、信託業法第二条第八項及び第五章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同章中「所屬信託会社」とあるのは「所屬信託兼営金融機関」と、同法第七十八條第一項中「第三十四條第一項の規定」とあるのは「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十一条第一項その他政令で定める規定」とする。

3 信託業法第百五条第一項及び第二項の規定は、信託業務を営む金融機関が信託受益権販売業を営む場合について準用する。
(信託業務の種類又は方法の変更の認可)

第三条 金融機関が信託業務を営む場合において、当該信託業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
第三条の次に次の章名を付する。

第二章 業務

第四条及び第五条を次のように改める。

(同一人に対する信用の供与等)

第四条 信託業務を営む金融機関に対し、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十三條の規定その他の金融機関の同一人に対する信用の供与等に係る規定を適用する場合には、これらの規定に規定する信用の供与の区分及び信用供与等限度額について政令で別段の定めをすることができる。
(定型的信託契約約款の変更等)

第五条 信託業務を営む金融機関は、多数人を委託者又は受益者とする定型的信託契約貸付信託又は投資信託に係る信託契約を除く。)について約款の変更をしようとするときは、当該定型的信託契約における委託者及び受益者のすべての同意を得る方法によるほか、内閣総理大臣の認可を受けて、当該変更に関する委託者又は受益者は一定の期間内にその異議を述べべき旨を公告する方法によりすることができる。

2 前項の期間は、一月を下ることができない。

3 委託者又は受益者が第一項の期間内に異議を述べなかつた場合には、当該委託者又は受益者は、当該契約の変更を承諾したものとみなす。

4 第一項の期間内に異議を述べた受益者は、信託業務を営む金融機関に対して、その変更がなかつたならば有したであろう公正な価格で受益権を買い取ることを請求することができる。

5 信託法(平成十八年法律第 号)第百三条第七項及び第百四條の規定は、前項の請求があつた場合について準用する。この場合において、同法第十一項ただし書中「信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定」とあるのは「定型的信託契約約款」と、同法第十二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条第四項」と、同項ただし書中「信託行為

の供与等に係る規定を適用する場合には、これらの規定に規定する信用の供与の区分及び信用供与等限度額について政令で別段の定めをすることができる。
(定型的信託契約約款の変更等)

又は当該重要な信託の変更等の意思決定」とあるのは「定型的信託契約約款」と読み替えるものとする。

第五条ノ二から第五条ノ四までを削る。

第六条を次のように改める。

(損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結)

第六条 信託業務を営む金融機関は、第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第四号の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、運用方法の特定しない金銭信託に限り、元本に損失を生じた場合又はあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補てんし又は補足する旨を定める信託契約(内閣府令で定めるものに限る。)を締結することができる。

第六条の次に次の章名を付する。

第三章 監督

第七条を次のように改める。

(信託業務報告書等)

第七条 信託業務を営む金融機関は、事業年度ごとに、信託業務及び信託業務に係る財産の状況を記載した当該事業年度の中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日まで)の期間をいう。)に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣府令で定める期間内に提出しなければならない。

第七条ノ二を削る。

第八条を次のように改める。

(届出等)

第八条 信託業務を営む金融機関は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を内閣府令で定める届出を提出しなければならない。

一 信託業務を開始したとき。

二 信託業務を廃止したとき(会社分割により信託業務の全部を承継させたとき、及び信託業務の全部の譲渡をしたときを含む。)

三 合併(当該信託業務を営む金融機関が合併により消滅する場合を除く。)をし、会社分割により信託業務の一部の承継をさせ、又は信託業務の一部の譲渡をしたとき。

四 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

二 信託業務を営む金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣府令で定める届出を提出しなければならない。

一 信託業務の全部若しくは一部を営む営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該営業所若しくは事務所に於いて行つた信託業務の内容の変更をしようとするとき。

二 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

三 信託業務を営む金融機関は、信託業務の廃止をし、合併(当該信託業務を営む金融機関が消滅するものに限る。)をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、会社分割による信託業務の全部若しくは一部の承継をさせ、又は信託業務の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

四 信託業務を営む金融機関は、前項の公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣府令で定める届出を提出しなければならない。

第八条ノ二から第八条ノ四までを削る。

第九条を次のように改める。

(業務の停止等)

第九条 内閣府令で定める信託業務を営む金融機関の業務又は財産の状況に照らして、当該信託業務を営む金融機関の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託業務を営む金融機関に対し、その必要の限度において、期限を付して信託業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。

じ、又は信託業務の種類若しくは方法の変更、財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

第九条ノ二を削る。

第十条から第十二条までを次のように改める。

(認可の取消し等)

第十条 内閣府令で定める信託業務を営む金融機関が、信託業務の遂行に当たり、法令若しくは法令に基づく内閣府令の命令に違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該信託業務を営む金融機関に対し、信託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第一条第一項の認可を取り消すことができる。

(認可の失効)

第十一条 信託業務を営む金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第一条第一項の認可は、その効力を失う。

一 信託業務の全部を廃止したとき。

二 会社分割により信託業務の全部を承継させ、又は信託業務の全部の譲渡をしたとき。

三 解散したとき(設立、株式移転、合併(当該合併により信託業務を営む金融機関を設立するものに限る。))又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)

四 当該認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣府令で定める承認を受けたときを除く。)

第十二条 内閣府令で定める信託業務を営む金融機関は、第十条の規定により第一条第一項の認可を取り消したとき、又は第九条若しくは第十条の規定により信託業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公告しなければならない。

第十二条の次に次の章名を付する。

(監督処分)

第十三条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、信託業務に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣府令で定める必要の資料の提出及び説明を求めることができる。

財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、信託業務に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、信託業務を営む金融機関その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第十四条 内閣府令で定める権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(内閣府令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、第一条第一項の認可の申請の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

第十五条の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第三項において準用する信託業法第百五条第二項の規定により適用する同法第百二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第四章 雑則

第十三条から第十五条までを次のように改める。

(財務大臣への資料提出等)

第十三条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、信託業務に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣府令で定める必要の資料の提出及び説明を求めることができる。

財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、信託業務に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、信託業務を営む金融機関その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第十四条 内閣府令で定める権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(内閣府令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、第一条第一項の認可の申請の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

第十五条の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第三項において準用する信託業法第百五条第二項の規定により適用する同法第百二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

二 第九条又は第十条の規定による信託業務の停止の命令に違反した者
第十八条から第二十条までを削る。
第十七条の条名を削る。

本則に次の七条を加える。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

二 第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項の規定に違反した者

三 第二条第一項において準用する信託業法第四十二条第一項から第三項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 第二条第一項において準用する信託業法第四十二条第一項から第三項までの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第二条第三項において準用する信託業法第九十六条において準用する同法第二十四条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

六 第二条第三項において準用する信託業法第九十八条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者

七 第二条第三項において準用する信託業法第九十五条第二項の規定により適用する同法第九十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

八 第二条第三項において準用する信託業法第九十五条第二項の規定により適用する同法第九十五条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九 第七条の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書を提出せず、又はこれらに記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項について虚偽の記載をした者

十 第八条第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第一項において準用する信託業法第十一条第五項の規定に違反して、信託業務を開始した者

二 第三条の規定に違反して、認可を受けないうで業務の内容又は方法を変更した者

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第一項において準用する信託業法第十一条第八項の規定に違反して、供託を行わなかった者

二 第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

三 第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

四 第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

第二十条 第八条第一項、第二項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第十六条 三億円以下の罰金刑
二 第十七条 二億円以下の罰金刑
三 前条 各本条の罰金刑

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、信託業務を営む金融機関の役員、支配人、参事又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第二条第三項において準用する信託業法第九十五条第二項の規定により適用する同法第九十七条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をしたとき

二 第二条第三項において準用する信託業法第九十五条第二項の規定により適用する同法第九十一条の規定による命令に違反したとき

三 第六条の規定に基づく内閣府令に違反して、同条に規定する信託契約を締結したとき

四 第九条の規定による内閣総理大臣の命令（信託業務の停止の命令を除く。）に違反したとき

五 信託法第三十四条の規定により行うべき信託財産の管理を行わないとき

第二十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の規定による命令に違反して、供託を行わなかった者

二 第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の二の規定に違反して、重要な信託の変更又は信託の併合若しくは信託の分割をした者

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 前条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八條及び第十条の規定は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条に規定する金融機関以下この条において単に「金融機関」というが施行日以後にする行為について適用し、金融機関が施行日前にした行為については、なお従前の例による。

2 金融機関が前条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下この項において「旧兼営法」という。）第五條ノ三第一項に規定する定型的信託契約に係る約款に基づいては、金融機関は、第三条の規定にかかわらず、旧兼営法第五條ノ三の規定の例により、適用される法律を新法とする旨の当該約款の変更をして、これを新法信託とすることができ。

（企業再建整備法の一部改正）
第十六条 企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十六條の八第三項中「信託法第六十五條及び同條において準用する同法第五十五條第二項」を「信託法（平成十八年法律第百八十四條第一項及び第二項）に、「これを」を「ついで」に改める。
（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第十七條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「委託者若しくは」を「当該議決権を取得し、又は保有する者以外の委託者又は」に、「について委託者若しくは」を「について当該委託者又は」に改める。
（農業協同組合法の一部改正）
第十八條 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十條第八項中「金融機關の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法 第一條第一項に規定する信託業務に係る」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により行う同法第一條第一項に規定する信託業務に係る事業

二 信託法(平成十八年法律第 号)第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

第十條第十八項中「組合は、」の下に「第八項第二号及び」を、「関しては」の下に「信託業法(平成十六年法律第五十四号)」を加え、「(平成十六年法律第五十四号)」を削る。

第十一條の二十四に次の一項を加える。

第十條第三項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託についての信託法第四十條第二項の規定の適用については、同項中「第二十八條」とあるのは、「農業協同組合法第十一條の二十四第三項」とする。

第十一條の二十六を次のように改める。

第十一條の二十六 第十條第三項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託については、信託法に規定する裁判所の権限(次に掲げる裁判に関するものを除く)は、行政庁に属する。

一 信託法第六十六條第一項の規定による信託の終了を命ずる裁判、同法第六十九條第一項の規定による保全処分を命ずる裁判及び同法第七十三條第一項の規定による新受託者の選任の裁判

二 信託法第八十條第一項の規定による鑑定人の選任の裁判

三 信託法第二百二十三條の規定による書類の提出を命ずる裁判

四 信託法第二百三十條第二項の規定による弁済の許可の裁判

第十一條の二十七中「第五十六條」を「第六十三條又は第六十四條」に改め、同條第一号を削り、同條第二号中「第四十四條」を「第五十六條第一項」に改め、同号を同條第一号とし、同條第三号を削り、同條第四号中「当該農業協同組合が解散(合併による解散を除く)をしたとき、又は」を削り、同号を同條第二号とする。

第十一條の二十八を次のように改める。

第十一條の二十八 第十條第三項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託には、信託法第三條第三号に係る部分に限る。、第四條第三項、第六條、第二十三條第二項から第四項まで、第二十八條、第三十五條、第五十五條、第七十九條から第八十九條まで、第九十三條から第九十八條まで、第九十三條、第九十四條、第九十六條、第八章、第十章、第十一章、第二百六十七條から第二百六十九條まで並びに第二百七十條第二項及び第四項の規定は、適用しない。

第十一條の四十七第十項中「同項に規定する信託業務に係る」を「同項第一号に掲げる」に改める。

(証券取引法の一部改正)

第十九條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第七号の四の次に次の一号を加える。

七の五 信託法(平成十八年法律第 号)に規定する受益証券発行信託の受益証券

第二條第一項第九号中「前三号」を「第七号の三から前号まで」に改め、「有するもの」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加える。

第六十五條第二項第一号中「第七号の三及び第七号の四」を「及び第七号の三から第七号の五まで」に改める。

第七十九條の五十九第一項中「の信託管理人(を「に係る」に、「信託管理人をいう。第三項及び第七十九條の六十一において同じ。)」を受

益者代理人」に改め、同條第三項中「(信託管理人を「(証券会社に係る第四十七條第三項に規定する信託の受益者代理人」に改め、「信託管理人が管理する信託をした」を削る。

第七十九條の六十一中「の信託管理人」を「に係る第四十七條第三項に規定する信託の受益者代理人」に改める。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

第二十條 第二條の規定によりなお従前の例によることとされる信託の旧信託法第八條第一項に規定する信託管理人は、施行日以後は、受益者代理人とみなして、前條の規定による改正後の証券取引法第七十九條の五十九第一項及び第三項並びに第七十九條の六十一の規定を適用する。

(水産業協同組合法の一部改正)

第二十一條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第五項中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項に規定する信託業務(以下「信託業務」という)に係る」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により行う同法第一條第一項に規定する信託業務(以下「信託業務」という)に係る事業

二 信託法(平成十八年法律第 号)第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

第十一條第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同條第九項とし、同條第七項を同條第八項とし、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 組合は、前項第二号の事業を行う場合には、信託業法(平成十六年法律第五十四号)の適用については、政令で定めるところにより、会社とみなす。

第十一條の五中「第十一條第八項」を「第十一條第九項」に改める。

第四十一條の第二項中「第八十七條第七項」を「第八十七條第八項」に改める。

第八十七條第六項中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業

二 信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

第八十七條第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同條第十一項とし、同條第九項を同條第十項とし、同條第八項を同條第九項とし、同條第七項を同條第八項とし、同條第六項の次に次の一項を加える。

7 連合会が前項第二号の事業を行う場合には、第十一條第六項の規定を準用する。

第八十七條の第二項中「同條第七項」を「同條第八項」に改める。

第八十七條の第三項第一項第四号中「(平成十六年法律第五十四号)」を削る。

第九十二條第一項中「第十一條第八項」を「第十一條第九項」に、「第八十七條第十項」を「第八十七條第十一項」に改める。

第九十三條第四項中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業

二 信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

第九十三條第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同條第八項とし、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 組合が前項第二号の事業を行う場合には、第十一條第六項の規定を準用する。

第九十六条第一項中「第十一條第八項を」第十一條第九項に、「第九十三條第七項を」第九十三條第八項に改める。

第九十七條第五項中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係るを」次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業

二 信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

第九十七條第八項中「第六項を」第七項に改め、同項を同條第九項とし、同條第七項を同條第八項とし、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 連合会が前項第二号の事業を行う場合には、第十一條第六項の規定を準用する。

第九條第一項中「第十一條第八項を」第十一條第九項に、「第九十七條第八項を」第九十七條第九項に、「同條第七項を」同條第八項に改める。

第九十七條第七項ただし書又は第九百條の二第二項ただし書の規定に違反したとき。

第九百三十條第三項中「第七項を」第八項に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第二十二條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の八第八項中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務に係るを」次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により行う同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務に係る事業

二 信託法(平成十八年法律第 号)第三條第三号信託の方法に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

第九條の八第十項中「信用協同組合は」の下に第八項第二号に掲げる事業及びを、「関しては」の下に、「信託業法(平成十六年法律第五十四号)」を加え、「(平成十六年法律第五十四号)」を削る。

第九條の九第六項中「第四号まで」を「第五号まで」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 信託法第三條第三号(信託の方法)に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

第九條の九第七項中「次條第一項第二号」を「次條第一項第二号」と、同條第十項中「第八項第二号に掲げる事業及び前項に規定する」とあるのは「次條第六項第四号及び第五号に掲げる」に改める。

(放送法の一部改正)

第二十三條 放送法(昭和二十五年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第三項第一号中「又は解除」を削る。

(漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律の一部改正)

第二十四條 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律(昭和二十五年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第五條中「第十一條第六項を」第十一條第七項に改める。

第九條中「第八十七條第八項を」第八十七條第九項に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第二十五條 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第六項中「受益証券は」を「受益証券には」、「番号」を「当該受益証券の番号」に、「代表取締役(委員会設置会社にあつては、代表執行役)を」委託者の代表者に、「記名押印したものでなければ」を「記名押印しなければ」に改め、同條に次の一項を加える。

7 信託法(平成十八年法律第 号)第八章

(第百八十五條、第百八十七條、第百九十二條、第百九十五條第二項、第二百條第二項、第二百二條第四項、第二百六條、第二百七條、第二百九條、第二百十條、第二百十二條、第二百十四條及び第二百五條を除く。)の規定は、委託者指図型投資信託について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第百八十六條、第百八十八條、第百八十九條第一項、第三項及び第四項、第百九十條第一項から第三項まで、第百九十三條、第百九十七條第一項から第三項まで、第百九十八條第一項、第二百一一條第一項、第二百二條第一項から第三項まで、第二百四條、第二百五條並びに第二百八條第一項から第四項まで及び第六項中「受託者」とあるのは「委託者」と、同法第百八十九條第四項及び第百九十一條第五項中「官報に公告しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同法第百九十九條第二項中「委託者」とあるのは「受託者」と、同法第百九十一條第一項及び第三項並びに第二百三條第一項中「受託者」とあるのは「委託者又は受託者が」と、「受託者」とあるのは「委託者」と、同法第百九十一條第四項中「受託者」とあるのは「委託者又は受託者」と、同法第百九十一條第四項中「受託者」とあるのは「委託者」と、同法第百九十四條中「受益証券発行信託の受益権(第百八十五條第二項の定めのある受益権を除く。)」とあるのは「記名式の受益証券が発行されてい

る受益権」と、同法第百九十五條第一項及び第二百條第一項中「受託者」とあるのは「委託者及び受託者」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五條の二中「締結しては」を「締結し、又は信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託をしては」に改め、同條ただし書中「ただし、」の下に「同法第百八十五條第三項に規定する受益証券発行信託以外の信託であつて」を加える。

第五條の三の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同條に次の二項を加える。

2 信託法第百五十一條の規定にかかわらず、投資信託の信託財産と投資信託以外の信託の信託財産を一の新たな信託の信託財産とすることはできない。

3 信託法第六章第三節及び第九章の規定は、投資信託については、適用しない。

第九條第二項第三号中「この法律の下に」信託法を加え、同項第四号、第六号及び第八号中「第八号ノ三」を「第十号」に改める。

第二十五條第一項第十七号を次のように改める。

十七 委託者における公告の方法

第二十九條中「投資信託約款を変更しようとするときは」を「次に掲げる場合には」に改め、同條に次の各号を加える。

一 投資信託約款を変更しようとする場合
二 委託者指図型投資信託の併合(受託者を同一とする二以上の委託者指図型投資信託の信託財産を一の新たな委託者指図型投資信託の信託財産とすることをいう。次條第一項第二号において同じ。)をしようとする場合

第三十條及び第三十條の二を次のように改める。

(投資信託約款の変更等)
第三十條 投資信託委託業者は、前条各号に掲げる場合(同條第一号に掲げる場合にあつては、その変更の内容が重大なものとして内閣

府令で定めるものに該当する場合に限る。）には、次に掲げる事項を定め、書面による決議を行わなければならない。

一 書面による決議の日

二 投資信託約款の変更又は委託者指図型投資信託の併合（以下「重大な約款の変更等」という。）の内容及び理由

三 受益者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第三項において同じ。）によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 書面による決議を行うには、投資信託委託業者は、当該決議の日の二週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもつてその通知を発しなければならない。

3 投資信託委託業者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該投資信託委託業者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

4 前二項の通知には、第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

5 無記名式の受益証券が発行されている場合において、書面による決議を行うには、投資信託委託業者は、当該決議の日の三週間前までに、書面による決議を行う旨及び第一項各号に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、当該投資信託委託業者がすべての受益者に対し第二項の通知を発したときは、この限りでない。

6 受益者当該投資信託委託業者を除く。）は、書面による決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有する。

7 投資信託委託業者は、投資信託約款によつて、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面による決議について賛成するものとみなす旨を定めることができる。この場合において、当該定めをした投資信託委託業者は、第二項又は第三項の通知にその定めを記載し、又は記録しなければならない。

8 書面による決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて行う。

9 信託法第百十條、第百十一條、第百十二條第二項、第百十四條、第百十五條第二項、第百十六條第一項及び第二項、第百十七條、第百二十條並びに第百二十一條の規定は、投資信託委託業者が書面による決議を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第百十條第一項中「前条第一項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」という。）第三十條第二項」と、同法第二項中「前条第二項」とあり、並びに同法第百十四條第四項及び第百十六條第二項中「第百九條第二項」とあるのは「投資信託法第三十條第三項」と、同法第百十條第三項中「前条第四項」とあるのは「投資信託法第三十條第五項」と、同法第百十一條中「第百八條第三号」とあるのは「投資信託法第三十條第一項第三号」と、「第百九條第二項」とあるのは「同条第三項」と、同法第百十二條第二項中「前項」とあるのは「投資信託法第三十條第六項」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

10 前各項の規定は、投資信託委託業者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につきすべての受益者が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算

機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときその他受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

（反対受益者の受益権買取請求）

第三十條の二 重大な約款の変更等がされる場合には、書面による決議において当該重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を公正な価格で当該受益権に係る投資信託財産をもつて買い取ることを請求することができる。

2 信託法第百三條第六項から第八項まで、第百四條第一項から第十項まで、第百六十二條第一項及び第三項、第百六十三條並びに第百六十四條の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第百三條第六項中「第四項の規定による通知又は前項の規定による公告」とあるのは「書面による決議」と、同法第八項中「重要な信託の変更等」とあるのは「重大な約款の変更等」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 第三十條及び第三十條の二の規定は、投資信託委託業者が投資信託契約を解約しようとする場合について準用する。この場合において、第三十條第一項第二号中「内容及び理由」とあるのは「理由」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

2 前項の規定は、投資信託委託業者が第四十二條第一項第一号の規定による内閣府令で定める場合には、適用しない。

第四十八條の二 第二項中「次に掲げるいずれの方法を、当該投資信託委託業者における公告の方法（次に掲げる方法のいずれかに限り、公告の期間を含む。）に改め、同項第二号中「以

下この条及び第四十九條の十三第三項を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「会社法」の下に「第百四十條第一項第二号及び第三号を除く。」及び第三項を加へ、「及び」を「並びに」に改め、同項を同条第二項とする。第四十九條の二 第二項中「第五條ノ四」を「第六條」に改める。

第四十九條の四 第二項第十八号を次のように改める。

十八 当該信託会社等における公告の方法 第四十九條の五 第二項中「受益証券は」を「受益証券には」に、「番号」を「当該受益証券の番号」に、「代表取締役委員会設置会社にあつては、代表執行役又は代表理事」を「受託者の代表者」に、「記名押印したものでなければ」を「記名押印しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 信託法第八章（第百八十五條、第百八十七條、第百九十二條、第百九十五條第二項、第二百零二條第二項、第二百零四條、第二百零六條、第二百零七條、第二百零九條、第二百一十條及び第二百一十二條から第二百一十五條までを除く。）の規定は、委託者非指図型投資信託について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第百八十九條第四項及び第百九十一條第五項中「官報に公告しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同法第百九十四條中「受益証券発行信託の受益権（第百八十五條第二項の定めのある受益権を除く。）」とあるのは「記名式の受益証券が発行されている受益権」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第四十九條の十一 第一項中「第三十條第四項中「受益権の総口数」とあるのは「当該投資信託約款に係る元本の総額に相当する口数」とを削り、同条第二項中「及び第二十九條第三項を、第二十九條第三項及び第二十九條の二に改める。

第四十九条の十三の見出しを「(公告の方法)」に改め、同条第一項中「信託会社等(会社を除く。次項において同じ。)」がこの法律の規定によりする公告は、次に掲げるいずれかの方法を「この法律の規定により委託者非指図型投資信託に關する公告は、当該委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社等(受託者である信託会社等の就任前にあつては、前受託者である信託会社等)」における公告の方法(次に掲げる方法のいずれかに限り、公告の期間を含む。)」に改め、同条第二号中「次項において同じ」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第五十九条を次のように改める。

(外国投資信託の信託約款の変更等の届出等)

第五十九条 第二十六條第二項及び第三項、第二十九條、第三十條第一項(第一号及び第三号を除く。)、及び第二項から第五項まで、第三十三條並びに第四十八條の二の規定は外国投資信託の受益証券の発行者について、第三十一條及び第三十二條第一項の規定は委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者について、それぞれ準用する。この場合において、第三十條第一項(第一号及び第三号を除く。)、中「定め、書面による決議を行わなければならない」とあるのは「定めなければならない」と、同条第二項及び第五項中「書面による決議」とあり、及び「当該決議」とあるのは「重大な約款の変更等」と、第三十二條第一項中「第三十條及び第三十條の二」とあるのは「第三十條第一項(第一号及び第三号を除く。)」及び第二項から第五項まで」と、第四十八條の二第二項中「第二号及び第三号を除く」とあるのは「第一号に係る部分に限る」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二百四十八條第七号を次のように改める。

七 削除

第二百四十九條第八号中「第四十八條の二第三項(第四十九條の十三第二項若しくは第三項

又は「を」(第四十八條の二第二項)に改める。

第二百五十一條中「(信託会社等の下に)」を「受益権原簿管理人」を加え、同条第二号から第四号までの規定中「(会社法の下に)」若しくは「信託法」を加え、同条第七号中「規約」を「受益権原簿、規約」に改め、同条第九号中「第四十八條の二第三項(第四十九條の十三第二項若しくは第三項又は「を」(第四十八條の二第二項)に改め、同条第二十四号中「第七百十一條第一項」を「第七百十四條第一項」に改める。

第二百五十二條各号中「第四十八條の二第三項(第四十九條の十三第二項若しくは第三項又は「を」(第四十八條の二第二項)に改める。

(投資信託及び投資法人に關する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 第二條の規定によりなお従前の例によることとされる施行日前に締結された投資信託契約に基づく投資信託については、前條の規定による改正前の投資信託及び投資法人に關する法律(以下この条において「旧投信法」という。第三十條及び第三十條の二)これらの規定を旧投信法第四十九條の十一第一項において準用する場合を含む。の規定の例により、適用される法律を新法とする旨の投資信託約款の変更をして、これを新法信託とすることができ、

2 前項又は第三條の規定により新法信託とされた投資信託においては、新法信託とされる前に旧投信法第三十條第一項(旧投信法第四十九條の十一第一項において準用する場合を含む。の規定による投資信託約款の変更の手続が開始された場合におけるその投資信託約款の変更の手続(旧投信法第三十條の二)旧投信法第四十九條の十一第一項において準用する場合を含む。の規定による受益証券の買取請求の手続を含む。については、なお従前の例による。

(信用金庫法の一部改正)

第二十七條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八號)の一部を次のように改正する。

第五十三條第七項中「金融機関の信託業務の兼営等に關する法律により同法第一條第一項

(兼営の認可)に規定する信託業務」を「次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行つ同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務

二 信託法平成十八年法律第 号)第三

条第三号(信託の方法に掲げる方法によつてする信託に係る事務に關する業務

第五十三條第十一項中「信用金庫は、」の下に「第七項第二号に掲げる業務及び」を、「關しては」の下に、「信託業法(平成十六年法律第百五十四號)」を加え、「(平成十六年法律第百五十四號)」を削る。

第五十四條第六項中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務」を「次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行つ同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務

二 信託法第三條第三号(信託の方法に掲げる方法によつてする信託に係る事務に關する業務

第五十四條第八項中「第八項」とあるのは「次条第七項」を「第七項第二号に掲げる業務及び第八項」とあるのは「次条第六項第二号に掲げる業務及び同条第七項」に改める。

第五十四條の二十三第七項中「同項に規定する信託業務」を「同項第一号に掲げる業務」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第二十八條 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七號)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「設備資金及び長期運転資金以外の長期資金(資金需要の期間が六月を超えるものをいう。以下同じ。)」に關する不動産を担保とする貸付けをし、又はその受け入れた預金及びこれに準ずるものの合計金額に相當する金額を限度とする短期資金(資金需要の期間が六月以下のものをいう。に關する貸付け、手形の

割引、債務の保証若しくは手形の引受けをする」を「次に掲げる業務を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 設備資金及び長期運転資金以外の長期資金(資金需要の期間が六月を超えるものをいう。以下同じ。)」に關する不動産を担保とする貸付け、又はその受け入れた預金及びこれに準ずるものの合計金額に相當する金額を限度とする短期資金(資金需要の期間が六月以下のものをいう。に關する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けをする業務

二 信託法(平成十八年法律第 号)第三條第三号(信託の方法)に掲げる方法によつてする信託に係る事務に關する業務

(貸付信託法の一部改正)

第二十九條 貸付信託法(昭和二十七年法律第百九十五號)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「定めなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同項第十一号中「第五條ノ四(損失の補てん及び利益の補てん)を「第六條(損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結)」に、「元本の補てん」を「元本の補てん」に改め、同項第十四號を次のように改める。

十四 当該信託会社等における公告の方法第三條に次の一項を加える。

4 信託法(平成十八年法律第 号)第九章の規定は、貸付信託については、適用しない。

第六條第一項中「一定期間内」を「一定の期間内」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項から第五項までを次のように改める。

2 前項の期間は、一月を下ることができない。

3 受益証券の権利者が第一項の期間内に異議を述べなかつた場合には、当該権利者は、その変更を承諾したものとみなす。

4 第一項の期間内に異議を述べた受益証券の権利者は、受託者に対して、その変更がなかつたならば有したであろう公正な価格で当該

受益証券を買い取ることを請求することができ。

5 信託法第百三十三条第七項及び第百四十四条第一項から第十項までの規定は、前項の規定による請求があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条に次の一項を加える。

6 受託者は、第四項の規定による請求があつた場合には、当該請求に係る受益証券をその固有財産をもつて買い取らなければならぬ。

第七条第二項中「二箇月をこえては」を「二月を超えては」に改め、同条第三項を削る。

第八条第一項中「基く」を「基づく」に、「除く外を」を「除くほか」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「左の各号に」を「次に」に、「署名しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改め、同項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 貸付信託の受益証券である旨

第八条第四項に次の一号を加える。

八 その他内閣府令で定める事項

第八条に次の一項を加える。

5 信託法第八章（第百八十五条、第百八十七条、第百九十条第四項、第百九十二条、第百九十五条第二項、第二百条第二項、第二百六条、第二百七条、第二百八条第一項ただし書、第二百九条、第二百十条及び第二百十二条から第二百十五条までを除く。）の規定は、貸付信託について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第百八十九条第四項及び第百九十一条第五項中「官報に公告しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同法第百九十四条中「受益証券発行信託の受益権（第百八十五条第二項の定めのある受益権を除く。）とあるのは「記名式の受益証券が発行されてい

る」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一条中「第六条第四項」を「第六条第六項」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条後段を削る。

第十四条第一項中「補てんする」を「補てんするに」、「補てんに」を「補てんに」に改め、同条第二項中「補てんする」を「補てんする」に改め、同条第四項中「元本補てん」を「元本の補てん」に改める。

第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（公告の方法）第十五条 この法律の規定により貸付信託に関する公告は、当該貸付信託の受託者である信託会社等（受託者である信託会社等の就任前務終了後新受託者である信託会社等）に於ては、前受託者である信託会社等における公告の方法（公告の期間を含む。）によりしなければならない。

本則に次の一条を加える。

（過料に処すべき行為）第十八条 信託会社等、貸付信託の受託者又は受益権原簿管理人は、次のいずれかに該当する場合においては、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第一項若しくは第七条第一項又は第八条第五項において準用する信託法第百八十九条第四項若しくは第百九十一条第五項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

二 第八条第四項の規定に違反して、受益証券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第八条第五項において準用する信託法第百八十六条の受益権原簿（以下「受益権原簿」という。）を作成せず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第八条第五項において準用する信託法第百九十条第一項の規定に違反して、受益権原簿を備え置かなかつたとき。

五 第八条第五項において準用する信託法第百九十条第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、受益権原簿の閲覧若しくは謄写又は電磁的記録をもつて作成されている受益権原簿に記載された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

六 第八条第五項において準用する信託法第百九十条第一項の規定に違反して、書面の交付又は電磁的記録の提供を拒んだとき。

七 第九条の規定による届出をしなかつたとき。

（貸付信託法の一部改正に伴う経過措置）第三十条 施行日前に前条の規定による改正前の貸付信託法（次項において「旧貸付信託法」という。）第四条の承認を受けた信託約款に基づく信託契約によつてした貸付信託については、第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

ず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

四 第八条第五項において準用する信託法第百九十条第一項の規定に違反して、受益権原簿を備え置かなかつたとき。

五 第八条第五項において準用する信託法第百九十条第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、受益権原簿の閲覧若しくは謄写又は電磁的記録をもつて作成されている受益権原簿に記載された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

六 第八条第五項において準用する信託法第百九十条第一項の規定に違反して、書面の交付又は電磁的記録の提供を拒んだとき。

七 第九条の規定による届出をしなかつたとき。

（貸付信託法の一部改正に伴う経過措置）第三十条 施行日前に前条の規定による改正前の貸付信託法（次項において「旧貸付信託法」という。）第四条の承認を受けた信託約款に基づく信託契約によつてした貸付信託については、第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる貸付信託については、第三条の規定にかかわらず、旧貸付信託法第五条及び第六条の規定の例により、適用される法律を新法とする旨の信託約款の変更をして、これを新法信託とすることができ。

3 前項の規定により新法信託とされた貸付信託の受益証券については、前条の規定による改正後の貸付信託法（以下この条において「新貸付信託法」という。）第八条第四項及び第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新貸付信託法第八条第四項及び第五項の規定は、施行日以後に新貸付信託法第四条の承認を受けた信託約款に基づき施行日から起算して二年を経過した日以後に締結する信託契約の受益証券について適用し、当該信託契約に基づき同

日前に締結する信託契約の受益証券については、なお従前の例による。

5 施行日以後に新貸付信託法第四条の承認を受けた信託約款に基づく信託契約によつてした貸付信託における新貸付信託法第六条第一項及び第七条第一項の公告の方法は、施行日から一年間は、新貸付信託法第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（中小企業金融公庫法の一部改正）第三十一条 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第七号中「信託会社等（信託会社及び）」を「信託法（平成十八年法律第 号）第三条第一号に掲げる方法による信託信託会社又は」に、「をいう。以下同じ」に信託する当該信託を」との間で同号に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。

第二十五条の五第一項において同じ。）又は信託法第三条第三号に掲げる方法による信託（以下「特定信託」と総称する。）をする場合における当該特定信託に改め、同条第三項及び第四項中「信託会社等に信託し当該信託を」について特定信託をし、当該特定信託に改める。

第二十五条の四の見出し中「信託等」を「特定信託等」に改め、同条第一項第一号中「信託会社等に信託し、当該信託を」について特定信託をし、当該特定信託に改める。

第二十五条の五第一項中「信託し」を「信託し」に改め、同条第一号に掲げる方法による信託を「に」に改める。

第二十七条第二項中「信託会社等に信託する」を「特定信託をする」に改める。

第三十二条の二第一号中「信託会社等に信託する」を「に」について特定信託をする」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第三十二条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第八項中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を「次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項 兼営の認可に規定する信託業務

二 信託法（平成十八年法律第 号）第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

第五十八条に次の一項を加える。

9 労働金庫は、前項第二号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の適用については、政令で定めるところにより、会社とみなす。

第五十八条の二第四項中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を「次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項 兼営の認可に規定する信託業務

二 信託法第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

第五十八条の二第六項中「労働金庫連合会は、」の下に「第四項第二号に掲げる業務及び」を、「開しては」の下に「信託業法を加え、（平成十六年法律第百五十四号）を削る。

第五十八条の五第七項中「同項に規定する信託業務を」同項第一号に掲げる業務に改める。

（預金等に係る不当契約の取締に関する法律の一部改正）

第三十三条 預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十三年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第五条ノ四」を「第六条」に改める。

（特許法の一部改正）

第三十四条 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十一條中「の任務終了」を「に関する任務の終了」に改める。

（日本労働者住宅協会法の一部改正）

第三十五条 日本労働者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第七條に次の一項を加える。

4 出資者の持分については、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿に記載した後でなければ、当該持分が信託財産に属することを協会その他の第三者に対抗することができない。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三十六条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の項中「第五十四条第二項」を「第五十条の二第二項及び第五十四条第二項」に改め、「認可」の下に「同法第五十条の二第二項の登録を加える。

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第三十七条 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十八条第四項中「から第六項まで」を「及び第五項」に改める。

第七十六条第七号中「第三百三条第一項」を「第三百三条第二項」に改める。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第三十八条 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

3 出資者の持分については、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿に記載しなければ、当該持分が信託財産に属することを機構その他の第三者に対抗することができない。

項及び第七項、第百四条第一項から第十項まで、第百六十二条第一項及び第二項、第百六十三条並びに第百六十四条の規定は第五項の規定による自己の受益権の買取請求について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第三十九条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の十九に次の一項を加える。

3 出資者の持分については、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿に記載しなければ、当該持分が信託財産に属することをセンターその他の第三者に対抗することができない。

（預金保険法の一部改正）

第四十条 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「第五条ノ四」を「第六条」に改める。

第百三十二条の前の見出し中「受託者更迭手続」を受託者の更迭手続に改め、同条第一項中「信託法（大正十一年法律第六十二号）第四十六條、第四十九條第一項及び第七十一條」を「信託法（平成十八年法律第 号）第五十六條第一項並びに第五十七條第一項及び第二項並びに公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第七條」に、「受託者更迭を」受託者の更迭に改め、同条第二項中「更迭を」更迭に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「貸付信託等」の下に「（定型信託であつて委託者が信託の利益の全部を享受するものとして政令で定めるものをいう）」を加え、「更迭を」更迭に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「信託法第九條及び」を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 信託法第七十五条第一項、第七十六条及び第七十七条の規定は第一項の規定による変更が行われた場合について、同法第百三条第六

項及び第七項、第百四条第一項から第十項まで、第百六十二条第一項及び第二項、第百六十三条並びに第百六十四条の規定は第五項の規定による自己の受益権の買取請求について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十二条第十項から第十二項までを削る。

第百三十二条の二第二項中「更迭を」更迭に改め、同条第三項中「第四十五條」を「第五十九條第四項本文」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 信託法第七十五条第一項、第七十六条及び第七十七条の規定は、特定目的信託の受託者たる破綻金融機関について前条第一項の規定による変更が行われた場合について準用する。

（総合研究開発機構法の一部改正）

第四十一条 総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「出資者」の下に「第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 出資者の持分については、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿に記載しなければ、当該持分が信託財産に属することを機構その他の第三者に対抗することができない。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第四十二条 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第五条ノ四」を「第六条」に改める。

第八十六條第四項中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第百十五條の見出し中「受託者更迭手続」を「受託者の更迭手続」に改め、同条第一項中「信託法（大正十一年法律第六十二号）第四十六條、第四十九條第一項及び第七十一條」を「信託法（平成十八年法律第 号）第五十六條第一項

並びに第五十七條第一項及び第二項並びに公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第七條に、「受託者更迭」を「受託者の変更」に改め、同条第二項中「更迭」を「変更」に改め、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「貸付信託等」の下に「（定型的信託であつて委託者が信託の利益の全部を享受するものとして政令で定めるものをいう。）」を加え、「更迭」を「変更」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「信託法第九條及び」を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 信託法第七十五條第一項、第七十六條及び第七十七條の規定は第一項の規定による変更が行われた場合について、同法第三十三條第六項及び第七項、第四十四條第一項から第十項まで、第二百六十二條第一項及び第二項、第二百六十三條並びに第二百六十四條の規定は第五項の規定による自己の受益権の買取請求について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部改正）

第四十三條 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條に次の一項を加える。

3 出資者の持分については、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿に記載しなければ、当該持分が信託財産に属することをセンタ―その他の第三者に対抗することができない。

（森林組合法の一部改正）

第四十四條 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十一條第四項を次のように改める。

4 信託組合への信託についての信託法（平成十八年法律第 号）第三十五條第一項及び第二項並びに第四十條第二項の規定の適用

については、同法第三十五條第一項及び第二項中「第二十八條」とあるのは「森林組合法第十一條第三項ただし書」と、同法第四十條第二項中「第二十八條」とあるのは「森林組合法第十一條第三項」とする。

第十二條を次のように改める。

第十二條 信託組合への信託については、信託法に規定する裁判所の権限（次に掲げる裁判に関するものを除く。）は、行政庁に属する。

一 信託法第六十六條第一項の規定による信託の終了を命ずる裁判、同法第六十九條第一項の規定による保全処分を命ずる裁判及び同法第七十三條第一項の規定による新受託者の選任の裁判

二 信託法第八十條第一項の規定による鑑定人の選任の裁判

三 信託法第二百二十三條の規定による書類の提出を命ずる裁判

四 信託法第二百三十條第二項の規定による弁済の許可の裁判

第十三條中「第五十六條」を「第六十三條又は第六十四條」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第四十四條」を「第五十六條第一項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を削り、同条第四号中「信託組合が解散（合併による解散を除く。）をしたとき、又は」を削り、同号を同条第二号とする。

第十四條を次のように改める。

第十四條 信託法第三條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四條第二項及び第三項、第五條、第六條、第二十三條第二項から第四項まで、第二十八條、第五十五條、第七十九條から第九十一條まで、第九十三條から第九十八條まで、第九十條、第九十三條、第二百二十三條から第三十條まで、第四百四十六條から第四百四十八條まで、第八章、第十章、第十一章、第二百六十七條から第二百六十九條まで並びに第二百七十條第二項及び第四項の規定は、信託組合への信託については、適用しない。

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第四十五條 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第四項を次のように改める。

4 信託法人への信託についての信託法（平成十八年法律第 号）第四十條第二項の規定の適用については、同項中「第二十八條」とあるのは、「農業経営基盤強化促進法第二十八條第三項」とする。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 信託法人への信託については、信託法に規定する裁判所の権限（次に掲げる裁判に関するものを除く。）は、都道府県知事に属する。

一 信託法第六十六條第一項の規定による信託の終了を命ずる裁判、同法第六十九條第一項の規定による保全処分を命ずる裁判及び同法第七十三條第一項の規定による新受託者の選任の裁判

二 信託法第八十條第一項の規定による鑑定人の選任の裁判

三 信託法第二百二十三條の規定による書類の提出を命ずる裁判

四 信託法第二百三十條第二項の規定による弁済の許可の裁判

第三十條中「第五十六條」を「第六十三條又は第六十四條」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第四十四條」を「第五十六條第一項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を削り、同条第四号中「信託法人が解散をしたとき、又は」を削り、同号を同条第二号とする。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 信託法第三條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四條第二項及び第三項、第五條、第六條、第二十三條第二項から第四項まで、第二十八條、第三十五條、第五十五條、第七十九條から第九十一條まで、第

九十三條から第九十八條まで、第二百三條、第四百四條、第二百二十三條から第三百三條まで、第四百四十六條から第四百四十八條まで、第八章、第十章、第十一章、第二百六十七條から第二百六十九條まで並びに第二百七十條第二項及び第四項の規定は、信託法人への信託については、適用しない。

（銀行法の一部改正）

第四十六條 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十一條中「証券取引法第六十五條第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前条第二項の規定により営む業務を除く。）を営む」を「次に掲げる業務を行う」に改め、同条に次の各号を加える。

一 証券取引法第六十五條第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前条第二項の規定により営む業務を除く。）

二 信託法（平成十八年法律第 号）第三條第三号（信託の方法に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正）

第四十七條 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十七條を次のように改める。

（信託財産に属する預託株券の株式についての対抗要件）

第三十七條 預託株券の株式については、当該株式が信託財産に属する旨を参加者口座簿又は顧客口座簿に記載し、又は記録しなければ、当該株式が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）

第三十一條 信託法第三條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四條第二項及び第三項、第五條、第六條、第二十三條第二項から第四項まで、第二十八條、第三十五條、第五十五條、第七十九條から第九十一條まで、第

第四十八条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第三百三十二条」を「第三百三十二条第一項及び第三項」に、「及び第三百三十三条」を「第三百三十三条」に改め、「(株主の請求による株主名簿記載事項の記載又は記録)」の下に「並びに第三百五十四条の二(信託財産に属する株式についての対抗要件等)」を加え、「前条第一号」とあるのは「前条第一号」とあり、及び同法第五百五十四条の二第二項中「第二百一十一条第一号」とあるのは「第二百一十一条第一項第一号」と、同法第二百二十二条第二項に改める。(保険業法の一部改正)

第四十九条 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第七百七十三号の九」を「第七百七十三号の八」に改める。

第十七条の六第一項第七号中「処理」の下に「(同法第二百三十五条第二項(一)に満たない端数の処理)において準用する場合を含む。」を加える。

第五十三条の十二第八項、第五十三条の十五、第五十三条の二十五第二項、第五十三条の二十七第三項及び第五十三条の三十二中「第二号イ」の下に「及びハ」を加える。

第六十一条の五中「質権に関する社債原簿の記載事項を記載した書面の交付等」の下に「信託財産に属する社債についての対抗要件等」を加える。

第七十条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第七十三条中「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第八十四条第二項第六号中「第七十条第七項」を「第七十条第六項」に改める。

第八十八条中第六項を削り、第七項を第六項

とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第九十六条の十四第三項第九号中「第八十八条第七項」を「第八十八条第六項」に改める。

第九十九条第八項中「信託財産に係る行為準則」の下に「重要な信託の変更等、費用等の償還又は前払の範囲等の説明」を加え、「第五条ノ四(損失の補填等)」を「第六条(損失の補てん等)を行う旨の信託契約の締結」に改める。

第四百三十三条第四項を削る。

第六百六十五条の七第四項中「第九項」を「第八項」に、「第七項」を「第六項」に改める。

第六百六十五条の十七第四項中「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に、「第七項」を「第六項」に改める。

第六百六十五条の二十四中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第七百七十条第一項第二号中「第七十条第七項」を「第七十条第六項」に改め、同項第三号中「第八十八条第七項」を「第八十八条第六項」に改め、同項第四号中「同条第七項」を「同条第六項」に、「第六百六十五条の二十四第七項」を「第六百六十五条の二十四第六項」に改める。

第七百七十二条を削る。

第七百七十一条を削り、第七百七十二条を第七百七十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

第七百七十二条及び第七百七十三条 削除

第七百七十三条の九を削る。

第八十条の五第三項中「第二号ハ」を「第二号ホ」に改め、同条第四項中「第二号ロ」の下に「及びハ」を加える。

第八十条の九第五項中「第二号ロ」の下に「及びハ」を加える。

第二百四十二条第一項中「第七百七十二条」を「第七百七十一条」に改める。

第二百五十五条第二項中「第七十条第七項」を「第七十条第六項」に、「第八十八条第七項」を「第八十八条第六項」に、「第六百六十五条の二十

四第七項」を「第六百六十五条の二十四第六項」に改める。

第三百十六号の二第三号及び第四号中「若しくは第二項」を「第三項まで」に改める。

第三百三十四号第三号中「第五号ノ四」を「第六号」に改め、同条第四号中「信託法第二十八条」を「信託法平成十八年法律第 号」第三十四号に改め、同条第五号及び第六号を削る。

第三百三十五号中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第九十九条第八項(第九百九十九条において準用する場合を含む)において準用する信託業法第二十九条の二の規定に違反して、重要な信託の変更又は信託の併合若しくは信託の分割を行った者
(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第五十条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二百九十八条第三項中「第七百七十二条」を「第七百七十一条」に改める。

第三百五十八号の表第二百十号第三項の項中「第七百七十二条」を「第七百七十一条」に改め、同表第二百二十号第二項の項、第二百二十号第六項の項及び第二百二十一条第二項の項中「第十項」を「第九項」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第五十一条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第五十八号第一項第三号中「の任務終了」を「に関する任務の終了」に改める。

第二百二十四条第一項第四号を次のように改める。

四 次のイからハまでに掲げる者の信託に関する任務の終了 当該イからハまでに定める者

イ 当事者である受託者 新たな受託者又は信託財産管理者若しくは信託財産法人管理人

ロ 当事者である信託財産管理者又は信託財産法人管理人 新たな受託者又は新たな信託財産管理者若しくは新たな信託財産法人管理人

ハ 当事者である信託管理人 受益者又は新たな信託管理人
(民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 この法律の規定によりなお従前の例によることとされる信託に関する訴訟手続の中断及び受継については、なお従前の例による。

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正)

第五十三条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第七項」を「第八項」に改める。
(投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正)

第五十四条 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「第二条第一項に規定する有価証券(株式及び新株予約権を除き、同項第一号)を(第二条第一項各号(第六号及び第七号の五を除く))に掲げる有価証券(同項第一号から第五号の三まで、第七号から第七号の四まで及び第八号)に改め、「(株式及び新株予約権を除く)」を削る。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第五十五条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二条第八項第四号中「及び第三百三十条第二項の規定」を削る。

第三十條第二項中「第百三十二條から第百三十四條まで」を「第百三十二條第一項及び第二項、第百三十三條並びに第百三十四條に」、「第百三十二條第三項」を「第百三十二條第一項第三項」に改める。

第三十三條第二項第四号中「解除」を「合意による終了」に改め、同項第五号中「信託法大正十一年法律第六十二号」第二十三條を「信託法（平成十八年法律第 号）第百五十條（特別の事情による信託の変更を命ずる裁判）」に改める。

第四十條第三項中「及び第百八十八條第一項第三号」を削る。

第四十五條第三項中「第百三十二條（を「第百三十二條第一項及び第二項（に」、「及び」を並びに）」、「第百三十二條第三項」を「第百三十二條第一項第三項」に改める。

第七十條第一項第五号中「信託業法」の下に「信託法」を加える。

第七十六條第六項及び第八十五條中「第二号イ」を「第二号イ及びハ」に改める。

第百二十五條中「社債券の発行」を「信託財産に属する社債についての対抗要件等、社債券の発行」に改める。

第百三十條第二項を削る。

第百六十八條第五項中「第二号ハ」を「第二号ホ」に改める。

第百七十一條第六項中「第二号イ」を「第二号イ及びハ」に改める。

第百九十四條第四項中「この法律の」を「この法律又は他の法律の」に、「第二編の」を「第二編又は他の法律の」に改める。

第二百二十六條第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 資産信託流動化計画は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第二百二十九條中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第二百三十條に次の一項を加える。

2 信託法第九章（限定責任信託の特例）の規定は、特定目的信託については、適用しない。

第二百三十五條第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第二百三十六條第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項に次の一号を加える。

5 その他内閣府令で定める事項

第二百三十六條第二項を次のように改める。

2 信託法第百八十九條第二項及び第五項を除く。（基準日、第百九十一條（第五項を除く。）（受益者に対する通知等）、第百九十七條（第四項を除く。）（受益者の請求によらない受益権原簿記載事項の記載又は記録）、第百九十八條（第三項を除く。）（受益者の請求による受益権原簿記載事項の記載又は記録）及び第二百三十三條（登録受益権質権者に対する通知等）並びに会社法第百二十四條第四項（基準日の規定は、受益証券の権利者について準用する。この場合において、信託法第百八十九條第一項、第三項及び第四項ただし書中「基準日受益者」とあるのは「基準日権利者」と、同項中「官報に公告しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同項ただし書中「信託行為」とあるのは「特定目的信託契約」と、同法第二百三十三條第一項中「登録受益権質権者」とあるのは「資産流動化法第二百三十九條第一項において準用する第二百一十一條第一項各号に掲げる事項が権利者名簿に記載され、又は記録された質権者」と、「当該登録受益権質権者」とあるのは「当該質権者」と、会社法第百二十四條第四項中「基準日株主」とあるのは「基準日権利者」と、「株主総会又は種類株主総会」とあるのは「権利者集会又は種類権利者集会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百三十六條第三項中「会社法第百二十四條（第一項から第三項まで）」を「信託法第百八十九條（第二項及び第五項を除く。）」に、「第百四十條各号」を「第二百一十一條第一項各号」に改める。

第二百三十九條の見出し中「会社法等」を「信託法」に改め、同条第一項を次のように改める。

信託法第百九十三條共有者による権利の行使、第百九十六條第二項（権利の推定等）、第百九十九條（受益証券の発行された受益権の質入れ）、第二百一十一條（受益証券発行信託における受益権の質入れの対抗要件）、第二百一十一條（質権に関する受益権原簿の記載等）、第二百一十四條（受益権の併合又は分割に係る受益権原簿の記載等）及び第二百一十八條（第七項を除く。）（受益証券所持の申出）の規定は、特定目的信託の受益権について準用する。この場合において、同法第百九十九條及び第二百一十一條第一項中「受益証券発行信託の受益権（第百八十五條第二項の定めのある受益権を除く。）」とあるのは「特定目的信託の受益権」と、同法第二百一十一條第一項中「受益証券発行信託の受益権」とあるのは「特定目的信託の受益権」と、同法第二百一十八條第一項中「受益証券発行信託の受益権」とあるのは「受益証券の権利者」と、同条第二項中「受益権の内容」とあるのは「特定目的信託の受益権の元本持分種類の異なる受益権を定めた場合にあつては、受益権の種類及び種類ごとの元本持分又は利益持分」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百三十九條第二項中「会社法第百二十七條（第一項から第五項まで）」を「信託法第二百一十一條（第五項まで）」に改める。

第二百四十條に次の一項を加える。

3 信託法第四章第三節（一人以上の受益者による意思決定の方法の特例）の規定は、特定

目的信託については、適用しない。

第二百四十二條第二項中「に対して」の下に「書面をもって」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「会社法」を「信託法第百八條（受益者集会の招集の決定）及び第百九十一條（第五項を除く。）（受益者に対する通知等）並びに会社法」に改め、「並びに第七百九十九條第三号を除く。」（社債権者集会の招集の決定）及び「同法第七百九十九條第四号中「前三号」とあるのは「第一号及び第二号」とを削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができ、この場合において、当該招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

第二百四十三條第三項中「第二百四十二條第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第二百四十五條の見出し中「書面」を「書面又は電磁的方法」に改め、同条第二項中「会社法第百一十一條（株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）及び第百三十一條」を「信託法第百十條（第一項及び第二項（受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第百十五條第二項及び第三項（書面による議決権の行使）並びに第百十六條（電磁的方法による議決権の行使）並びに会社法第百三十一條第三項及び第四項）に、「同法第百三十一條第一項中「取締役を定めた場合には、第百九十九條第一項」を「信託法第百十條第一項中「招集者は、前条第一項」に改め、「にあつてはの下に」、「招集者は」を、「招集」との下に、「同条第二項中「前条第二項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二條第三項」とを加える。

第二百四十二條第二項中「に対して」の下に「書面をもって」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「会社法」を「信託法第百八條（受益者集会の招集の決定）及び第百九十一條（第五項を除く。）（受益者に対する通知等）並びに会社法」に改め、「並びに第七百九十九條第三号を除く。」（社債権者集会の招集の決定）及び「同法第七百九十九條第四号中「前三号」とあるのは「第一号及び第二号」とを削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができ、この場合において、当該招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

第二百四十三條第三項中「第二百四十二條第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第二百四十五條の見出し中「書面」を「書面又は電磁的方法」に改め、同条第二項中「会社法第百一十一條（株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）及び第百三十一條」を「信託法第百十條（第一項及び第二項（受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第百十五條第二項及び第三項（書面による議決権の行使）並びに第百十六條（電磁的方法による議決権の行使）並びに会社法第百三十一條第三項及び第四項）に、「同法第百三十一條第一項中「取締役を定めた場合には、第百九十九條第一項」を「信託法第百十條第一項中「招集者は、前条第一項」に改め、「にあつてはの下に」、「招集者は」を、「招集」との下に、「同条第二項中「前条第二項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二條第三項」とを加える。

第二百四十二條第二項中「に対して」の下に「書面をもって」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「会社法」を「信託法第百八條（受益者集会の招集の決定）及び第百九十一條（第五項を除く。）（受益者に対する通知等）並びに会社法」に改め、「並びに第七百九十九條第三号を除く。」（社債権者集会の招集の決定）及び「同法第七百九十九條第四号中「前三号」とあるのは「第一号及び第二号」とを削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができ、この場合において、当該招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

第二百四十三條第三項中「第二百四十二條第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第二百四十五條の見出し中「書面」を「書面又は電磁的方法」に改め、同条第二項中「会社法第百一十一條（株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）及び第百三十一條」を「信託法第百十條（第一項及び第二項（受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第百十五條第二項及び第三項（書面による議決権の行使）並びに第百十六條（電磁的方法による議決権の行使）並びに会社法第百三十一條第三項及び第四項）に、「同法第百三十一條第一項中「取締役を定めた場合には、第百九十九條第一項」を「信託法第百十條第一項中「招集者は、前条第一項」に改め、「にあつてはの下に」、「招集者は」を、「招集」との下に、「同条第二項中「前条第二項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二條第三項」とを加える。

第二百四十二條第二項中「に対して」の下に「書面をもって」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「会社法」を「信託法第百八條（受益者集会の招集の決定）及び第百九十一條（第五項を除く。）（受益者に対する通知等）並びに会社法」に改め、「並びに第七百九十九條第三号を除く。」（社債権者集会の招集の決定）及び「同法第七百九十九條第四号中「前三号」とあるのは「第一号及び第二号」とを削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができ、この場合において、当該招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

第二百四十三條第三項中「第二百四十二條第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第二百四十五條の見出し中「書面」を「書面又は電磁的方法」に改め、同条第二項中「会社法第百一十一條（株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）及び第百三十一條」を「信託法第百十條（第一項及び第二項（受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第百十五條第二項及び第三項（書面による議決権の行使）並びに第百十六條（電磁的方法による議決権の行使）並びに会社法第百三十一條第三項及び第四項）に、「同法第百三十一條第一項中「取締役を定めた場合には、第百九十九條第一項」を「信託法第百十條第一項中「招集者は、前条第一項」に改め、「にあつてはの下に」、「招集者は」を、「招集」との下に、「同条第二項中「前条第二項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二條第三項」とを加える。

第二百四十二條第二項中「に対して」の下に「書面をもって」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「会社法」を「信託法第百八條（受益者集会の招集の決定）及び第百九十一條（第五項を除く。）（受益者に対する通知等）並びに会社法」に改め、「並びに第七百九十九條第三号を除く。」（社債権者集会の招集の決定）及び「同法第七百九十九條第四号中「前三号」とあるのは「第一号及び第二号」とを削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができ、この場合において、当該招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

第二百四十三條第三項中「第二百四十二條第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第二百四十五條の見出し中「書面」を「書面又は電磁的方法」に改め、同条第二項中「会社法第百一十一條（株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）及び第百三十一條」を「信託法第百十條（第一項及び第二項（受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第百十五條第二項及び第三項（書面による議決権の行使）並びに第百十六條（電磁的方法による議決権の行使）並びに会社法第百三十一條第三項及び第四項）に、「同法第百三十一條第一項中「取締役を定めた場合には、第百九十九條第一項」を「信託法第百十條第一項中「招集者は、前条第一項」に改め、「にあつてはの下に」、「招集者は」を、「招集」との下に、「同条第二項中「前条第二項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二條第三項」とを加える。

第二百四十六条第二項中「第七百三十六条第三項（代表社債権者の選任等）」を「第七百九条第一項（二以上の社債管理者がある場合の特則）」に改める。

第二百四十九条の見出し中「会社法」を「信託法及び会社法」に改め、同条第一項中「会社法」

を信託法第百十四條（議決權の代理行使）、第百十七條（議決權の不統一行使）、第百十八條第二項（受託者の出席等）、第百十九條（延期又は続行の決議及び第百二十條（議事録）並びに会社法に）、第七百二十五條第一項及び第二項（議決權の代理行使）、第七百二十八條（議決權の不統一行使）、第七百二十九條第二項（社債發行會社の代表者の出席等）、第七百三十條（延期

又は続行の決議、第七百三十一条(第三項第二号)を「第七百三十一条(第一項)に、「並びに」を「及び」に、「同法第三百十四条を信託法第一百九条中「第一百八条及び第一百九条」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条」と、会社法第三百十四條」に改め、「同法第七百二十九条第二項中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社」と、同法第七百三十条中「第七百十九條及び第七百二十條」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条」とを削る。

第二百五十条第三項中「(第一号を除く。)」及び「同項及び同条第二項中「書面又は電磁的記録」とあるのは「書面」とを削る。

第二百五十二条第二項を次のように改める。

2 信託法第百九条第一項から第三項まで(受益者集会の招集の通知)の規定は、種類権利者集会について準用する。この場合において、同条第一項中「知れている受益者及び受託者(信託監督人が現に存する場合にあつては、知れている受益者、受託者及び信託監督人)」とあるのは「代表権利者又は特定信託管理者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二百五十四条第一項第一号口中「解除」を「終了」に改める。

第二百五十六條第二項中「及び信託法第四十條」を「並びに信託法第三十六條（信託事務の処理の状況についての報告義務、第三十八條（帳簿等の閲覧等の請求）及び第三十九條（他の受益者の氏名等の開示の請求）」に改める。

第二百五十七条第二項を次のように改める。

2 信託法第五十七條(第二項及び第六項を除く。)(受託者の辞任)、第二百六十二条(第五項を除く。)(信託に関する非訟事件の管轄)、第二百六十三条(信託に関する非訟事件の手續の特例)及び第二百六十四条(最高裁判所規則)の規定は、前項の代表権利者の辞任について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百五十九条の見出し中「会社法」を「信託法及び会社法」に改め、同条第一項中「会社法第三百八十五条」を「信託法第四十四条（受益者による受託者の行為の差止め）及び第八十五条第三項（受託者の責任等の特例）並びに会社法第三百八十五条第二項」に、「同法第三百八十五条第三項中「監査役設置会社の目的」とあるのは「特定目的信託の目的」と、「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「監査役設置会社に著しい損害」とあるのは「信託財産に著しい損害」と、同法を「信託法第四十四条第一項中「信託行為」とあるのは「特定目的信託契約」と、会社法」に改める。

第二百六十条第五項中「会社法第三百八十五条」を「信託法第四十四条（受益者による受託者の行為の差止め）及び第八十五条第四項（受託者の責任等の特例）並びに会社法第三百八十五条第二項」に、「第七百九条」を「第七百九条第一項」に、「同法第七百十条第一項」を「信託法第四十四条第一項中「信託行為」とあるのは「特定目的信託契約」と、会社法第七百十条第一項」に改め、同条第八項中「第八条」を「第四章第四節（信託管理人等）」に改める。

第二百六十二条中「行い」の下に「又はこれらの行為を行うおそれがある場合において」を

加え、「信託財産のために」を削り、同条に次の一項を加える。

2 受託信託会社等が信託法第三十三条(公平義務の規定)に違反する行為を行い、又はこれを行うおそれがある場合において、これにより一部の受益証券の権利者に回復することができない損害を生ずるおそれがある場合においては、第二百四十条第一項の規定にかかわらず、当該受益証券の権利者は、受託信託会社等に対し、その行為をやめるよう請求することができる。

第二百六十三条の見出しを、「特定目的信託の変更を命ずる裁判」に改め、同条中「第二十三条」を「第一百五十一条(特別の事情による信託の変更を命ずる裁判)」に、「信託財産の管理方法」を「特定目的信託」に改める。

第二百六十四条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一号及び第二号に係る部分に限る。」及び、「第二号又は第四号」とあるのは、「第二号」とを削り、同項を同条第五項とし、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第一項の資料が電磁的記録で作成されている場合であつて、支店における次項において準用する会社法第四百四十二条第三項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとつていたときは、この限りでない。

第二百六十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項に、「同項を」同項又は前項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の資料は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第二百六十七條第一項中「信託法第三十九條の書類以下帳簿等」というのの閲覧若しくは謄写又は信託事務の処理について説明を求めるを、次に掲げる請求をするに改め、同項に次の各号を加える。

一 信託法第三十七条第一項又は第五項の書類の閲覧又は謄写の請求

二 信託法第三十七条第一項又は第五項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

三 信託事務の処理の状況についての報告の
請求

第二百六十七條第三項第四号中「帳簿等の」を「第一項の規定による」に、「信託事務の処理に係る説明を報告」に、「利益をもつて」を「利益を得て」に改め、同項第五号中「当該特定目的信託若しくは他の信託の帳簿等の」を「第一項の規定による」に、「信託事務の処理に係る説明を報告」に、「利益をもつて」を「利益を得て」に改め、同項第六号中「閲覧を」第一項の規定による「信託事務の処理に係る説明を」報告」に、「信託事務の処理の状況についての報告義務」を「信託事務の処理の状況についての報告義務」に改め、同条第四項中「第四十条」を「第三十条」に改め、同条第三十八條帳簿等の閲覧等の請求及び第三十九條他の受益者の氏名等の開示の請求に改める。

第二百六十九條第一項第二号中「信託財産の管理方法を、特定目的信託の変更」に、「定められた」を「命じられた」に改め、同条第二項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第三項中「第二百四十二条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条に次の項を加える。

信託法第百四十九条(第二項を除く。)(関係当事者の合意等並びに第六章第二節(信託の併合)及び第三節(信託の分割)の規定は、特定目的信託については、適用しない。

第二百七十条中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第二百七十一条第一項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 信託法第百三條第四項から第八項まで(受益権取得請求、第百四條(受益権の価格の決定等)、第百六十二條(第五項を除く。)(信託に関する非訟事件の管轄)、第百六十三條(信託に関する非訟事件の管轄の特例)及び第百六十四條(最高裁判所規則)の規定は、第一項の受益権の買取りの請求について準用する。この場合において、同法第百三條第四項中「重要な信託の変更等」とあるのは「資産の流動化に関する法律(以下「資産流動化法」という。)(第百六十九條第一項(第一号の場合に限る。))の規定により資産信託流動化計画に記載し、又は記録する事項に係る特定目的信託契約の変更」と、「受益者」とあるのは「資産流動化法第百七十一條第一項に規定する受益証券の権利者」と、同条第五項中「官報による公告」とあるのは「公告」と、同条第六項中「第一項又は第二項」とあるのは「資産流動化法第百七十一條第一項」と、「受益権の内容」とあるのは「元本持分(種類の異なる受益権を定めた場合にあつては、受益権の種類及び種類ごとの元本持分)」と、同条第八項中「重要な信託の変更等」とあるのは「資産流動化法第百六十九條第一項(第一号の場合に限る。))の規定により資産信託流動化計画に記載し、又は記録する事項に係る特定目的信託契約の変更」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

5 信託法第四章第二節第四款(受益権取得請求権の規定は、特定目的信託については、適用しない。)

第二百七十一條に次の一項を加える。

第二百七十二條第一項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第二百七十三條第一項中「受託信託会社等」の下に「及びその理事、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者」を加える。

第二百七十四條第一項中「承諾」を「同意」に改め、同条第三項中「第八條ノ三」を「第十條」に改め、同条第五項中「会社法第八百六十八條第一

項(非訟事件の管轄)を「信託法第百六十二條(第五項を除く。)(信託に関する非訟事件の管轄)」に改める。

第二百七十五條第一項中「第五十五條第二項」を「第七十七條第二項」に、「受益者」とあるのは「権利者集会」を「受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人。次項において同じ。))が前項の計算」とあるのは「権利者集会が資産の流動化に関する法律第百七十五條第一項の財産目録及び貸借対照表」に改め、同条第五項中「(第一号及び第二号に係る部分に限る。))及び、同項ただし書中「第二号又は第四号」とあるのは「第二号」とを削る。

第二百七十六條の見出しを「(終了)」に改め、同条第一項中「の解除を削り、決議によるものとする」を「決議により、これを終了させることができる」に改め、同条に次の一項を加える。

3 信託法第百六十四條(委託者及び受益者の合意等による信託の終了)の規定は、特定目的信託については、適用しない。

第二百七十七條の見出しを「(特定目的信託の終了を命ずる裁判)」に改め、同条第一項中「特定目的信託契約の解除」を「特定目的信託の終了」に改める。

第二百七十八條第一号中「第五十六條に規定する」を「第百六十三條各号(信託の終了事由に掲げる)に改め、同条第三号中「特定目的信託契約の解除」を「特定目的信託の終了」に改める。

第二百七十九條第二号中「第二十二條を」三十一條(利益相反行為の制限)に改め、同条第三号中「第一号及び第二号に係る部分に限る。」及び、「第二号又は第四号」とあるのは「第二号」とを削る。

第二百八十一條第二項を削る。

第二百八十二條第二項中「前条第一項を」前条に改め、同条第三項を削る。

第二百八十五條第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「固有財産により証券取引法第百八十八條第四号の行為を行ったに改め、同項を同条とする。

第二百八十七條の見出しを「(不動産登記法に係る特例)」に改め、同条第一項中「第九十七條第一項の下に(信託の登記の記載事項)」を加え、「同項第二号」を「同項第三号」に改め、「(信託法(大正十一年法律第六十二号)第八條第一項に規定する信託管理人をいう。第百二條において同じ。)」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第二百八十八條を次のように改める。

(公告方法)

第二百八十八條 この法律の規定により特定目的信託に関する公告は、当該特定目的信託の受託信託会社等(受託信託会社等の任務の終了後新受託信託会社等の就任前にあつては、前受託信託会社等)における公告の方法(公告の期間を含む。)によりしなければならない。

第三百九條第一項第八号中「会社法第三百八十五條」を「信託法第四十四條」に改める。

第三百十四條中「又は第二百八十八條第三項」を削る。

第三百十六條第一項第八号中「第二百六十四條第二項若しくは第三項」を「第二百六十四條第三項若しくは第四項」に改め、同項第二十三号中「第七百十一條第一項を」第七百十四條第一項に改め、同項第三十号中「又は第二百八十八條第三項」を削る。

第三百十七條各号中「又は第二百八十八條第三項」を削る。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十六條 施行日前に前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律(以下この条において「旧資産流動化法」という。)(第百二十五條第一項の規定による届出がされた特定目的信託契約に基づく特定目的信託については、第二條の規定にかかわらず、なお従前の例による。)

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる特定目的信託については、その受託信託

会社等は、旧資産流動化法第百六十九條から第百七十二條までの規定の例により、適用される法律を新法とする旨の特定目的信託契約の変更をして、これを新法信託とすることができ

3 前項又は第三條の規定により新法信託とされた特定目的信託においては、新法信託とされる前に受託信託会社等が旧資産流動化法第百七十一條第四項において準用する会社法平成十七年法律第八十六号(第百十六條第三項の規定による通知又は公告がされた特定目的信託契約の変更に係る受益権の買取りの手続については、なお従前の例による。)

(独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正)

第五十七條 独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第八條の見出しを「(持分移転等の対抗要件)」に改め、同条中「記載した後でなければ」を「記載しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 出資者の持分が信託財産に属することは、その旨を出資者原簿に記載しなければ、機構その他の第三者に対抗することができない。

(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正)

第五十八條 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第八條に次の一項を加える。

3 出資者の持分については、当該持分が信託財産に属する旨を出資者原簿に記載した後でなければ、当該持分が信託財産に属することを研究機構その他の第三者に対抗することができない。

(中間法人法の一部改正)

第五十九條 中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる特定目的信託については、その受託信託

第四十二条の二第四項中「第二号イ」の下に「及びハ」を加える。
第八十七条第六項中「及び第八百七十六条を」「第八百七十六条及び第九百三十七条第一項（第二号ニに係る部分に限る。）」に改める。
第八十八条第三項中「第二号ハ」を「第二号ホ」に改める。

（社債等の振替に関する法律の一部改正）
第六十条 社債等の振替に関する法律平成十三年法律第七十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十一条」を「第二百二十一条・第二百二十一条の二」に、「第二百二十二条・第二百二十三条」を「第二百二十二条―第二百二十三条の二」に改める。

第十一条第一項第四号及び第五号口並びに同条第二項、第十二条第二項並びに第十九条中「から第二百二十二条まで」を「第二百二十一条、第二百二十二条」に改める。

第三十九条中「及び第八百七十六条を」、第八百七十六条並びに第九百四十条第一項（第一号に掲げる部分に限る。）及び第三項に、「及び「社債発行会社」を「社債発行会社」とあり、及び「株式会社又は持分会社」に改め、「社債を発行した会社」とあるのは「振替機関」との下に「同法第九百四十条第一項（第一号に掲げる部分に限る。）中「この法律」とあるのは「社債等の振替に関する法律」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「これらの規定」とあるのは「同項の規定」と、同項第一号及び第三号中「会社」とあるのは「振替機関」とを加える。

第五十四条の見出しを「（信託管理人等の指定）」に改め、同条中「信託管理人」の下に「及び受益者代理人」を加える。

第五十六条第二号中「信託管理人」の下に「及び受益者代理人」を加える。

第五十八条中「から第二百二十二条まで」を、「第二百二十一条、第二百二十二条」に改める。

第六十五条の見出しを「（公益信託ニ関スル法

律の準用）」に改め、同条中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「第六十九条第二項から第七十三条まで」を「第四条第二項及び第五条から第九条まで」に改める。
第七十五条を次のように改める。
（信託財産に属する振替社債についての対抗要件）

第七十五条 振替社債については、第六十八条第三項第五号の規定により当該社債が信託財産に属する旨を振替口座簿に記載し、又は記録しなければ、当該社債が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。

2 前項に規定する振替口座簿への記載又は記録は、政令で定めるところにより行う。

第八十五条第二項及び第八十六条第一項中「第九十五条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

第八十六条の三中「並びに第六百九十四条第一項」を「第六百九十四条第一項並びに第六百九十五条の二第一項から第三項まで」に改める。

第九十五条の二第一項から第三項まで」に改める。

第一百条を次のように改める。
（信託財産に属する振替国債についての対抗要件）

第一百条 振替国債については、第九十一条第三項第五号の規定により当該国債が信託財産に属する旨を振替口座簿に記載し、又は記録しなければ、当該国債が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。

2 前項に規定する振替口座簿への記載又は記録は、政令で定めるところにより行う。

第九十六条の二、第九十七条の二及び第九十九条中「並びに第六百九十四条第一項」を「第六百九十四条第一項並びに第六百九十五条の二第一項から第三項まで」に改める。

第一百二十一条中「第四節」の下に「（第八十四条第二項及び第八十五条第一項を除く。）」を加え、同条の表に次のように加える。

第八十四条第二項	社債原簿	受益権原簿（投資信託及び投資法人に関する法律第五十七条において読み替えて準用する信託法第八十六条に規定する受益権原簿をいう。）
第八十五条第一項	会社法第七百二十三条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第三十条第六項
金額（振替機関分制限額及び口座管理機関分制限額の合計額）	口数（振替機関分制限口数及び口座管理機関分制限口数の合計口数）	同条第一項の決議
社債権者集会		

第六章第六節中第二百二十一条の次に次の一条を加える。

（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託受益権についての投資信託及び投資法人に関する法律の適用除外）

第二百二十一条の二 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託受益権については、投資信託及び投資法人に関する法律第五十七条において準用する信託法第八十六条第三号及び第四号、第八百八十九条、第九百九十四条、第九百九十五条第一項、第九百九十九条、第二百条第一項並びに第二百一条第一項の規定は、適用しない。
第二百二十二条中「第四節」の下に「（第八十四条第二項を除く。）」を加え、同条の表に次のように加える。

第八十四条第二項	社債原簿	受益権原簿（貸付信託法第八十五条において読み替えて準用する信託法第八十六条に規定する受益権原簿をいう。）

第二百二十三条の次に次の一条を加える。
（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託受益権についての貸付信託法の適用除外）

第二百二十三条の二 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託受益権については、貸付信託法第八十五条において準用する信託法第八十六条第三号及び第四号、第八百八十九条、第九百九十四条、第九百九十五条第一項、第二百条第一項並びに第二百一条第一項の規定は、適用しない。

第二百二十四条の表第八十五条第二項の項及び第八十六条第一項の項中「第九十五条第一項」を「第四十九条第一項」に、「第二百四十二条第四項」を「第二百四十二条第五項」に改める。

第二百二十六条第一項中「会社法第四十八条を「信託法第二百一条第一項」に改め、同条第二項中「会社法第六十六条第三項」を「信託法第二百三条第四項」に改める。

第二百二十九条第一項及び第三項、第二百二十九条の二、第三百三十五条第五項、第三百三十八条第二号、第四百四十四条第十四号並びに第四百四十五条第一号から第五号までの規定中「から第二百二十二条まで」を「第二百二十一条、第二百二十二条」に改める。

附則第十条の表第五十八条の項、附則第十九条の表第五十八条の項、附則第二十七条第一項の表第五十八条の項、附則第二十八条第一項の表第五十八条の項、附則第二十九条第一項の表第五十八条の項、附則第三十条第一項の表第五十八条の項及び附則第三十一条第一項の表第五十八条の項中「から第二百二十二条まで」を、「第二百二十一条、第二百二十二条」に改める。

附則第三十三条中「第三十条」を「第三十条第二項」に、「同条中」当該投資信託約款に係る知られたる受益者」を「同項中」知られている受益者」に、「当該投資信託約款に係る知られたる受益者」を「知られている受益者」に、「同法の」を「投資信託及び投資法人に関する法律の」に改める。

附則第三十四条第一項中「第二百二十一条」を「第二百二十一条の二」に改め、同項の表第五十八条の項中「から第二百二十二条まで」を、「第二百二十一条、第二百二十二条」に改める。

附則第三十五条第一項中「第二百二十三条」を「第二百二十三條の二」に改め、同項の表第五十八条の項中「から第二百二十二条まで」を、「第二百二十一条、第二百二十二条」に改める。

附則第三十六条第一項の表第五十八条の項中「から第二百二十二条まで」を、「第二百二十一条、第二百二十二条」に改める。

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）第六十一条 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第六章の二
第一節
第二節
第三節
第四節
第五節
第七章 株

目次中「第七章 株式の振替」を

受益証券発行信託の受益権の振替

通則（第二百二十七条の二・第二百二十七条の三）

振替口座簿（第二百二十七条の四）第二百二十七条の振替の效果等（第二百二十七条の十六）第二百二十信託法の特例（第二百二十七条の二十六）第二百二雜則（第二百二十七条の三十二）
式の振替

の十五

七条の二十五）に改める。
十七条の三十二）

第二条第一項第十号の次に次の一号を加える。
十の二 信託法（平成十八年法律第 号）

に規定する受益証券発行信託の受益権

第十一条第一項第四号中「第七十七条第一項」の下に、「第二百二十七条の二十一第一項を加え、同項第五号口中「第八十八条第一項」の下に、「第二百二十七条の二十二第一項を加え、同条第二項中「第一百十條第三項」の下に、「第二百二十七条の二十三第二項、第二百二十七条の二十四第二項」を加える。

第十二条第二項中「第七十七条第一項及び第四項」の下に、「第二百二十七条の二十一第一項及び第三項」を加える。

第十九条第一項中「第七十七条第一項」の下に「第二百二十七条の二十一第一項」を加える。

第五十八条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第二百二十七条の五第二項 同条第三項において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の七第二項、第二百二十七条の九第一項、第二百二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の十一第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、及び第五項、第二百二十七条の十二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、及び第五項、第二百二十七条の十三第三項（同条第四項において準

用する場合を含む。）、及び第五項、第二百二十七条の十五、第二百二十七条の二十一 第五項並びに第二百二十七条の二十二 第五項
第六章の次に次の一章を加える。

第六節の二 受益証券発行信託の受益権の振替

第一節 通則

（権利の帰属）

第二百二十七条の二 受益証券発行信託の受益権（信託法第八十五条第二項の定めのある受益権を除く。）で振替機関が取り扱うもの以下この章において「振替受益権」という。）についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとす。

2 発行者が、その受益権について第十三条第一項の同意を与えるには、信託行為の定めによらなければならない。

（受益証券の不発行）

第二百二十七条の三 振替受益権については、受益証券を発行することができない。

2 振替受益権の受益者は、当該振替受益権を取り扱う振替機関が第二十二條第一項の規定により第三條第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一條第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替受益権が振替機関によつて取り扱われなくなったときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、受益証券の発行を請求することができる。

3 前項の受益証券は、無記名式とする。

第二節 振替口座簿

（振替口座簿の記載又は記録事項）

第二百二十七条の四 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

一 当該口座管理機関が振替受益権について権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「自己口座」という。）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替受益権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）

3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 加入者の氏名又は名称及び住所

二 発行者の氏名又は名称及び振替受益権の種類（以下この章において「銘柄」という。）

三 銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）

四 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替受益権の銘柄ごとの数

五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数

六 第三号又は第四号の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記載又は記録がされた日

七 その他政令で定める事項

振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 銘柄

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

(振替受益権の発生時の新規記載又は記録手続)

第二百二十七条の五 特定の銘柄の振替受益権の発行者は、当該振替受益権が発生した日以後遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該振替受益権の銘柄
- 二 前号の振替受益権の受益者又は質権者である加入者の氏名又は名称
- 三 前号の加入者のために開設された第一号の振替受益権の振替を行うための口座
- 四 加入者ごとの第一号の振替受益権の数(次号に掲げるものを除く。)
- 五 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である第一号の振替受益権の数
- 六 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び前号の数のうち信託財産であるものの数
- 七 前条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項
- 八 第一号の振替受益権の総数その他の主務省令で定める事項
- 二 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替受益権の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録
 - イ 当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)における前項第二号の加入者(同号の受益者であるものに限る。)に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録
 - ロ 当該口座の前条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下こ

の章において「質権欄」という。)における前項第二号の加入者(同号の質権者であるものに限る。)に係る同項第五号の数の増加の記載又は記録

- ハ 当該口座における前項第六号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録
- ニ 当該口座における前項第七号に掲げる事項の記載又は記録
- ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録
- 二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第七号までに掲げる事項の通知
- 三 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(受託者が受益者等の口座を知ることができない場合に関する手続)
- 第二百二十七条の六 受託者が特定の銘柄の振替受益権を交付しようとする場合において、当該振替受益権の受益者又は質権者のために開設された振替受益権の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該受託者(信託の併合に際して振替受益権を交付する場合その他の主務省令で定める場合)にあつては、当該受託者に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。)は、次に掲げる事項を第一号の一定の日(一月前までに当該振替受益権の受益者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない)。
- 一 受託者が一定の日における当該振替受益権の受益者(質権者があるときは、その質権の目的である受益権の受益者を除く。)及び当該質権者について前条第一項の通知又は振替の申請をする旨
- 二 前号の受益者又は質権者のために開設された当該振替受益権の振替を行うための口座第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。)を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨
- 三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所
- 四 その他主務省令で定める事項
- 二 前項の通知者が同項の受託者以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該受託者に対し、同号の受益者又は質権者が通知した同項第二号の口座を通知しなければならない。
- 三 第一項第一号の受益者又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知者に通知しなかつた場合には、受託者は、同項第三号の振替機関等に対して当該受益者又は当該質権者のために振替受益権の振替を行うための口座(以下この章において「特別口座」という。)の開設の申出をしなければならない。ただし、当該受託者が当該受益者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。
- 四 受託者が第一項の振替受益権に係る受益権の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該受益権について振替機関に同項の同意を与えなければならない。
- 五 第一項に規定する場合において、受託者が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の受益者又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座(当該通知がないときは、当該受託者が開設の申出をした特別口座を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない)。

(振替手続)

第二百二十七条の七 特定の銘柄の振替受益権について、振替の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

- 二 前項の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除き、振替によりその口座顧客口座を除く。)において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。
- 三 第一項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - 一 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替受益権の銘柄及び数
 - 二 前項の加入者の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別
 - 三 増加の記載又は記録がされるべき口座(顧客口座を除く。以下この条において「振替先口座」という。)
 - 四 振替先口座(機関口座を除く。)において増加の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別
 - 五 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 第二項の加入者の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における同項第一号の数(以下この条において「振替数」という。)についての減少の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された保有欄又は質権欄(機関口座にあつては、第二百七条の四第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。)における振替数についての増加の記載又は記録

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第四号又は第五項第四号の規定により通知を受けた事項の通知

8 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(特別口座に記載又は記録がされた振替受益権についての振替手続等に関する特例)

第二百二十七条の八 加入者は、特別口座に記載され、又は記録された振替受益権については、当該加入者又は当該振替受益権の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2 特定の銘柄の振替受益権に係る第二百二十七条の五第一項の通知又は振替の申請の前に信託の併合により消滅する信託の受益権を取得した者であつて受益権原簿に記載又は記録がされていないことを理由として信託の併合に際して当該受益権に代わる当該振替受益権の交付を受けることができなかったものその他の主務省令で定める者(以下この条において「取得者等」という。)が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替受益権についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するもの(正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一 当該取得者等のための第二百二十七条の六第三項本文の申出

二 前号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替受益権についての振替の申請

3 特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

(抹消手続)

第二百二十七条の九 特定の銘柄の振替受益権について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座(顧客口座を除く。)において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替受益権の銘柄及び数

二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における同項第一号の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 発行者は、受益者又は質権者のために受益者代理人に対して振替受益権の受益債権に係るすべての債務の支払をする場合を除くほか、受益者又は質権者に対して振替受益権の受益債権に係るすべての債務の支払をするのと引換えにその口座における当該振替受益権の銘柄についての当該支払に係る振替受益権の数と同数の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

8 前項の規定は、受益者又は質権者のために振替受益権の受益債権に係るすべての債務の支払を受けた受益者代理人が当該受益者又は当該質権者に対し当該支払を受けた額の支払をする場合について準用する。

(全部抹消手続)

第二百二十七条の十 特定の銘柄の振替受益権の発行者は、当該振替受益権についての記載又は記録の全部を抹消しようとする場合には、第二号の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を得た振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該振替受益権の銘柄
二 当該振替受益権についての記載又は記録の全部を抹消する日

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替受益権についての記載又は記録がされている口座、機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄、以下この章において「保有欄等」という。）において、当該振替受益権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(振替受益権の併合に関する記載又は記録手続)

第二百二十七条の十一 特定の銘柄の振替受益権について信託の変更により受益権の併合をしようとする場合には、当該振替受益権の発行者は、当該受益権の併合がその効力を生ずる日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該受益権の併合に係る振替受益権の銘柄

二 一から次のイの総数の口の総数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）
イ 受益権の併合後の当該振替受益権の総数

ロ 受益権の併合前の当該振替受益権の総数

三 受益権の併合がその効力を生ずる日
四 当該発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの二）

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替受益権についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている数に減少比率をそれぞれ乗じた数についての減少の記載又は記録をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によつて減少の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならない。振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。

らない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。

(振替受益権の分割に関する記載又は記録手続)

第二百二十七条の十二 特定の銘柄の振替受益権について、信託の変更により受益権の分割をしようとする場合には、当該振替受益権の発行者は、当該受益権の分割がその効力を生ずる日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該受益権の分割に係る振替受益権の銘柄

二 次のイの総数の口の総数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）

イ 受益権の分割により受益者が受ける当該振替受益権の総数
ロ 受益権の分割前の当該振替受益権の総数

三 受益権の分割がその効力を生ずる日
四 当該発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの二）

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替受益権についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている数に増加比率をそれぞれ乗じた数についての増加の記載又は記録をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によつて増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならない。振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。

(信託の併合により他の銘柄の振替受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続)

第二百二十七条の十三 信託の併合に係る各信託の受益権が振替受益権である場合において、受託者が信託の併合に際して振替受益権を交付しようとするときは、当該受託者は、信託の併合がその効力を生ずる日の二週間前までに、当該受託者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。この場合において、第二百二十七条の五及び第二百二十七条の六の規定は、適用しない。

一 従前の信託の受益者に対して当該信託の併合に際して交付する振替受益権の銘柄
二 従前の信託の振替受益権の銘柄
三 次のイの総数の口の総数に対する割合（以下この条において「割当比率」という。）
イ 第一号の振替受益権の総数
ロ 前号の振替受益権の総数

四 信託の併合がその効力を生ずる日
五 第一号の振替受益権の発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの二）
六 第二百二十七条の四第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

七 第一号の振替受益権のうち当該信託の併合により新たに生ずるものの総数その他主務省令で定める事項

2 前項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項第一号から第六号までに掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、信託の併合がその効力を生ずる日において、その備える振替口座簿中の同項第二号の振替受益権についての記載又は記録がされている保有欄等において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該保有欄等に記載又は記録がされている第一項第二号の振替受益権の数に割当比率をそれぞれ乗じた数の同項第一号の振替受益権についての増加及び同項第六号に規定する事項の記載又は記録

二 第一項第二号の振替受益権の全部についての記載又は記録の抹消

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によつて増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等においてすべき記載又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第五号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならない。振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。

（信託の分割により他の銘柄の振替受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続）

第百二十七条の十四 分割信託（信託法第百五十五条第一項第六号に規定する分割信託をいう。以下この項において同じ。）の受益権が振替受益権である場合において受託者が吸収信託分割に際して振替受益権を交付しようとするとき、又は新規信託分割における従前の信託の受益権が振替受益権である場合において受託者が新規信託分割に際して振替受益権を交付しようとするときは、当該受託者は、信託の分割がその効力を生ずる日の二週間前までに、当該受託者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。この場合において、第百二十七条の五及び第百二十七条の六の規定は、適用しない。

一 分割信託又は従前の信託の受益者に対して当該信託の分割に際して交付する振替受益権の銘柄

二 分割信託又は従前の信託の振替受益権の銘柄

三 次のイの総数の口の総数に対する割合（以下この条において「割当比率」という。）

イ 第一号の振替受益権の総数

ロ 前号の振替受益権の総数

四 信託の分割がその効力を生ずる日

五 第一号の振替受益権の発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの二）

六 第百二十七条の四第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

3 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、信託の分割がその効力を生ずる日において、その備える振替口座簿中の同項第二号の振替受益権についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている同号の振替受益権の数に割当比率をそれぞれ乗じた数の同項第一号の振替受益権についての増加及び同項第六号に規定する事項の記載又は記録をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によつて増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等においてすべき記載又は記録に代えて、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第五号の口座の保有欄に政令で定める記載又は記録をしなければならない。振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。

（記載又は記録の変更手続）

第百二十七条の十五 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第百二十七条の四第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

（振替受益権の譲渡）

第百二十七条の十六 振替受益権の譲渡は、振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあつては、第百二十七条の四第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替受益権の買入れ）

第百二十七条の十七 振替受益権の買入れは、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該買入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（信託財産に属する振替受益権の對抗要件）

第百二十七条の十八 振替受益権については、第百二十七条の四第三項第五号の規定により当該振替受益権が信託財産に属する旨を振替口座簿に記載し、又は記録しなければ、当該振替受益権が信託財産に属することを第三者に對抗することができない。

2 前項に規定する振替口座簿への記載又は記録は、政令で定めるところにより行う。

（加入者の権利推定）

第百二十七条の十九 加入者は、その口座口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。）における記載又は記録がされた振替受益権についての権利を適法に有するものと推定する。

(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第二百二十七条の二十一 前条の規定による振替受益権の取得によりすべての受益者の有する同条に規定する銘柄の振替受益権の総数が当該銘柄の振替受益権の総数(その受益債権に係るすべての債務の支払がされた振替受益権の数を除く)を超えることとなる場合において、第一号の合計数が第二号の総数を超えるときは、振替機関は、その超過数(第一号の合計数から第二号の総数を控除した数をいう。)に達するまで、当該銘柄の振替受益権を取得する義務を負う。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替受益権の数の合計数

二 当該銘柄の振替受益権の総数(その受益債権に係るすべての債務の支払がされた振替受益権の数を除く。)

2 前項第一号に規定する数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替受益権を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の数とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替受益権を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替受益権について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

4 前項に規定する振替受益権についての権利は、同項の規定により免除の意思表示がされたときは、消滅する。

5 振替機関は、振替受益権について第三項の規定により免除の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替受益権について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第二百二十七条の二十二 前条第一項に規定する場合において、第一号の合計数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過数(第一号の合計数から第二号の数を控除した数をいう。)に相当する数の当該銘柄の振替受益権について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替受益権の数の合計数

二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替受益権の数

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に規定する数

二 前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合における同号に掲げる数

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替受益権を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替受益権を取得する義務を負う。

4 口座管理機関は、第一項の規定により免除の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該免除の意思表示をした旨
二 当該免除の意思表示に係る振替受益権の銘柄及び数

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替受益権について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録

二 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録
(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第二百二十七条の二十三 第二百二十七条の二十一第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、受益者は、当該受益者の有する当該銘柄の振替受益権のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乘じた数(次項において「振替機関分制限数」という。)に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該受益者の有する当該銘柄の振替受益権の数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該受益者(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替受益権についての受益者に限る。)の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数を控除した数)

二 すべての受益者の有する当該銘柄の振替受益権の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する

当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替受益権についてのすべての受益者の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数の合計数を控除した数)

2 第二百二十七条の二十一第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各受益者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、各受益者の有する当該銘柄の振替受益権のうち振替機関分制限数に関する部分について、発行者に代わつて当該振替受益権の受益債権に係る債務の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、第二百二十七条の二十一第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務
(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第二百二十七条の二十四 第二百二十七条の二十一第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、受益者当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替受益権についての受益者に限る。は、その有する当該銘柄の振替受益権のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乘じた数(以下この条において「口座管理機関分制限数」という。)に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該受益者の有する当該銘柄の振替受益権の数(当該口座管理機関の下位機関であつて第二百二十七条の二十二第一項の規定により当該銘柄の振替受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該受益者(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載

又はその下位機関が開設した口座に記載

又は記録がされた振替受益権についての受益者に限る。の口座管理機関分制限数を控除した数。

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記録又は記録がされた振替受益権についてのすべての受益者の有する当該銘柄の振替受益権の総数(当該口座管理機関の下位機関であつて第二百二十七条の二十二第一項の規定により当該銘柄の振替受益権について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記録又は記録がされた振替受益権についてのすべての受益者の口座管理機関分制限数の合計数を控除した数)

2 第二百二十七条の二十二第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する受益者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、同項に規定する受益者の有する当該銘柄の振替受益権のうち口座管理機関分制限数に関する部分について、発行者に代わつて受益債権に係る債務の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、第二百二十七条の二十二第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務

(発行者が誤つて振替受益権の受益債権に係る債務の支払をした場合における取扱い)
第二百二十七条の二十五 発行者が第二百二十七条の二十三第一項又は前条第一項の規定により義務を負わないとされた数についてした受益債権に係る債務の支払は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替受益権に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

2 前項の場合において、受益者は、発行者に対し、同項に規定する債務の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項に規定する債務の支払をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百二十七条の二十三第二項第一号又は前条第二項第一号の規定による受益者の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 信託法の特例

(受益権原簿の記載又は記録事項に関する信託法の特例)

第二百二十七条の二十六 振替受益権についての受益権原簿には、当該振替受益権についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

(証明書の提示)

第二百二十七条の二十七 振替受益権の受益者が受益権の行使(受益債権の行使を除く)をするには、第三項本文の規定により書面の交付を受けた上、発行者に当該書面を提示しなければならない。

2 振替受益権の受益者が受益者集会において議決権を行使するには、受益者集会の日の一週間前までに前項の規定による提示をし、かつ、受益者集会の日に当該提示をしなければならない。

3 振替受益権の受益者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている当該振替受益権についての第二百二十七条の四第三項各号に掲げる事項(主務省令で定めるものを除く。)を証明した書面の交付を請求することができる。ただし、当該振替受益権について、既にこの項の規定による書面の交付を受けた者であつて、当該書面を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

4 前項本文の規定により書面の交付を受けた受益者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となつた振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることができない。

(受益権買取請求に関する信託法の特例)

第二百二十七条の二十八 振替受益権の受益者が信託法第三十一条第一項又は第二項の規定により当該振替受益権を買い取ることを請求した場合においては、発行者は、当該受益者に対し、当該振替受益権の代金の支払をするのと引換えに当該振替受益権について当該発行者の口座を振替先口座とする振替を当該受益者の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(信託の併合に関する信託法の特例)

第二百二十七条の二十九 信託の併合により消滅すべき受益権が振替受益権でない場合において、受託者が信託の併合に際して受益者に振替受益権を交付しようとするときは、信託の併合がその効力を生ずる日を第二百二十七条の六第一項第一号の一定の日として同項の通知をしなければならない。

2 信託の併合により消滅すべき受益権が振替受益権である場合において、受託者が信託の併合に際して振替受益権でない受益権を交付しようとするときは、当該受託者は、信託の併合がその効力を生ずる日を第二百二十七条の十第一項第二号の日として全部抹消の通知をしなければならない。

(振替受益権に関する信託法の特例)
第二百二十七条の三十 振替受益権に関する信託法の規定の適用については、振替受益権は、受益証券発行信託の受益権とみなす。

(適用除外)
第二百二十七条の三十一 振替受益権については、信託法第八十六条第三号及び第四号、第八十九条、第九十四条、第九十五条第一項、第九十七条第一項から第三項まで、第九十八条第一項及び第二項、第九十九条、第二百条第一項並びに第二百一条第一項の規定は、適用しない。

第五節 雑則
第二百二十七条の三十二 第二百二十七条の五第一項の通知があつた場合には、当該通知を受け

た振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替受益権の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が同項第七号に掲げる事項を知ることができるようになる措置を執らなければならない。

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替受益権に係る信託財産から支弁する。

第二百七十八条第一項中「第十一号まで」を「第十号まで及び第十一号」に改める。

第二百七十九条中「第三十第三項」の下に「第二百二十七条の二十三第二項若しくは第二百二十七条の二十四第二項」を加える。

第二百八十五条第五項中「第二百二十九条第六項」を「第二百二十七条の四第六項、第二百二十七条の五第一項第八号、第二百二十七条の六第一項、第二百二十七条の八第二項、第二百二十七条の十三第一項第七号、第二百二十七条の十四第一項第七号、第二百二十七条の二十七第三項、第二百二十九条第六項」に改める。

第二百八十九条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第二百二十七条の五第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第二百二十七条の七第一項、第二百二十七条の九第一項、第二百二十七条の十第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第二百二十七条の十一第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、及び第五項、第二百二十七条の十二第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、及び第五項、第二百二十七条の十三第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、及び第五項、第二百二十七条の十四第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、及び第五項、第二百二十七条の十五、第二百二十七条の二十一第五項又は第二百二十七条の二十二第五項の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

第二百九十五条第十四号中「第二百二十四条の二第二項(同条第三項において準用する場合を

含む。）、同条第四項から第六項まで」の下に、「
第二百二十七条の五第二項第二号（同条第三項に
おいて準用する場合を含む。）、第二百二十七条の
七第一項、第二百二十七条の九第一項、第二百二十
七条の十第二項（同条第四項において準用する
場合を含む。）、第二百二十七条の十一第二項（同
条第四項において準用する場合を含む。）、第二百
二十七条の十二第二項（同条第四項において準
用する場合を含む。）、第二百二十七条の十三第二
項（同条第四項において準用する場合を含む。）、
第二百二十七条の十四第二項（同条第四項に
おいて準用する場合を含む。）、第二百二十七条
の二十二第四項」を加え、同条第十五号中「第
百二十二条第三項」を「第二百二十七条の二十七
第三項、第二百二十二条第三項」に改める。

第二百九十六条第二号中「第百六十四条第一

[illegible]

附則第四十六條各号中「第四十一條第二項及び第四十二條第三項」を「第五十條第二項及び第五十一條第三項」に改め、同条を附則第五十五條とする。

附則第四十五條を附則第五十四條とする。

附則第四十四条中「第四十一条第二項及び第四十二条第三項」を「第五十条第二項及び第五十一条第三項」に改め、同条を附則第五十三条とする。

附則第四十三條第一項中「第四十一條第二項」を「第五十條第二項」に、「並びに」を「附則第四十三條第一項第三号、第四十四條第二号、第

四十八条第一項第二号及び第四十九条並びに
に改め、同条を附則第五十二条とする。

附則第四十二條第二項の表第二百四條第一項の項及び第二百一十一條第一項の項中「附則第四十二條第一項」を「附則第五十一條第一項」に改め、同表第二百九十六條第二項の項中「附則第四十二條第三項」を「附則第五十一條第三項」に改め、同条を附則第五十一條とする。

附則第四十一条第一項中「第十九条から前条まで」を「附則第十九条から第四十条まで」に改め、同項の表第二百十四条第一項の項及び第二百二十一条第一項の項中「附則第四十一条第一項を「附則第五十条第一項」に改め、同表第二百九十六条第二号の項中「附則第四十一条第二項」を「附則第五十条第二項」に改め、同条を附則第五十条とする。

附則第四十条の次に次の九条を加える。

(振替受益権の特例)

第四十一条 信託法の施行に伴う関係法律の整

備等に関する法律（平成十八年法律第
号）附則第三号に掲げる規定の施行の日まで
に設定された受益証券発行信託の受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の信託契約の変更が行われたもの（以下附則第四十九条までにおいて「特例受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替受益権とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第四章から第六章まで、第百二十七条の二第二項、第百二十七条の五、第百二十七条の六第四項及び第五項、第百二十七条の三十二並びに第七章から第十二章までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十七条の六第一項第一号		について前条第一項の通知又は保有欄	当該口座の第百二十七条の四第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
第百二十七条の七第三項第二号		質権欄	当該口座の同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）
第百二十七条の八第二項	に係る第百二十七条の五第一項の通知又は の総数（		に係る
第百二十七条の二十一第一項	の総数を		について振替受入簿に記載され、又は記録された合計数（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る数及び
第百二十七条の二十二第二項	発生、移転又は消滅	総数を	合計数を
第百二十七条の二十二第二項	発生、移転又は消滅	により当該	発生・振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
第百二十七条の二十五第一項	振替受益権		特例受益権
第百九十六条第二号	又は第二百三十八条第二項の規定により		若しくは第二百三十八条第二項又は附則第四十七条第四項の規定により

(振替受入簿の備付)

第四十二条 振替機関は、振替受入簿を備えなければならない。

(特例受益権に係る振替受入簿の記載又は記録事項)

第四十三条 振替受入簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- 一 特例受益権の銘柄(第二百二十七条の四第三項第二号に規定する銘柄をいう。附則第四十五条第四項及び第四十八条第一項第一号において同じ。)及び数
- 二 特例受益権の番号
- 三 その他主務省令で定める事項

2 第二百二十七条の四第六項の規定は、振替受入簿について準用する。

(特例受益権に係る振替受入簿の閲覧等)

第四十四条 特例受益権の受益者及び発行者は、次に掲げる請求をすることができる。

- 一 振替受入簿が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 振替受入簿が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(特例受益権に係る振替受入簿の記載又は記録手続)

第四十五条 特例受益権の受益者は、その有する特例受益権について、振替受入簿の記載又は記録を申請することができる。

2 前項の申請をする特例受益権の受益者(以下この条において「申請人」という。)は、当該特例受益権の発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、当該特例受益権の受益証券を添えて、申請人のためにその申出により開設された当該特例受益権の振替を行うための口座を示さなければならない。

3 第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関は、直ちに、当該申請に係る

特例受益権について、振替受入簿に附則第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 振替機関は、前項の規定により振替受入簿に記載し、又は記録したときは、直ちに、当該記載又は記録に係る特例受益権の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 当該特例受益権の発行者に対する振替受入簿に記載し、又は記録した旨の通知
- 二 当該振替機関が第二項の規定により示された口座を開設したものである場合には、当該口座の第二百二十七条の四第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該特例受益権の数の増加の記載又は記録
- 三 当該振替機関が第二項の規定により示された口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて申請人の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該特例受益権の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する次に掲げる事項の通知

- イ 当該特例受益権の銘柄及び数
- ロ 申請人の氏名又は名称
- ハ 第二項の規定により示された口座

5 前項(第一号を除く。)の規定は、同項第三号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(受益証券の無効)

第四十六条 前条第二項の規定により振替機関に提出された受益証券は、同条第四項の規定により振替受入簿に記載され、又は記録された時において、無効とする。

(受益証券の発行の特例)

第四十七条 特例受益権について、附則第四十五条第一項の申請をする権限を有しない者の申請により振替受入簿の記載又は記録がされ

た場合であつて、当該特例受益権について第二百二十七条の九第一項の抹消の申請が行われているときには、当該特例受益権の受益者は、振替機関に対し、当該特例受益権に係る振替受入簿の記載又は記録の抹消の申請をすることが出来る。

2 振替機関は、前項の規定による抹消の申請を受けたときは、直ちに、当該申請に係る特例受益権について、振替受入簿の記載又は記録を抹消しなければならない。

3 振替機関は、前項の規定により振替受入簿の記載又は記録を抹消したときは、直ちに、当該記載又は記録に係る特例受益権の発行者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 第二項の規定により振替受入簿の記載又は記録が抹消されたときは、当該記載又は記録に係る特例受益権の受益者は、第二百二十七条の三第一項の規定にかかわらず、当該特例受益権の発行者に対し、受益証券の発行を請求することができる。

(特例受益権の内容の公示)

第四十八条 発行者は、特例受益権について第十三条第一項の同意を振替機関に対し与えた場合には、直ちに、当該振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該同意に係る特例受益権の銘柄
- 二 当該特例受益権の総数その他の主務省令で定める事項

2 第二百二十七条の三十二の規定は、前項の通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「同項第七号」とあるのは、「附則第四十八条第一項各号」と読み替えるものとする。

(特例受益権に係る発行者の同意に関する公告)

第四十九条 振替機関は、特例受益権について第十三条第一項の発行者の同意を得た場合には、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(農林中央金庫法の一部改正)

第六十二条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第九項中「第九号」の下に「信託業法(平成十六年法律第五十四号)」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次の一項を加える。

9 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、信託法(平成十八年法律第三号)第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務を行うことができる。

第七十二条第一項第四号中「平成十六年法律第五十四号」を削る。

(証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六十三条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五十八条中「第三十条第二項」を「第三十条第一項」に、「同条第三項を同条第二項」を「同条第二項を同条」に改める。

附則第五十九条中「第三十条第二項」を「第三十条第一項」に改める。

(独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正)

第六十四条 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七條に次の一項を加える。
3 出資者の持分については、当該持分が信託財産に属する旨を出資者原簿に記載した後でなければ、当該持分が信託財産に属することを信用基金その他の第三者に対抗することができない。

財産に、「相続財産」を「相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産」に改める。

(破産法の一部改正に伴う経過措置)

第六十九条 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合における施行日前にされた行為の否認については、前条の規定による改正後の破産法(以下この条において「新破産法」という。)第二百四十四条の十第一項の規定により読み替へて適用する新破産法第六章第二節の規定は、適用しない。

2 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合においては、施行日前に破産債権者につき受託者に対する債務(信託財産に属する債権に係る債務に限る。以下この項において同じ。)の負担の原因が生じたときにおける破産債権者による相殺の禁止及び施行日前に受託者に対して債務を負担する者につき破産債権の取得の原因が生じたときにおける当該者による相殺の禁止については、新破産法第七十一条及び第七十二条の規定は、適用しない。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律目次の改正規定中「改め、第二百二十一条の下に「第二百二十一条の二」を加え、「第二百二十三条を「第二百二十三條」を、「第二百二十一条の二」を「第二百二十一條の三」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第二百二十一条の改正規定中「第八十二条の項の」を「第八十五条第一項の項の」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第二百二十一条の見出し及び同条を改め、同条の次に出し中「投資信託又は外国投資信託の受益権を

「投資信託受益権」に改め、同条中「いう」の下に「以下同じ」を加え、同条の表第七十八条第一項の項中「口数」の下に「償還済み又は」を加え、同表第八十条第一項、第八十条第二項第一号、第八十一条第一項及び第八十一条第二項第一号の項中「及び収益」を「解約及び収益」に改め、同表第八十二条の項中「又は収益」を「解約又は収益」に改め、同条の次に次の一条を加える」を「第六章第六節中第二百二十一条の二を第二百二十一条の三とし、第二百二十一条の次に次の一条を加える」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第六章の次に六章を加える改正規定中第二百四十二条を次のように改める。

(信託財産に属する振替株式についての對抗要件)

第二百四十二条 振替株式については、第二百二十九条第三項第五号の規定により当該振替株式が信託財産に属する旨を振替口座簿に記載し、又は記録しなければ、当該株式が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。

2 前項に規定する振替口座簿への記載又は記録は、政令で定めるところにより行う。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第六章の次に六章を加える改正規定のうち第二百六十一条第一項中「第二百三十二条第二号及び第三号」を「第二百三十二条第一項第二号及び第三号」を「第二百三十二条第一項第二号及び第三号」並びに第三項に、「並びに第二百五十二条を、第二百五十二条並びに第二百五十四条の二第一項から第三項まで」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第六章の次に六章を加える改正規定中第二百七十六条を次のように改める。

(信託財産に属する振替新株予約権についての對抗要件)

第二百七十六条 振替新株予約権については、第二百六十五条第三項第五号の規定により当該振替新株予約権が信託財産に属する旨を

振替口座簿に記載し、又は記録しなければ、当該新株予約権が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。

2 前項に規定する振替口座簿への記載又は記録は、政令で定めるところにより行う。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第六章の次に六章を加える改正規定のうち第二百九十条中「並びに第二百七十条第一項から第三項まで」を「第二百七十条第一項から第三項まで並びに第二百七十二条の二第一項から第三項まで」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第六章の次に六章を加える改正規定中第二百七条を次のように改める。

(信託財産に属する振替新株予約権付社債についての對抗要件)

第二百七条 振替新株予約権付社債については、第二百九十四条第三項第五号の規定により当該振替新株予約権付社債が信託財産に属する旨を振替口座簿に記載し、又は記録しなければ、当該新株予約権付社債が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。

2 前項に規定する振替口座簿への記載又は記録は、政令で定めるところにより行う。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第六章の次に六章を加える改正規定のうち第二百九十一条第二項及び第二百九十二条第一項中「第九十五条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第六章の次に六章を加える改正規定のうち第二百九十四条中「第二百七十条第一項から第三項まで」の下に、「第二百七十二条の二第一項から第三項まで」を加え、「並びに第二百九十四条第一項を、第二百九十四条第一項並びに第二百九十五

第十五条の二第一項から第三項まで」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第六章の次に六章を加える改正規定のうち第二百

三十三条第一項中「第二百三十二条第二号及び第三号」を「第二百三十二条第一項第二号及び第三号、第二項並びに第三項」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第六章の次に六章を加える改正規定のうち第二百三十六条第一項中「第二百三十二条第二号及び第三号並びに第二百三十三条」を「第二百三十二条第一項第二号及び第三号並びに第三項、第二百三十三条並びに第二百五十四条の二第一項から第三項まで」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第六章の次に六章を加える改正規定のうち第二百四十七條第一項中「第二百三十二条第二号及び第三号」を「第二百三十二条第一項第二号及び第三号並びに第二項」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第六章の次に六章を加える改正規定のうち第二百五十二条及び第二百五十五条中「並びに第二百九十四条第一項」を「第二百九十四条第一項並びに第二百九十五条の二第一項から第三項まで」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第三十六条の次に六章を加える改正規定のうち附則第三十八条中「第三十条」を「第三十条第二項」に、「同条中「当該投資信託約款に係る知られたる受益者」を「同項中「知られたる受益者」に、「当該投資信託約款に係る知られたる受益者」を「知られたる受益者」に、「同法の」を「投資信託及び投資法人に関する法律」に、「第四十九条の十一」を「第四十九条の十一第一項」に改める。

(不動産登記法の一部改正)

第七十一条 不動産登記法(平成十六年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四百条」を「第四百条の二」に改める。

第十七条第三号中「の任務終了」を「に関する任務の終了」に改める。

第九十七条第一項中第六号を第十一号とし、第三号から第五号までを五号ずつ繰り下げ、同

項第二号中「(信託法(大正十一年法律第六十二号)第八條第一項に規定する信託管理人をいう。第百二条において同じ。)」を削り、同号を同項第三号とし、同号の次に次の四号を加える。

四 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所

五 信託法(平成十八年法律第 号)第百八十五條第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨

六 信託法第二百五十八條第一項に規定する受益者の定めのない信託であるときは、その旨

七 公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

第九十七條第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め第九十七條第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかを登記したときは、同項第一号の受益者(同項第四号に掲げる事項を登記した場合にあっては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。)の氏名又は名称及び住所を登記することを要しない。

第九十八條の見出し中「申請方法」を「申請方法等」に改め、同条第一項中「による権利の移転又は保存若しくは設定」を「に係る権利の保存、設定、移転又は変更」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 信託の登記は、受託者が単独で申請することができる。

3 信託法第三條第三号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記は、受託者が単独で申請することができる。

第百条の見出し中「更迭」を「変更」に改め、同条第一項中「法人の解散、破産手続開始の決定、後見開始若しくは保佐開始の審判」を「後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散」に、「更迭」を「変更」に改める。

第百一条中「信託法第五十條の規定による受託者の更迭又は任務の終了により権利の移転又は変更の」を「次に掲げる」に改め、「当該」を削り、同条に次の各号を加える。

一 信託法第七十五條第一項又は第二項の規定による権利の移転の登記

二 信託法第八十六條第四項本文の規定による権利の変更の登記

三 受託者である登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記

第百二條を次のように改める。

(嘱託による信託の変更の登記)

第百二條 裁判所書記官は、受託者の解任の裁判があつたとき、信託管理人若しくは受益者代理人の選任若しくは解任の裁判があつたとき、又は信託の変更を命ずる裁判があつたときは、職権で、遅滞なく、信託の変更の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 主務官庁は、受託者を解任したとき、信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したとき、又は信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の変更の登記を登記所に嘱託しなければならない。

第百三條中「当該」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第九十九條の規定は、前項の信託の変更の登記の申請について準用する。

第百四條第一項中「が移転」の下に、「変更」を、「移転の登記」の下に「若しくは変更の登記」を加える。

第百四條第二項を次のように改める。

2 信託の登記の抹消は、受託者が単独で申請することができる。

第百四條第三項を削る。

第四章第三節第五款中第百四條の次に次の一条を加える。

(権利の変更の登記等の特則)

第百四條の二 信託の併合又は分割により不動産に関する権利が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合における当該権利に係る当該一の信託についての信託の登記の抹消及び当該他の信託についての信託の登記の申請は、信託の併合又は分割による権利の変更の登記の申請と同時にしなければならない。信託の併合又は分割以外の事由により不動産に関する権利が一の信託の信託財産に属する財産から受託者を同一とする他の信託の信託財産に属する財産となつた場合も、同様とする。

2 信託財産に属する不動産について次の表の上欄に掲げる場合における権利の変更の登記(第九十八條第三項の登記を除く。)については、同表の中欄に掲げる者を登記権利者とし、同表の下欄に掲げる者を登記義務者とする。この場合において、受益者(信託管理人がある場合)にあっては、信託管理人。以下この項において同じ。については、第二十二條本文の規定は、適用しない。

一 不動産に関する権利が固有財産に属する財産から信託財産に属する財産となつた場合	受益者	受託者
二 不動産に関する権利が信託財産に属する財産から固有財産に属する財産となつた場合	受託者	受益者
三 不動産に関する権利が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合	当該他の信託の受益者及び受託者	当該一の信託の受益者及び受託者

第百二十條第三項及び第百二十一條第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

(不動産登記法の一部改正に伴う経過措置)

第七十二條 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。

(信託業法の一部改正)

第七十三條 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一條・第五十二條」を「第五十條の二・第五十二條」に改める。

第二條第一項中「引受け」の下に「(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他の取引に付随して行われるものであつて、その内容等を勘案し、委託者及び受益者の保護のため支障を生ずることがないと思認められるものとして政令で定めるものを除く。以下同じ。)」を加え、同条第三項第一号中「処分」の下に「当該信託の目的の達成のために必要な行為を含む。以下同じ。)」を加える。

第四條第三項第五号中「及びその委託先(委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続)」を並びに委託先の選定に係る基準及び手続(第二十二條第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。)に改める。

第五条第二項第一号を次のように改める。
一 株式会社(次に掲げる機関を置くものに限る。)でない者

イ 取締役会

口 監査役又は委員会(会社法平成十七年法律第八十六号)第二条第十二号に規定する委員会をいう。)

第五条第二項第五号中「第七条第一項の登録」の下に、「第五十条の二第一項の登録を」、「第五十二条第一項の登録を取り消され」の下に、「第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され」を加え、「第五条第一項」を「第三条」に、「第八条ノ三」を「第十条」に改め、同項第六号中「この法律」の下に、「信託法(平成十八年法律第 号)」を加え、同項第八号中「及び第四十五条第二項」を、「第四十五条第二項及び第五十条の二第六項第八号」に改め、同号二中「第七条第一項の登録」の下に、「第五十条の二第一項の登録」を、「第五十二条第一項の登録を取り消され」の下に、「第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され」を加え、「第五条第一項」を「第三条」に、「第八条ノ三」を「第十条」に改め、同号十中「平成十七年法律第八十六号」を削り、同項第十号イ中「第七条第一項」の下に、「第五十条の二第一項」を、「第五十二条第一項の登録を取り消され」の下に、「第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され」を加え、「第五条第一項」を「第三条」に、「第八条ノ三」を「第十条」に改める。

第八条第一項中「以下この条」を削り、同条第三項第五号中「及びその委託先(委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続)」を「並びに委託先の選定に係る基準及び手続(第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。)」に改める。

第十四条第二項中「第五条第一項」を「第三条」に改める。

第二十二條第一項第一号中「信託契約」を「信託行為」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「第二十八條から第三十條まで(第二十九條第三項を除く。)」の規定及び「第二十八條及び第二十九條(第三項を除く。)」の規定並びに「に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定第一項第二号を除く。は、次に掲げる業務を委託する場合には、適用しない。

一 信託財産の保存行為に係る業務

二 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務であつて、受益者の保護に支障を生ずること

三 前二号のいずれにも該当しない業務で、あつて、受益者の保護に支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるもの

第二十三條に次の一項を加える。

2 信託会社が信託業務を次に掲げる第三者(第一号又は第二号にあつては、株式の所有関係又は人的関係において、委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者に該当し、かつ、受託者と密接な関係を有する者と

に委託したときは、前項の規定は、適用しない。ただし、信託会社が、当該委託先が不適任若しくは不誠実であること又は当該委託先が委託された信託業務を的確に遂行していないことを知りながら、その旨の受益者(信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。第三号、第二十九條の三及び第五十一条第一項第五号において同じ。)に対する通知、当該委託先への委託の解除その他の必要な措置をとることを怠つたときは、この限りでない。

一 信託行為において指名された第三者

二 信託行為において信託会社が委託者の指名に従い信託業務を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者

三 信託行為において信託会社が受益者の指名に従い信託業務を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者

第二十六條第一項第七号中「委託する場合」の下に「(第二十二條第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。)」を加え、同項第十五号中「解除を(合意による終了)」に改める。

第二十八條第一項中「法令及び信託の本旨に従い信託財産に係る」を「信託の本旨に従い」に改め、「信託業務」の下に「その他の業務」を加え、同条第二項中「善良な」を「善良な」に、「信託業務」を「信託業務」に改め、同条第三項中「信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産とを」を「信託法第三十四条の規定に基づき信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを」に改める。

第二十九條第二項中「信託契約」を「信託行為」に、「かつ、信託財産に損害を与えるおそれがない」を「又は当該取引に関する重要な事実を開示してあらかじめ書面若しくは電磁的方法による受益者(信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。)の承認を得た場合(当該取引をすることができない旨の信託行為の定めがある場合を除く。))であり、かつ、受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める」に改め、同項第二号中「一の」を「一の信託の」に、「それ以外」を「他の信託」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第三者との間において信託財産のためにする取引であつて、自己が当該第三者の代理人となつて行うもの

第二十九條の次に次の二条を加える。

(重要な信託の変更等)
第二十九條の二 信託会社は、重要な信託の変更(信託法第百三条第一項各号に掲げる事項に係る信託の変更をいう。又は信託の併合若しくは信託の分割(以下この条において「重要な信託の変更等」という。)をしようとする場合には、これらが当該信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかである場合その他内閣府令で定める場合を除き、次に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより公告し、又は受益者(信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下この条において同じ。)に各別に催告しなければならない。

一 重要な信託の変更等をしようとする旨

二 重要な信託の変更等に異議のある受益者は一定の期間内に異議を述べるべき旨

三 その他内閣府令で定める事項

2 前項第二号の期間は、一月を下ることができない。

3 第一項第二号の期間内に異議を述べた受益者の当該信託の受益権の個数が当該信託の受益権の総個数の二分の一を超えるとき(各受益権の内容が均等でない場合にあつては、当該信託の受益権の価格の額が同項の規定による公告又は催告の時ににおける当該信託の受益権の価格の総額の二分の一を超えるときその他内閣府令で定めるときは、同項の重要な信託の変更等をしてはならない。

4 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 信託行為に受益者集会における多数決による旨の定めがあるとき

二 第一項に定める方法以外の方法により当該信託の受益権の総個数(各受益権の内容が均等でない場合にあつては、当該信託の受益権の価格の総額その他内閣府令で定め

るもの)の二分の一を超える受益権を有する受益者の承認を得たとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として内閣府令で定める場合に該当するとき。

5 一つの信託約款に基づいて、信託会社が多数の委託者との間に締結する信託契約にあつては、当該信託契約の定めにより当該信託約款に係る信託を一の信託とみなして、前各項の規定を適用する。

(費用等の償還又は前払の範囲等の説明)

第二十九条の三 信託会社は、受益者との間に於いて、信託法第四十八条第五項同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。)に規定する合意を行おうとするときは、当該合意に基づいて費用等(同法第四十八条第一項に規定する費用等をいう。)若しくは信託報酬の償還又は費用若しくは信託報酬の前払を受けることができる範囲その他の内閣府令で定める事項を説明しなければならない。

第三十条第一項を削り、同条第二項中「以下この項において同じ」を削り、「信託法第二十一条法律第六十二号」第三條第一項を「信託法第十四条」に改め、同項後段を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「以下この項において同じ」を削り、「第三條第一項」を「第十四条」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二項とする。

第三十六条第二項中「設立される」を「設立する」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の認可を受けて合併により設立する株式会社は、その成立の時に、第三條の内閣府令の免許を受けたものとみなす。

第三十七條第一項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第二項中「設立される」を「設立する」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の認可を受けて新設分割により設立する株式会社は、その成立の時に、第三條の内閣府令の免許を受けたものとみなす。

第三十八條第一項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項の認可を受けて吸収分割により信託業の全部の承継をする株式会社は、当該承継の時に、第三條の内閣府令の免許を受けたものとみなす。

第四十條を次のように改める。

(権利義務の承継)

第四十條 合併後存続する信託会社又は合併により設立する信託会社は、合併により消滅する信託会社の業務に關し、当該信託会社が内閣府令の認可その他の処分に基づいて有していた権利義務を承継する。

2 前項の規定は、会社分割により信託業の全部の承継をする信託会社について準用する。

第三十條第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 内閣府令は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があるとき、その必要の限度において、当該信託会社から業務の委託を受けた者に対し当該信託会社の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託会社から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該信託会社の業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 前項の信託会社から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

第四十九條第一項中「第四十七條」を「第五十八條第四項」に、「同条」を「同項」に、「其ノ相

続人又ハ」を「又は」に、「其ノ相続人、受益者又ハ」を「受益者又は」に改め、同条第二項を削

り、同条第三項中「第一項の場合」を「前項の場合」に、「第四十九條第一項」を「第六十二條第二項」に、「又ハ」を「又は」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第五十條第三項中「第三項及び第四項」を「第五項及び第六項」に改める。

第二章第六節第五十一條の前に次の一條を加える。

(信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託についての特例)

第五十條の二 信託法第三條第三号に掲げる方法によつて信託をしようとする者は、当該信託の受益権を多数の者(政令で定める人数以上の者をいう。第十項において同じ。)が取得することができる場合として政令で定める場合には、内閣府令の登録を受けなければならない。ただし、当該信託の受益者の保護のため支障を生ずることがないと認められる場合として政令で定める場合は、この限りでない。

2 第七條第二項から第六項までの規定は、前項の登録について準用する。

3 第一項の登録(前項において準用する第七條第三項の登録の更新を含む。第六項並びに第十二項の規定により読み替えて適用する第四十五條第一項第三号及び第六十一條第三号において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣府令に提出しなければならない。

一 商号

二 資本金の額

三 取締役及び監査役(委員会設置会社にあっては取締役及び執行役、持分会社にあっては業務を執行する社員)の氏名

四 会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称

五 信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に關する業務の種類

六 前号の業務以外の業務を営むときは、その業務の種類

七 信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行う営業所の名称及び所在地

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一定款

二 会社(公社法第二條第一号に規定する会社をいう。第六項において同じ。)の登記事項証明書

三 信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類

四 貸借対照表

5 前項第三号の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託の信託財産の種類

二 信託財産の管理又は処分の方法

三 信託財産の分別管理の方法

四 信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の実施体制

五 信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の一部を第三者に委託する場合には、委託する事務の内容並びに委託先の選定に係る基準及び手続(第二十二條第三項各号に該当事務を委託する場合を除く。)

六 信託受益権販売業を営む場合には、当該業務の実施体制

七 その他内閣府令で定める事項

6 内閣府令は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三項の申請書若しくは第四項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 会社でない者
- 二 資本金の額が受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない会社
- 三 純資産額が前号に規定する金額に満たない会社
- 四 定款若しくは第四項第三号に掲げる書類の規定が、法令に適合せず、又は信託法第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を適正に遂行するために十分なものでない会社
- 五 人的構成に照らして、信託法第三号第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を的確に遂行することができず、知識及び経験を有すると認められない会社
- 六 第五号第二項第五号又は第六号に該当する会社
- 七 他に営む業務が公益に反すると認められ、又は当該他に営む業務を営むことがその信託に係る事務を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる会社
- 八 取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役のうちに第五号第二項第八号イからチまでのいずれかに該当する者のある会社
- 七 前項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。
- 八 内閣総理大臣は、第一項の登録の申請があつた場合においては、第六項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自己信託登録簿に登録しなければならぬ。
- 一 第三項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号
- 九 内閣総理大臣は、自己信託登録簿を公衆の縦覧に供しななければならない。
- 十 第一項の登録を受けた者が信託法第三号第三号に掲げる方法によつて信託をしたとき（当該信託の受益権を多数の者が取得することができるとして政令で定めるときに限る。）は、当該登録を受けた者以外の者であつて政令で定めるものに、内閣府令で定めるところにより、当該信託財産に属する財産の状況その他の当該財産に関する事項を調査させなければならない。
- 十一 第一項の登録を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、他に営む業務を営むことが同項の信託に係る事務を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすことのないようにしなければならない。
- 十二 第一項の登録を受けて同項の信託をする場合には、当該登録を受けた者を信託会社（第十二条第二項及び第三項、第十三条第二項、第四十五条並びに第四十七条にあつては、管理型信託会社）とみなして、第十一条（第十項の免許の取消し及び失効に係る部分を除く。）、第十二条第二項及び第三項、第十三条第二項、第十五条、第二十二條、第二十三条、第二十四条第一項（第三号及び第四号）（これらの規定中委託者に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）、第二十七条から第二十九条まで、第二十九条の二（第五項を除く。）、第三十条の三から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条、第四十条、第四十一条（第五項を除く。）、第四十二条、第四十三条、第四十五条（第一項第二号を除く。）、第四十六条第一項（免許の失効に係る部分を除く。）、第四十七条、第四十八条（免許の取消しに係る部分を除く。）、第四十九条（免許の取消しに係る部分を除く。）並びに前条並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「信託業務」とあり、及び「信託業」とあるのは「信託法第三号第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務」と、「第七条第一項の登録」とあるのは「第五十条の二第一項の登録」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第十項	第七条第三項の登録の更新	第五十条の二第二項において準用する第七条第三項の登録の更新
第十二条第二項	第八条第一項各号	第五十条の二第三項各号
第十二条第三項	管理型信託会社登録簿	自己信託登録簿
第十三条第二項	業務方法書	信託法第三号第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類
第二十二条第三項	業務	信託法第三号第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務
第二十八条第一項	その他の業務	その他の事務
第三十三条	事業報告書	自己信託報告書
第三十四条第一項	業務	信託法第三号第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務
	すべての営業所	同号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行うすべての営業所
第四十条第一項	業務	信託法第三号第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務
第四十一条第二項第二号	又は監査役	若しくは監査役又は業務を執行する社員
第四十一条第三項	すべての営業所	同号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行うすべての営業所
第四十二条第二項	その業務	その事務
	当該信託会社の業務	その事務
	これらの業務	これらの事務

第四十二条第二項	第十七条から第十九条までの届出若しくは措置若しくは当該信託会社の業務	その事務
第四十二条第三項	から業務	から事務
第四十二条第四項	の業務	の事務
第四十三条	業務 の業務 業務方法書	事務 の信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務 同号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類 その他当該事務
第四十五条第一項	業務 その他業務	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務 その他当該事務
第四十五条第一項第一号	第五条第二項第一号又は第四号から第六号まで	第五十条の二第六項第一号から第七号まで
第四十五条第二項	又は監査役	若しくは監査役又は業務を執行する社員
第四十七条	第七条第三項の登録の更新	第五十条の二第二項において準用する第七条第三項の登録の更新
第四十八条	前条第一項若しくは第三項 第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項	前条第一項 第四十五条第一項
第四十九条第一項	業務 第七条第三項の登録の更新	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務 第五十条の二第二項において準用する第七条第三項の登録の更新

第五十一条第一項中「第三条」の下に「及び前条」を加え、同項第三号中「商法」の下に「明治三十二年法律第四十八号」を加え、同条第七項中「第四十二条第三項及び第四項」を「第四十二条第五項及び第六項」に改める。

第五十二条第三項中「第二十九条」を「第二十九条の三」に改める。

第五十三条第六項第五号中「第五条第一項」を「第三条」に、「第八条ノ三」を「第十条」に改める。

第五十八条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、外国信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があるとき、その必要の限度において、当該外国信託会社から業務の委託を受けた者に対し当該外国信託会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該外国信託会社から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該外国信託会社の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の外国信託会社から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

第六十五条中「法令及び信託の本旨に従い信託財産に係る」を「信託の本旨に従い」に改める。

第八十七条第一項中「第百十一条第九号」を「第百十一条第十号」に改める。

第九十五条第二項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの」を「電磁的方法」に改める。

第百五条第一項中「管理型信託会社を除く。」の下に「第五十条の二第一項の登録を受けた者」を加え、同条第二項中「第五十一条第九項」の下に「第九十二条第一項（第五十条の二第一項の登録を受けた者が信託受益権販売業を営む場合に限る。）」を加える。

第百十一条第三号中「第七条第一項」の下に「第五十条の二第一項」を加え、同条第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第五十条の二第一項の規定に違反して、登録を受けずに信託法第三条第三号に掲げる方法による信託をした者

第百十三条第二号中「の規定による」を「若しくは第五十条の二第三項の規定による」に、「の規定により」を「若しくは第五十条の二第四項の規定により」に改め、同条第十三号及び第十四号中「又は第四十二条第二項」を「若しくは第四十二条第二項若しくは第三項」に改め、同条第二十四号及び第二十五号中「第五十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第百十五条第四号を次のように改める。

四 第二十六条第一項の書面若しくは同条第二項の電磁的方法が行われる場合に当該方法により作られる電磁的記録を交付せず、若しくは提供せず、又は虚偽の書面若しくは電磁的記録を交付し、若しくは提供した者

第百十五条第七号を次のように改める。

七 第九十五条第一項の書面若しくは同条第二項の電磁的方法が行われる場合に当該方法により作られる電磁的記録を交付せず、若しくは提供せず、又は虚偽の書面若しくは電磁的記録を交付し、若しくは提供した者

第一百八条第九号中「第二十八号」を「第三十四号」に改め、同条第十号及び第十一号を削る。

第一百九条中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十九条の二の規定に違反して、重要な信託の変更又は信託の併合若しくは信託の分割を行った者

三 第五十条の二第二十項の規定に違反して、調査をさせなかった者

附則第七条第一項から第三項までの規定中「第四条第一項」を「第二条第一項」に改め、同条第五項中「第四条第二項」を「第二条第二項」に改め、同条第六項中「第四条第三項」を「第二条第三項」に改める。

附則第十二条中「第八条ノ二」を「第八条」に改める。

附則第十六条第二項中「第四条第一項」を「第二条第一項」に改め、同条第七項中「政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」を「政令で定めるものを除く。」に改める。

(信託業法の一部改正に伴う経過措置)
第七十四条 施行日前にされた申請に係る免許及び登録の手續及び要件については、前条の規定による改正後の信託業法第四条第三項、第五条第二項及び第八条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に申立て又は裁判があつた前条の規定による改正前の信託業法第四十九条の規定による非訟事件の手續については、新法信託においても、なお従前の例による。

(有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正)

第七十五条 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項中「第二号ハ」を「第二号ホ」に改める。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)
第七十六条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号イ中「信託会社又は」を「信託法(平成十八年法律第 号)第三条第一号に掲げる方法(信託会社又は)に、(以下「信託会社等」という。)に信託しを」との間で同号に規定する信託契約を締結するものに限る。

第二十三条第一項において同じ。)又は信託法第三号に掲げる方法による信託(以下「特定信託」と総称する。)をしに改める。

第十九条第五項中「基づき信託された」を「基づく特定信託に係る」に改める。

第二十一条中「二部を信託会社等に信託する」を「一部について、特定信託をする」に改める。

第二十二号第一号中「信託会社等に信託し、当該信託を」特定信託をし、当該特定信託に改める。

第二十三条第一項中「貸付債権を信託し」を「貸付債権について特定信託(信託法第三条第一号に掲げる方法によるものに限る。)をしに、」に改める。

「当該信託を」当該特定信託に改める。
(会社法の一部改正)
第七十七条 会社法の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 株式の質入れ(第四百六十六条―第四百七十二条)」を「第三款 株式の質入れ(第四百六十六条―第四百七十二条) 第四款 信託財産に属する株式について(第四百七十二条)」に改める。

第三款 株式の質入れ(第四百六十六条―第四百七十二条) 第四款 信託財産に属する株式について(第四百七十二条)

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

第三十三条第五項中「明瞭」を「明瞭」に改める。

第二百三十二条に次の二項を加える。

2 株式会社は、株式の併合をした場合には、併合した株式について、その株式の株主に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録しなければならぬ。

3 株式会社は、株式の分割をした場合には、分割した株式について、その株式の株主に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録しなければならぬ。

第二編第二章第三節中第五百五十四条の次に次の一款を加える。

第四款 信託財産に属する株式について(第四百七十二条)

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

第九百九十七条第五項第一号中「第九百九十六条第三項」を「前条第三項」に改める。

第二百四十九条第二号及び第三号二中「こととする」を削る。

第二編第三章第四節中第二百七十二条の次に次の一款を加える。

第四款 信託財産に属する新株予約権について(第四百七十二条)

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

に、「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条)」を「第三款 新株予約権の質入れ(第二百六十七号―第二百七十二条) 第四款 信託財産に属する新株予約権について(第二百七十二条)」に改める。

第三百四十七條第二項中「及び第三百四十一條を」を「第三百四十一條並びに第三百四十三條第一項及び第二項に」、「とする」を「と」、第三百四十三條第一項及び第二項中「株主總會」とあるのは「第三百四十七條第二項の規定により読み替えて適用する第三百二十九條第一項の種類株主總會」とするに改める。

第四百六十一條第一項第七号中「第二百三十四條第四項の下に」を「第二百三十五條第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第四百六十二條第一項第五号イ及びロ中「第二百三十四條第四項後段」の下に「第二百三十五條第二項において準用する場合を含む。」を加え、「同項第二号」を「第二百三十四條第四項第二号（第二百三十五條第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百六十五條第一項第九号中「第二百三十四條第四項の」を「次のイ又はロに掲げる」に、「同条第一項各号」を「当該イ又はロ」に改め、同号に次のように加える。

イ 第二百三十四條第四項 同条第一項各号に定める者

ロ 第二百三十五條第二項において準用する第二百三十四條第四項 株主

第六百二十六條の見出し及び同条第一項中「払戻し」の下に「又は持分の払戻し」を加え、同条第二項中「規定により」の下に「出資の払戻しのために」を加え、同条第三項中「前項を」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により持分の払戻しのために減少する資本金の額は、第六百三十五條第一項に規定する持分払戻額から持分の払戻しをする日における剰余金額を控除して得た額を超えてはならない。

第六百九十五條の次に次の一條を加える。
（信託財産に属する社債についての対抗要件等）

第六百九十五條の二 社債については、当該社債が信託財産に属する旨を社債原簿に記載し、又は記録しなければ、当該社債が信託財産に属することを株式会社その他の第三者に對抗することができない。

2 第六百八十一條第四号の社債権者は、その有する社債が信託財産に属するときは、株式会社に對し、その旨を社債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3 社債原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における第六百八十二條第一項及び第六百九十二條第一項の規定の適用については、第六百八十二條第一項中「記録された社債原簿記載事項」とあるのは「記録された社債原簿記載事項当該社債権者の有する社債が信託財産に属する旨を含む」と、第六百九十二條第一項中「社債原簿記載事項」とあるのは「社債原簿記載事項当該社債権者の有する社債が信託財産に属する旨を含む」とする。

4 前三項の規定は、社債券を発行する旨の定めがある社債については、適用しない。

第七百九十五條第二項第三号中「承継する」を「取得する」に改める。

第八百五十一條第三項中「の株式」を「若しくはその完全親会社の株式」に改める。

第八百六十八條第二項中「閲覧」の下に「謄写」を加え、同項各号中「閲覧」の下に「若しくは謄写」を加える。

第八百七十條第四号中「第七百八十六條第二項」の下に「第七百八十八條第二項」を加える。

第八百七十七條中「第八百四十條第二項」の下に「第八百四十一條第二項及び」を加える。

第八百七十八條第一項中「第八百四十條第二項」の下に「（第八百四十一條第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九百三十七條第一項第二号ハ中「次条第二項第二号」を「次条第二項第四号」に改め、同号

ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ イ又はロに掲げる裁判を取り消す裁判（次条第二項第二号に規定する裁判を除く。）

二 清算人又は代表清算人若しくは清算持分会社を代表する清算人の選任又は選定の裁判を取り消す裁判（次条第二項第三号に規定する裁判を除く。）

第九百三十七條第一項第三号イ中「前号ハ」を「前号ホ」に改め、同条第二項中「あつた」を「確定した」に改める。

第九百三十八條第二項第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 前号の裁判を取り消す裁判があつたとき。

三 特別清算開始後における清算人又は代表清算人の選任又は選定の裁判を取り消す裁判があつたとき。

第九百四十三條第一号中「第四十八條の二第三項（同法第四十九條の十三第二項及び第三項並びに）を第四十八條の二第二項（同法）に改め、及び第二百八十八條第三項を削る。

第九百七十六條第十九号中「第三百二十五條」を「又は第二項（これらの規定を第三百二十五條）に改め、同条第二十一号中「第三百四十三條第二項」の下に「第三百四十七條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を、「株主總會の下に」又は「種類株主總會を加え、同条第三十三号中「第七百一十一條第一項」を「第七百十四條第一項」に改める。

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七十八條 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二百三十條第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十二項第二号ロ中

「特定短期社債」の下に「新資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債をいう。ハにおいて同じ。」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を第十二項とし、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とし、同条第十六項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第九項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を第十八項とし、第二十項を第十九項とし、第二十一項を第二十項とし、同条第二十二項中「第十九項第一号」を第十八項第一号に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「第十八項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第十八項又は第二十二項」を「第十七項又は第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「第二十三項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第十九項第二号」を「第十八項第二号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「第二十項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「第十八項若しくは第二十二項」を「第十七項若しくは第二十一項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項を同条第二十九項とし、同条第三十一項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「第三十項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「第二十七項から第二十九項まで」を「第二十六項から第二十八項まで」に改め、同項を同条第三十二項とする。

第二百三十二條第二十七項中「第三百三十條第二項」を削り、同条第二十八項中「第二百三十條第十九項第一号」を「第二百三十條第十八項第一号」に改め、同条第三十項第一号中「第二百三十條第十九項」を「第二百三十條第十八項」に改める。

（郵政民営化法の一部改正）

第七十九条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一百十條第一項第三号中「第十七号まで」の下に「並びに第十一條第二号」を加える。

（罰則に関する経過措置）

第八十條 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十一條 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の改正に伴い必要な経過措置（第三條、第六條第一項、第十一條第二項、第十五條第二項、第二十六條第一項、第三十條第二項及び第五十六條第二項の規定による新法信託への信託の変更に関し必要な経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則

この法律は、新信託法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九條（商法第七條の改正規定に限る。）、第二十五條（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十一條第二十四號の改正規定に限る。）、第三十七條（金融機関の合併及び転換に関する法律第七十六條第七號の改正規定に限る。）、第四十九條（保険業法第七條の六第一項第七號、第五十三條の十二第八項、第五十三條の十五、第五十三條の二十五第二項、第五十三條の二十七第三項、第五十三條の三十二、第八十條の五第三項及び第四項並びに第八十條の九第五項の改正規定に限る。）、第五十五條（資産の流動化に関する法律第七十六條第六項、第八十五條、第六百八十八條第五項、第七百七十一條第六項及び第三百十六條第一項第二十三號の改正規定に限る。）、第五十九條、第七十五條及び第七十七條（会社法目次の改正規定、同法第三百三十二

平成十八年十二月一日印刷

平成十八年十二月四日発行

条に二項を加える改正規定、同法第二編第二章第三節中第五十四條の次に一款を加える改正規定、同法第二編第三章第四節中第二百七十二條の次に一款を加える改正規定、同法第六百九十五條の次に一款を加える改正規定及び同法第九百四十三條第一號の改正規定を除く。）の規定 公布の日

二 第三條、第六條第一項、第十一條第二項及び第三項、第十五條第二項、第二十六條第一項、第三十條第二項並びに第五十六條第二項の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第六十一條の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

十一月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、国籍法改正に関する請願（第五四六号）（第五五二号）
 - 一、共謀罪新設反対に関する請願（第五五三号）（第五五四号）
 - 一、国籍法改正に関する請願（第五六〇号）（第五六一号）
 - 一、共謀罪新設反対に関する請願（第五六六号）
- 第五四六号 平成十八年十一月十四日受理
国籍法改正に関する請願
請願者 フランス共和国サン・ジェルマン・アン・レイ市ラモー通一 柴田千枝子 外七名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。
- 第五五二号 平成十八年十一月十五日受理
国籍法改正に関する請願
請願者 フランス共和国オードセーヌ県ヌイイ市アンケルマン通り四九 梶

木さなえ 外八名
紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第五五三号 平成十八年十一月十五日受理
共謀罪新設反対に関する請願
請願者 東京都青梅市木野下一ノ六七ノ一 五 浜口正幸 外千九百九十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第五五四号 平成十八年十一月十五日受理
共謀罪新設反対に関する請願
請願者 広島県福山市本庄町中一ノ五ノ五ノ三〇一 垣内寛 外千九百九十九名
紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

- 第五六〇号 平成十八年十一月十五日受理
国籍法改正に関する請願
請願者 フランス共和国パリ市六区ジャン・パール通り五 寛恵里 外十名
 - 第五六一号 平成十八年十一月十六日受理
国籍法改正に関する請願
請願者 フランス共和国クルブヴォア市 ドナテロ通り三 田村麻紀 外五十名
 - 第五六六号 平成十八年十一月十六日受理
共謀罪新設反対に関する請願
請願者 福岡市西区生松台一ノ三〇ノ二 砂川光邦 外三千九百九十九名
- 紹介議員 福山 哲郎君
この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。
- 紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二号中訂正
ページ 段 行 原文 訂正文
三 三 四 十一日 十九日

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A